

平成25年6月10日 開 会

平成25年6月28日 閉 会

# 平成25年第2回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

6月10日（月曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	3
○開 会（午前10時00分）	4
○日程第1 会議録署名議員の指名について	4
○日程第2 会期の決定について	4
○日程第3 諸般の報告について	4
○日程第4 報第2号から日程第7 報第5号まで	5
○日程第8 議第51号から日程第13 議第56号まで	5
林市長提案説明	5
○散 会（午前10時28分）	10

6月17日（月曜日）第2号

○議事日程	11
○本日の会議に付した事件	12
○出席議員	13
○欠席議員	14
○説明のため出席した者の職氏名	14
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	14
○開 議（午前10時00分）	15
○日程第1 質 疑（議第51号から議第56号まで）	15
4番 上野欣也議員質疑	15
江口福祉課長答弁	15
4番 上野欣也議員質疑	15
江口福祉課長答弁	16
4番 上野欣也議員質疑	16

中村健康介護課長答弁	16
4番 上野欣也議員質疑	17
中村健康介護課長答弁	17
4番 上野欣也議員質疑	17
佐村生涯学習課長答弁	17
11番 藤根圓六議員質疑	18
谷村産業課長答弁	18
11番 藤根圓六議員質疑	19
谷村産業課長答弁	19
11番 藤根圓六議員質疑	19
谷村産業課長答弁	19
8番 尾関律子議員質疑	19
江口福祉課長答弁	19
8番 尾関律子議員質疑	20
江口福祉課長答弁	20
8番 尾関律子議員質疑	20
中村健康介護課長答弁	20
7番 寺町知正議員質疑	20
江口福祉課長答弁	21
7番 寺町知正議員質疑	21
江口福祉課長答弁	21
7番 寺町知正議員質疑	22
江口福祉課長答弁	22
7番 寺町知正議員質疑	22
江口福祉課長答弁	22
7番 寺町知正議員質疑	23
江口福祉課長答弁	23
7番 寺町知正議員質疑	23
林市長答弁	24
7番 寺町知正議員質疑	24
江口福祉課長答弁	24
○休 憩（午前10時34分）	25

○再	開（午前10時35分）	26
	7番 寺町知正議員質疑	26
○休	憩（午前10時38分）	27
○再	開（午前10時41分）	27
	江口福祉課長答弁	27
○休	憩（午前10時42分）	27
○再	開（午前11時00分）	27
	7番 寺町知正議員質疑	27
	佐村生涯学習課長答弁	28
	7番 寺町知正議員質疑	29
	佐村生涯学習課長答弁	30
	森田教育長答弁	30
	7番 寺町知正議員質疑	31
	森田教育長答弁	31
	7番 寺町知正議員質疑	32
	中村健康介護課長答弁	32
	7番 寺町知正議員質疑	32
	中村健康介護課長答弁	33
	7番 寺町知正議員質疑	33
	中村健康介護課長答弁	33
	7番 寺町知正議員質疑	33
	棚橋水道課長答弁	34
	7番 寺町知正議員質疑	34
	棚橋水道課長答弁	34
	7番 寺町知正議員質疑	35
	棚橋水道課長答弁	35
○日程第2	議第57号から日程第8 議第63号まで	35
	林市長提案説明	36
○日程第9	質 疑（議第57号から議第63号まで）	39
	2番 山崎 通議員質疑	39
	林市長答弁	39
	2番 山崎 通議員質疑	39

○日程第10 委員会付託（議第51号から議第63号まで）	40
○散 会（午前11時43分）	40

6月26日（水曜日）第3号

○議事日程	41
○本日の会議に付した事件	41
○出席議員	41
○欠席議員	41
○説明のため出席した者の職氏名	41
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	42
○開 議（午前10時00分）	43
○日程第1 一般質問	43
1. 12番 影山春男議員質問	43
(1) 小型家電リサイクル法施行の対応について	43
林市民環境課長答弁	44
影山春男議員質問	45
林市民環境課長答弁	46
影山春男議員質問	47
林市長答弁	47
(2) 企業の農業参入について	47
林市長答弁	48
影山春男議員質問	50
林市長答弁	50
影山春男議員発言	52
2. 6番 杉山正樹議員質問	52
(1) 副市長ポストについて	52
林市長答弁	52
杉山正樹議員質問	53
林市長答弁	53
○休 憩（午前10時40分）	53
○再 開（午前10時50分）	53
3. 1番 恩田佳幸議員質問	53

(1) 防災対策に対するハザードマップのあり方と土砂災害防止法について……………	53
関谷総務課長答弁……………	54
恩田佳幸議員質問……………	56
関谷総務課長答弁……………	58
(2) ぎふ清流国体馬術会場跡地利用について……………	59
長野建設課長答弁……………	60
恩田佳幸議員質問……………	60
林市長答弁……………	63
○休    憩（午前11時20分）……………	63
○再    開（午前11時20分）……………	63
恩田佳幸議員質問……………	65
林市長答弁……………	66
4. 8番 尾関律子議員質問……………	68
(1) 胃がん対策について……………	68
中村健康介護課長答弁……………	69
尾関律子議員質問……………	70
中村健康介護課長答弁……………	70
(2) 介護支援ボランティア制度について……………	71
中村健康介護課長答弁……………	72
尾関律子議員質問……………	73
中村健康介護課長答弁……………	74
(3) 学校給食費について……………	74
森田教育長答弁……………	76
尾関律子議員質問……………	76
森田教育長答弁……………	77
尾関律子議員質問……………	77
林市長答弁……………	77
○休    憩（午後0時16分）……………	78
○再    開（午後1時15分）……………	78
5. 4番 上野欣也議員質問……………	78
(1) 自然環境を保護する対策について……………	78
林市民環境課長答弁……………	79

上野欣也議員質問	81
林市民環境課長答弁	81
谷村産業課長答弁	82
(2) 小学校における「外国語活動」の充実強化について	83
渡辺学校教育課長答弁	85
上野欣也議員質問	86
林市長答弁	87
渡辺学校教育課長答弁	88
上野欣也議員質問	89
渡辺学校教育課長答弁	89
○休 憩 (午後 1 時56分)	90
○再 開 (午後 2 時15分)	90
6. 7 番 寺町知正議員質問	90
(1) 市長や市の情報発信力は乏しいと映る	90
林市長答弁	92
寺町知正議員質問	93
林市長答弁	95
寺町知正議員質問	95
林市長答弁	97
(2) 男女平等施策の立脚点は後ろすぎないか	97
久保田企画財政課長答弁	99
林市長答弁	100
寺町知正議員質問	101
○休 憩 (午後 2 時53分)	102
○再 開 (午後 2 時54分)	102
林市長答弁	102
(3) 事務事業の合理化、簡素化の更なる推進を	102
棚橋水道課長答弁	104
林市長答弁	105
○散 会 (午後 3 時07分)	106

6月28日(金曜日)第4号

○議事日程	107
○本日の会議に付した事件	109
○出席議員	111
○欠席議員	112
○説明のため出席した者の職氏名	112
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	112
○開　　議（午前10時00分）	113
○日程第1　常任委員会委員長報告	113
○日程第2　委員長報告に対する質疑	114
○休　　憩（午前10時06分）	114
○再　　開（午前10時13分）	114
○日程第3　討　　論（議第51号から議第63号まで）	115
○日程第4　採　　決（議第51号から議第63号まで）	115
○日程第5　発議第3号　慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）患者の支援を求める 意見書について	118
吉田茂広厚生文教常任委員会委員長提案説明	118
○日程第6　質　　疑	118
○日程第7　討　　論	119
○日程第8　採　　決	119
○日程第9　発議第4号　個人保証の原則廃止を求める意見書について	119
吉田茂広厚生文教常任委員会委員長提案説明	119
○日程第10　質　　疑	120
○日程第11　討　　論	120
○日程第12　採　　決	120
○閉　　会（午前10時26分）	121
○会議録署名者	121

平成25年6月10日

# 山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

平成25年第2回

## 山縣市議会定例会会議録

第1号 6月10日（月曜日）

---

○議事日程 第1号 平成25年6月10日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第2号 専決処分の報告について
- 日程第5 報第3号 平成24年度山縣市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報第4号 平成24年度山縣市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第7 報第5号 山縣市土地開発公社経営状況について
- 日程第8 議第51号 山縣市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第52号 山縣市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第53号 山縣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第54号 山縣市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第55号 平成25年度山縣市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議第56号 平成25年度山縣市水道事業会計補正予算（第1号）

---

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第2号 専決処分の報告について
- 日程第5 報第3号 平成24年度山縣市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報第4号 平成24年度山縣市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

- 日程第7 報第5号 山県市土地開発公社経営状況について
- 日程第8 議第51号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第52号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第53号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第54号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第55号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議第56号 平成25年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（14名）

1番	恩田佳幸君	2番	山崎通君
3番	吉田茂広君	4番	上野欣也君
5番	石神真君	6番	杉山正樹君
7番	寺町知正君	8番	尾関律子君
9番	横山哲夫君	10番	武藤孝成君
11番	藤根圓六君	12番	影山春男君
13番	村瀬伊織君	14番	後藤利瑗君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	教育長	森田正男君
総務課長	関谷英治君	企画財政課長	久保田裕司君
税務課長	奥田英彦君	市民環境課長	林早笑君
福祉課長	江口弘幸君	健康介護課長	中村孝君
産業課長	谷村勝美君	建設課長	長野裕君
水道課長	棚橋和良君	会計管理者	遠山治彦君
消防長	横山智君	学校教育課長	渡辺千俊君
生涯学習課長	佐村光仁君		

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹 村 勇 司           書 記 林       強 臣  
書 記 川 瀬 智 美

---

午前10時00分開会

○議長（横山哲夫君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第2回山県市議会定例会を開会いたします。

議事日程に入る前に、全国市議会議長会及び東海市議会議長会から武藤孝成議員と村瀬伊織議員が永年勤続の表彰を受けられましたので、その伝達式を行います。

〔表彰状伝達〕

〔拍手〕

○議長（横山哲夫君） 受賞されました武藤議員、村瀬議員、まことにおめでとうございます。皆さん、もう一度盛大な拍手をお願いいたします。

〔拍手〕

○議長（横山哲夫君） ありがとうございました。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（横山哲夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、1番 恩田佳幸君、2番 山崎 通君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定について

○議長（横山哲夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から6月28日までの19日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より6月28日までの19日間と決定いたしました。

---

日程第3 諸般の報告について

○議長（横山哲夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成25年5月に執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

---

日程第4 報第2号から日程第7 報第5号まで

○議長（横山哲夫君） 日程第4、報第2号 専決処分の報告について、日程第5、報第3号 平成24年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第6、報第4号 平成24年度山県市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第7、報第5号 山県市土地開発公社経営状況について、以上4議案につきましては、地方自治法及び地方自治法施行例に基づく報告であります。

なお、報第3号及び報第4号につきましては、配付されております繰越明許費繰越計算書、報第5号につきましては、土地開発公社経営状況説明書のとおりでありますので、御承知おき願います。

---

日程第8 議第51号から日程第13 議第56号まで

○議長（横山哲夫君） 日程第8、議第51号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第52号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第53号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第54号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第55号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第2号）、日程第13、議第56号 平成25年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）、以上6議案を一括議題として、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成25年山県市議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、大変御多忙の中、早朝より御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、先ほどは、村瀬伊織議員並びに武藤孝成議員におかれましては、長年議員としての市政の発展に御尽力されました功績によりまして、御両人ともに全国市議会議長会及び東海市議会議長会から表彰を受けられました。まことにおめでとうございました。今後とも市政の発展のために御尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

さて、5月1日には、山県市の自主運行バス、ハーバスの大桑線と伊自良線の車両2台を16年ぶりに更新いたしました。足腰の弱いお年寄りや車椅子の人でも比較的楽に乗りおりできるノンステップバスを導入いたしました。車体の更新に伴い、ハーバス全線

で岐阜バスのICカード乗車券、アユカで運賃を支払うことが可能になりました。私も導入の初日に伊自良線に試乗いたしました。バスの床と歩道との段差がほとんどなく、アユカも利用できるようになりましたので、地域の足として、若い人を含む多くの方に御利用していただきたいと思っております。

また、5月18日には、四国山香りの森公園において、山縣市合併10周年記念事業、第42回岐阜県みどりの祭りを開催いたしました。当日は好天に恵まれ、式典のほか、高富中学校吹奏楽部による音楽会や木工教室、木のおもちゃ広場などが行われたほか、市の特産品や御当地グルメの販売もあり、多くの来場者でにぎわいました。議員各位におかれましても、大変お忙しい中、御出席をいただき、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

また、なお、同日には、岐阜県から、神崎地内の通称ごろごろの滝周辺の森林3.47ヘクタールが、県下で4番目となる魚つき保安林に指定されました。これまで地元の美山漁業協同組合により河畔林の森林整備が行われてきましたが、今回の指定により、アマゴなどの魚類が生息する清流のさらなる保全につながるものと期待をしております。

また、去る5月26日に、伊自良総合運動公園におきまして第11回山縣市消防操法大会を実施いたしました。ポンプ車操法に4チーム、小型ポンプ操法に11チームが出場され、日ごろの訓練の成果を発揮して、見事な操法を披露されました。私は、このような消防団活動が有事における救助活動等の礎となるものと確信をいたしております。

なお、ポンプ車操法において優勝されました第1分団は、8月4日に可児市で開催される第62回岐阜県消防操法大会に出場されますが、本市の代表として健闘されることを祈念申し上げます。

さて、ことしは昨年より11日早く、5月28日に梅雨入りしたと見られると気象庁から発表がございました。この梅雨入り後は、例年にない空梅雨の天気が続いておりますが、今後、台風の発生や近年に見られますような短期的・局地的ゲリラ豪雨も十分に予想されることから、本市におきましても、災害に迅速かつ適切に対応できる体制づくりに努めてまいり所存でございます。

また、6月2日には、笹倉自治会・自主防災会に参加していただき、岐阜県と山口市で「短期的・局地的豪雨災害」対応防災訓練を行いました。この訓練は、出水期を前に、平成22年の7・15豪雨災害を初め、近年、大垣市などで発生した豪雨災害を教訓に、短期的・局地的豪雨等風水害に備えた避難訓練等を実施し、住民の防災意識の高揚を図ることを狙いとしております。この訓練は、県内では4番目の開催となりますが、初めて土砂災害等を想定した住民参加型訓練として実施されました。土砂災害の危険性の高ま

りにより市が避難勧告を発令し、笹倉自治会の住民は、みずからの身の安全の確保を第一に、物を持たず、迅速に避難するというシェークアウト型避難を実施するという訓練想定で、笹倉自治会の皆様に参加していただきました。

また、市民の皆様に、避難・救助訓練を通じて日ごろから防災意識を持っていただくことを目的としました本年度の山縣市総合防災訓練を、8月25日日曜日に梅原スポーツランドを会場として実施する予定でございます。この訓練につきましては、梅原地区の自治会関係者及び関係団体の皆様に御協力をお願い申し上げますとともに、議員各位を初め市民の皆様の御参加、御協力につきましてもよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

今後とも、消防・防災意識をさらに高め、市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを目指し努力してまいります。

さて、本日提案しております案件は、報告案件4件、条例案件4件、補正予算案件2件、計10案件でございます。

ただいま上程されました6案件につきまして、御説明申し上げます。

初めに、資料ナンバー1、議第51号 山縣市総合計画審議会条例の一部を改正する条例につきましては、山縣市総合計画の策定に当たり、山縣市総合計画審議会委員のうち、「学識経験のある者」を「識見を有する者」に、「市職員」を「その他市長が必要を認める者」に改め、幅広く市民の意見を反映しようとするものでございます。

次に、議第52号 山縣市附属機関設置条例の一部を改正する条例につきましては、男女共同参画推進懇話会及び福祉有償運送等運営協議会について、会議形態や審議事項等を検討した結果、その位置づけを地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として明確にし、また、子ども・子育て支援法が施行されたことに伴い、同法第77条第1項の規定に基づく子ども・子育て会議を新たに附属機関として設置するものでございます。

次に、議第53号 山縣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案第52号において新たに附属機関に位置づけた男女共同参画推進懇話会及び福祉有償運送等運営協議会の委員報酬に関する規定を追加し、子ども・子育て支援事業計画策定委員会の名称を子ども・子育て会議に変更するほか、新たに設置する国際交流員の報酬を規定するため改正するものでございます。

次に、議第54号 山縣市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例につきましては、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正され、平成25年4月1日に施行されました。この改正により、地域生活支援事業に必須事業が追加され、障がい福祉サービス等の対象となる障がい者

の範囲に難病等の方々が加えられたことに伴い、規定を整備するため改正するものでございます。

次に、資料ナンバー 6、議第55号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億2,199万6,000円を追加し、その総額を126億5,905万3,000円とするとともに、地方債の補正をするものでございます。

補正の主な内容につきまして、歳出の款ごとに、順次御説明申し上げます。

9ページにございます議会費の議会放映業務委託料105万3,000円は、各定例会初日の提案説明と一般質問を有線テレビにて録画、放映するための経費でございます。

総務費の企画費にある男女共同参画推進懇話会は、同懇話会を市の附属機関とするに当たり、報償費を報酬に組み替えしようとするもので、コミュニティセンター助成事業は、北町自治会と平井自治会の公民館建設に対する財団法人自治総合センターからの補助金を追加しようとするものでございます。

民生費の福祉有償運送等運営協議会委員は、同協議会を市の附属機関とするに当たり、報償費を報酬に組み替えしようとするもので、母子福祉費54万9,000円は、児童福祉法による児童の出産費用等の扶助費であり、歳入として41万1,000円の国県負担金も計上しております。

生活保護費の84万円は、国の法令改正等に伴う生活保護システムの改修経費で、歳入として63万円の国庫補助金も計上しております。

衛生費の予防費は、高齢者のインフルエンザ予防接種に関し、県内の一定の医療機関で助成を受けられるようにしようとする岐阜県広域化予防接種事業に合わせ、助成金から委託料へ科目変更しようとするもののほか、風疹の予防接種費用の助成費159万1,000円を計上しており、これに係る歳入として41万7,000円の県補助金も計上しております。

農林水産業費の治山林道事業費1,470万円は、林道日屋洞線のり面改良工事が県補助金の対象となるため追加しようとするもので、歳入として735万円の県補助金と730万円の過疎債も計上しております。

商工費の設計委託料879万8,000円と工事請負費796万4,000円は、恋洞地内の市所有地に係る詳細設計委託料と上水道管等の工事請負費で、歳入として621万円の国庫補助金も計上しております。

また、企業立地奨励金187万3,000円は、市企業立地促進条例に基づき、今般新たに1つの事業者を指定しましたので、これに係る工場等設置奨励金の追加をしようとするものでございます。

土木費の木造住宅耐震補強補助金93万円は、国の補助上限額が引き上げられたことに

に伴い追加しようとするもので、その全額を国庫補助金として計上しております。

教育費の公民館費5,088万円は、災害時の避難所となっている高富中央公民館のトイレのバリアフリー化等に係る工事費4,800万円とその設計監理委託料288万円で、歳入として、償還額の70%が交付税に算入される緊急防災・減災事業に係る地方債を5,080万円計上しております。

青少年育成費279万3,000円は、小中学校を中心として国際感覚を養っていただくために、友好関係都市提携を結んでいるオレゴン州のフローレンス市から教師経験のある方を国際交流員として招致するための経費でございます。

次に、7ページ、8ページの歳入でございますが、歳出で御説明しましたように、各種国県支出金のほか、財団法人自治総合センターからの補助金を諸収入として計上し、市債として過疎対策事業と緊急防災・減災事業を計上した上で、今般の歳出補正に伴い不足する財源として、繰越金を1,794万8,000円計上いたしております。

最後に、地方債補正につきましては、4ページでございますように、過疎対策事業として林道日屋洞線のり面改良工事730万円と、緊急防災・減災事業として高富中央公民館トイレ改修工事5,080万円の追加をお願いいたしております。

続きまして、議第56号 平成25年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、資本的支出を792万6,000円増額などの補正でございます。

乾水源1号井戸の原水検査において、耐塩索性病原生物が混入するおそれのある指標菌が検出されましたので、保健所からの指導等を受けて対策を講ずるため、上水道事業の変更認可申請と実施設計の業務委託をするための経費を補正しようとするものでございます。

以上6案件につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（横山哲夫君） 御苦労さまでした。

---

○議長（横山哲夫君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議案精読のため、あす11日より6月16日までの6日間、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、あす11日より6月16日までの6日間、休会とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、17日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時28分散会

平成25年6月17日

# 山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

## 山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第2号 6月17日(月曜日)

○議事日程 第2号 平成25年6月17日

日程第1 質 疑

議第51号 山 県 市 総 合 計 画 審 議 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

議第52号 山 県 市 附 属 機 関 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

議第53号 山 県 市 非 常 勤 の 特 別 職 員 の 報 酬 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 の  
一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

議第54号 山 県 市 障 害 者 地 域 生 活 支 援 事 業 の 実 施 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改  
正 す る 条 例 に つ い て

議第55号 平 成 25 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 )

議第56号 平 成 25 年 度 山 県 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

日程第2 議第57号 山 県 市 職 員 の 給 与 の 臨 時 特 例 に 関 す る 条 例 に つ い て

日程第3 議第58号 平 成 25 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 3 号 )

日程第4 議第59号 平 成 25 年 度 山 県 市 介 護 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

日程第5 議第60号 平 成 25 年 度 山 県 市 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

日程第6 議第61号 平 成 25 年 度 山 県 市 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

日程第7 議第62号 平 成 25 年 度 山 県 市 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

日程第8 議第63号 平 成 25 年 度 山 県 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 )

日程第9 質 疑

議第57号 山 県 市 職 員 の 給 与 の 臨 時 特 例 に 関 す る 条 例 に つ い て

議第58号 平 成 25 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 3 号 )

議第59号 平 成 25 年 度 山 県 市 介 護 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

議第60号 平 成 25 年 度 山 県 市 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

議第61号 平 成 25 年 度 山 県 市 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

議第62号 平 成 25 年 度 山 県 市 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

議第63号 平 成 25 年 度 山 県 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 )

日程第10 委 員 会 付 託

議第51号 山 県 市 総 合 計 画 審 議 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

議第52号 山 県 市 附 属 機 関 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

議第53号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第54号	山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
議第55号	平成25年度山県市一般会計補正予算（第2号）
議第56号	平成25年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
議第57号	山県市職員の給与の臨時特例に関する条例について
議第58号	平成25年度山県市一般会計補正予算（第3号）
議第59号	平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第60号	平成25年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第61号	平成25年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議第62号	平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第63号	平成25年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）

---

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第51号	山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
議第52号	山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
議第53号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第54号	山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
議第55号	平成25年度山県市一般会計補正予算（第2号）
議第56号	平成25年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第2 議第57号 山県市職員の給与の臨時特例に関する条例について

日程第3 議第58号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第3号）

日程第4 議第59号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議第60号 平成25年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議第61号 平成25年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議第62号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議第63号 平成25年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第9 質 疑

- 議第57号 山県市職員の給与の臨時特例に関する条例について  
 議第58号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第3号）  
 議第59号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
 議第60号 平成25年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
 議第61号 平成25年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
 議第62号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
 議第63号 平成25年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第10 委員会付託

- 議第51号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について  
 議第52号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について  
 議第53号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
 議第54号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について  
 議第55号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第2号）  
 議第56号 平成25年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）  
 議第57号 山県市職員の給与の臨時特例に関する条例について  
 議第58号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第3号）  
 議第59号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
 議第60号 平成25年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
 議第61号 平成25年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
 議第62号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
 議第63号 平成25年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）

---

○出席議員（14名）

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 恩田佳幸君 | 2番  | 山崎通君  |
| 3番  | 吉田茂広君 | 4番  | 上野欣也君 |
| 5番  | 石神真君  | 6番  | 杉山正樹君 |
| 7番  | 寺町知正君 | 8番  | 尾関律子君 |
| 9番  | 横山哲夫君 | 10番 | 武藤孝成君 |
| 11番 | 藤根圓六君 | 12番 | 影山春男君 |
| 13番 | 村瀬伊織君 | 14番 | 後藤利瑗君 |

---

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林 宏 優 君	教育長	森 田 正 男 君
総務課長	関 谷 英 治 君	企画財政課長	久保田 裕 司 君
税務課長	奥 田 英 彦 君	市民環境課長	林 早 笑 君
福祉課長	江 口 弘 幸 君	健康介護課長	中 村 孝 君
産業課長	谷 村 勝 美 君	建設課長	長 野 裕 君
水道課長	棚 橋 和 良 君	会計管理者	遠 山 治 彦 君
消防長	横 山 智 君	学校教育課長	渡 辺 千 俊 君
生涯学習課長	佐 村 光 仁 君		

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書記	林 強 臣
書記	大 野 幹 根		

---

午前10時00分開議

- 議長（横山哲夫君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1 質疑

- 議長（横山哲夫君） 日程第1、質疑。

質疑は、6月10日に議題となりました議第51号 山縣市総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてから議第56号 平成25年度山縣市水道事業会計補正予算(第1号)の6議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番、上野欣也君。

- 4番（上野欣也君） それでは、議長よりお許しを得ましたので、発言通告書に沿って4点お尋ねをいたします。全て、4点とも平成25年度山縣市一般会計補正予算についてでございます。

第1に、資料6、ページ10、児童福祉費、母子福祉、扶助費54万9,000円、児童入所施設措置費ということになっておりますけれども、この内容についてと、それから、当初予算にはないわけですが、補正予算になった理由について説明を求めます。

- 議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

- 福祉課長（江口弘幸君） お答えいたします。

児童福祉法におきまして、保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ助産を受けさせるもので、その助産費用でございます。

その内訳といたしましては、入院料が24万8,250円、処置料が2万9,000円、分娩介助料が19万3,090円、胎盤処置費3,244円、新生児介補料3万8,100円、保険料3万円、食事療養費6,900円の合計54万8,584円でございます。

また、補正になりました理由につきましては、当該対象児は15歳ということがございまして、産むか産まないか、あるいは育てられるかということを経営の機関とも協議いたしました結果、2月末になりましてその結論が出たということで、新年度予算には計上することができず、当補正予算に計上するという事になった次第でございます。

以上でございます。

- 議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

- 4番（上野欣也君） よくわかりました。

次の第2の質問、資料6、10、生活保護、委託料84万、生活保護システム改修業務委託料ということで、内容が変更になるということで上がってきたというふうに伺っておりますけれども、この見直される具体的な内容について説明を求めます。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） お答えいたします。

生活保護費につきましては、平成25年、本年8月より計算方法が変わりまして、24年度の基準額1というのと、平成27年度を見据えました基準額2という2つの基準額が設定されます。

生活扶助費の合計額につきましては、25年度におきましては、平成24年度基準額の3分の2と、平成27年度基準額で計算されました3分の1の合計額となります。ただし、激変緩和措置といたしまして、合計額が平成24年度基準額で算出した額の90%を下回る場合には、下限である90%に置きかえられるというものでございます。

なお、26年度におきましては、平成24年度基準額の3分の1と、平成27年度基準額の3分の2の合計額、それと、27年度からは、27年度の基準額で統一されるというものでございます。

なお、年齢や世帯構成によりまして相違はございますが、全体的には12から40歳の方がみえる世帯、及び複数の方のみえる世帯での生活扶助費の減額幅が大きくなるというふうな試算をしております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 第3の質問でございますが、資料6の11ページ、保健衛生費、委託料1,326万2,000円、接種費用助成金が1,167万1,000円、これにつきまして、高齢者インフルエンザ予防接種広域化ということでございますが、これ、今まで、たしか市内の医院で打った場合と市外の医院で打った場合で違っていたと思いますけど、その辺の内容について、まず1点お伺いします。

それから、風疹予防接種ということで上がってきていると思いますけれども、その人数と算定見込み額の根拠につきまして説明を求めます。

○議長（横山哲夫君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 御質問にお答えします。

高齢者インフルエンザ予防接種広域化の内容でございますが、平成25年4月から岐阜県広域化予防接種事業が始まりました。これは、市町村が行う予防接種法第5条に規定する定期の予防接種の範囲を県内全域とすることにより、定期の予防接種対象者の利便

性を増し、感染症予防の手段である予防接種率の向上及び健康被害の防止を図ることを目的としております。

対象者につきましては、居住する市町村以外の市町村にかかりつけ医がいる人、やむを得ない事情により居住する市町村で予防接種を受けることが困難な人でございます。かかりつけ医が居住する市町村以外の市町村の人は、自身の持病や健康状態をよく把握しているかかりつけ医で安心して予防接種を受けることができます。なお、高齢者インフルエンザ予防接種に係る自己負担は、市内の医療機関と同額でございます。

次に、風疹予防接種の人数と算定見込み額の根拠でございますが、これにつきましては、岐阜県風しんワクチン接種促進緊急対策事業実施要領に基づき接種対象者を算定いたしました。

まず、風疹の罹患歴がなく、風疹にかかったことがなく、風疹ワクチンの接種の履歴がない人が前提でございます。そのうち、平成2年4月1日以前に生まれた女性で、妊娠を予定し、また、希望している人と、風疹の抗体を十分に保有せず、妊娠している女性の夫で、合計277人、接種率おおむね60%で見込んでおり、159万1,000円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 今の回答で、インフルエンザにつきましては、市内で打つ場合の自己負担額と同じということで理解したらよろしゅうございますか。

○議長（横山哲夫君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） そのとおりでございます。

○議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） では、最後に4点目、ページ13、社会教育費、報酬116万4,000円、国際交流員ということで上がってきておりますが、私は内容的にはすばらしいことでいいことだというふうに、前向きに捉えているわけですが、問題になるのは、交流の内容によって、その成果があるか否かということでございますので、現時点で小中学校での交流予定の時間、内容というのはどのように想定されているかお尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 佐村生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐村光仁君） 御質問にお答えします。

国際交流員は、1日7時間で週5日間の勤務とし、学校教育関係では小中学校、保育園で週3日間を、生涯学習関係で週2日間を予定しております。

そのうち、市内3校の中学校へは週2日間を想定し、内容は、高富中学校で1日、伊自良中学校と美山中学校でそれぞれ0.5日となります。1カ月当たりでは、中学校では延べ8日間を想定しております。

市内小学校へは週0.5日を想定しております。1カ月当たりでは延べ2日間となり、小学校へは半日ずつ勤務して、2カ月ほどで全9校を訪問する予定でございます。

事業内容は、中学校では英語の授業を補助する先生、ALTとして勤務してもらいます。小学校では、外国語活動の授業を担当の先生と国際交流員、国際交流協力員で行い、ネイティブスピーカーとして外国語の音声やリズムになれ親しむ音楽、言葉遊びやさまざまな英語を使ったゲームなどを行う予定にしております。そして、各学校でアメリカやフローレンス市の文化や生活、産業の紹介を受けたり、国際交流員が学校行事に参加したり、給食を一緒に食べたりして交流をし、国際理解を深め、さらには国際社会で活躍できる人材を育成していこうと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 上野欣也君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番、藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） それでは、議長の許可をいただきましたので、1件質問させていただきます。

議第55号、平成25年度山県市一般会計補正予算、資料6番、ページ11、款6の農林水産業費、林業費の中の治山林道事業費で、林道日屋洞線のり面改良工事、この件について、内容と規模等についてお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

林道日屋洞線は、美山の日永地区に位置し、延長は約2.7キロメートル、幅員が約3.6メートルで、ほぼ全線コンクリート舗装がしてあります。本工事の場所は、入り口より約500メートル入ったところで、平成22年1月の積雪時に、雪と同時に山の斜面が横幅約20メートル、のり面の高さが約50メートル崩れたものでございます。面積にしますと約1,000平方メートルでございます。

当時、のり面はさわらず、大型土のうで林道に土砂が流れてこないよう土どめをし、斜面の崩壊地末端部、専門用語で山脚と言いますけれども、そこを固定し、軽トラック程度が通行できるよう仮復旧をしましたが、現在は、林道のり面を安定させ、安全に通行できるのり面工事のめどがたちましたので、工事を行う手前にて、今は通行どめにしてございます。

今回、県の補助金が2分の1のつく内示を4月24日付でいただきましたので、のり面の改良工事費1,470万円の補正予算をお願いするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） 今ちょっと聞き漏らしましたかね。のり面は芝ですか、何ですか、のり面の仕上げは。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） この工事につきましては、当初予算でこの林道日屋洞線測量設計業務委託ということで、今、株式会社ユニオンさんのほうへ落札されまして、斜面をどういうふうに工程をしたらいいかということで設計してもらっております。もう間もなく設計が上がってくることになっておりまして、それでのり面がどういう方向でいくということがわかりますので、今、具体的に斜面は吹きつけだとか、そういうことをするということは、今のところはまだ決まっております。

○議長（横山哲夫君） 藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） 積雪の多いところですので、今、大体予算のほうを把握はできておるなら、できるだけ耐久性のあるもので考えていただきたいと思います。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） わかりました。よろしく申し上げます。

○議長（横山哲夫君） 藤根圓六君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番、尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、発言のお許しをいただきましたので、通告しておりますのは3点ですが、同じところもありますので、そのところを省いて質問させていただきます。

第1点目には、議第54号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例についてですが、資料1は10ページですが、資料2の5ページのほうに本人の負担の部分が記入されていると思うんですけども、この条例を改正することによっての障がい者御本人の負担はどのように変わるかということをお尋ねします。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 質問にお答えいたします。

当条例におきまして障がい者本人の負担は変わるかということでございますけれども、今回追加させていただきました事業につきましては、本人負担はございません。

また、従来事業につきましても、世帯での上限はございますが、一部の事業におきましては1割負担、あるいは実費負担があるということでございますけれども、原則、

今までと何ら変わりはありません。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 負担は変わらないということですが、この条例の資料2のほうのただしというところ、旧のほうですね、なしになっているというところを見ますと、これは条文として必要じゃなかった部分というふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） お答えします。

ただしというところは市町村民税が非課税の者ということでございますけれども、これにつきましては、既に2分の1以外にも無料という状況になっておりましたので、議員の御理解のとおりでございます。

○議長（横山哲夫君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） わかりました。ありがとうございました。

続きまして、2番目の児童福祉のほうは前の方が質問されましたので次の3点目ですけど、保健衛生費の予防接種の部分で、先ほど説明があったんですが、風疹のワクチンのほうの説明のところ、金額の説明と人数があったんですが、ここで自己負担はどうなるのかという部分だけを質問いたします。

○議長（横山哲夫君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 自己負担は、全額補助でございますので、ありません。

○議長（横山哲夫君） 尾関律子君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位4番、寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、通告に従ってお尋ねします。

まず、最初に、議案書、資料1の4ページ、5ページですけれども、それから、資料の2、対照表の2ページ、3ページも出ていますけれども、山県市の子ども・子育て会議ということについてお尋ねします。

まず、今後の具体的な進め方について。日程とか回数とか答申などをする場合の時期、あるいはその他のことですね。

それから、構成員の数とか人数的な変更の有無、今後の変更の予定はどのようでしょうか。

次に、この会議の前身となる会議があれば、それはどういう会議でしょうか。その会議の設立趣旨と協議の内容はどのようなふうでしたか。今回とどこが違うのかということですね。

今回、審議会に位置づけということになっているわけですけど、その理由は何なんでしょう、お尋ねします。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） お答えいたします。

まず、最初に、今後の具体的な進め方でございますけれども、現在、国のほうで調査事業による実施案を作成しております。8月に1回目の会議を開催いたしまして、9月上旬にニーズ調査を行い、取りまとめました結果をもとに、12月に第2回の子ども・子育て会議を開催し、それに基づきました策定に関する計画につきまして3月に状況把握、あるいは今後の方向性等の検討を行うという予定でございます。なお、最終的な答申時期等につきましては、平成26年度夏までに計画を策定するという予定でございます。

次に、2番目の構成員の数、変更の有無等でございますけれども、子ども・子育て会議につきましては、子ども・子育て会議規則を策定いたしまして、識見を有する者、市議会議員の皆さん、子供関係団体に属する方、教育関係者、保育関係者、子供の保護者、それと関係行政機関の職員、それと公募の市民の方を含めまして25名以内の委員を委嘱する予定をしております。

次に、3番目の前身となる会議があれば、その会議の設立と協議内容は何かということでございますが、子ども・子育て会議につきましては、平成24年に策定されました子ども・子育て支援法におきまして新たに設置する会議でございますので、前身の会議はございません。

それから、4番目の審議会に位置づけということでございますけれども、子ども・子育て支援法で国のほうから、国はこの会議につきまして条例設置を努力義務とするよう要望がありまして、今回、合議制の機関ということでございますので、私どもとしては審議会として位置づけ、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今、幾つか説明をいただきました。

まず、構成員についてですけど、識見とかいろんな方があって、公募ということでしたが、公募をするという場合に、25人以内ということで、何人ぐらいを今イメージされているのかということをお尋ねします。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 公募につきましては数名ということで、具体的な数字はまだ決定しておりません。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、最初の答弁で今後のスケジュールの話がありましたけど、今度の3月に状況などの把握とか今後の相談をするということでしたけれども、かつ後ろのほうは26年までにつくるというリミットがあるということでしたけど、山県市の今担当課のイメージとしては、26年というのが、26年の頭なのか末なのかによっても大分変わるけれども、いつまでに制定したいと考えているのか。それとも委員さんたちの議論次第で、3月で、はい、ここですぐ決めましょうなのか、1年ないし2年じっくりまだ進めていくのか、そのあたりはどう考えているんでしょう。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 来年の26年夏ごろまでというふうに予定しております。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君、質問をかえてください。

○7番（寺町知正君） では、次に行きます。

福祉課長ですかね。議第52号、資料の1の議案書の6ページ、山県市の福祉有償運送等運営協議会、これについてですけれども、今後の具体的な進め方、日程とか回数、答申などの時期、あるいはその他あればということですね。

それから、構成員の数とか変更があるかどうか、今後の変更の予定はどうかということ。

それと、3つ目、前身となる会があれば、それは何なのか。その会議の設立趣旨とか協議の内容はどういったふうだったのでしょうか。今回とどこが違うのでしょうか。

それと、今回、審議会に位置づけるということですが、その理由は何なのでしょう。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） お答えいたします。

まず、1番目でございますけれども、福祉有償運送等審議会につきましては、道路運送法第79条の登録、第79条の6、有効期間の更新、第79条の7におきます事業の内容変更の登録、79条の12、登録の取り消し、あるいは利用者からの苦情など、必要に応じて開催するもので、現在は決まった開催計画はございません。

次に、構成員でございますけれども、構成員は13名で、市議会議員、運輸事業者、福祉有償運送事業者、岐阜運輸支局、住民、それから識見を有する方、並びに市長が必要と認める者ということで、構成員につきましては、変更する予定はございません。

次に、前身となる協議会があれば何かということでございますけれども、山県市福祉

有償運送等運営協議会につきましては平成17年から設置をしております、最近では平成23年の8月に事業の更新についての協議を行っております。それ以後はございません。

それから、4番目の審議会に位置づけということでございますけれども、ボランティア輸送としての有償運送などの必要性、並びにこれらを行う場合における安全の確保、及び収受する対価、その他有償運送の適正な運営のために必要となる事項を協議するものでございます。また、主宰者であります市長は、運営協議会において協議が調ったことを証する書類を申請者に交付するというようになっておりまして、一定の意思決定をするということから位置づけるものでございます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 平成17年からあった会議の延長にあるということですね。それで、この3月の市議会でも議論したところですけど、従前のいろいろな市長がつくった会議を条例で位置づけるという、原則にするということで、多くの会議が条例位置づけになった。その中でなっていなかった、3つだったと記憶していますが、そのうちの1つがこの会議だと思うんですけども、今の説明を聞いてもちょっと、なぜ変わるのかわからないんですよ。

要は、従前の17年から会議があり、23年8月に会議があったということですね。その会議の、審議会ですか、これの目的が変わったかどうかの説明が、今のお答えでははっきりしない。変わったから審議会にしましたなのか、3月はしなかったけど、やっぱり審議会位置づけがいいからなのか、内容変更があるからなのか、それとも判断の変更なのか、そのあたりの説明をお願いします。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 申されましたとおり、内容等の変更はございません。審議につきましても同じということで、条例に関する変更判断ということでございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 市長にお尋ねしたいんですけど、今の運送の協議会、それから先ほどの子供の会議もそうですけど、構成員の中に市議がというお答えが両方ともあったんですよ。いろんな考え方がもちろんあるけれども、議会では本会議や委員会、いろんな場で議論できる立場が議員ですので、今の自治体の1つの考えは、議会の議員というのはいろいろな会議には入ってもらわずに、いろいろな民間の人たちで相談しようという流れがあると私は認識していますし、多分、市長の認識も一緒だと思うんですが、今、立て続けに市議、市議と構成員を言われて非常に違和感を感じたんですが、どう考えら

れるか、あるいは今後どうされるのか、いかがでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 以前、何年前かちょっと記憶しておりませんが、旧の高富町時代に議会の皆さんから、こういった審議会については私ども行政側からお願いをすることを控えるようにという要望をいただいたことがございます。それは、やはり議会の皆さんの立場と行政が、私がいろんな審議会の内容を検討していただく中での議員さんの立場というのは相反するものがございます。そういった認識はしておりますけれども、これはまた少し議会の皆さんとも相談させていただきながら、こういった方向づけにするのか、今後依頼する場合、御相談をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君、質問をかえてください。

○7番（寺町知正君） では、次に、同じく議案書の10ページですけど、議第54号の障害者総合支援法の関係、その条例改正ということです。

まず、最初に、法改正の趣旨というのはどういうふうだったのでしょうかということ。

それから、当事者に具体的な影響が何か出るのかということ、その説明をお願いします。

それから、市町村の必須事業という説明もあったわけですけども、その事業の財源的な構成というのはどのようなのでしょうか。あるいは、必須があるからには任意があるわけですけど、任意事業についてはどうでしょうか。

それから、必須事業について、山口市はいつから何をどのように行う予定でしょうか。同じく任意の事業についてはどうでしょうか。

それから、必須のそれぞれの事業の経費の見込み、任意の場合のそれぞれの事業の経費の見込みはどのようなのでしょうか。当然、歳入の予定はどのようなのでしょうか。

それから、施行は公布の日とありますが、公布予定はいつでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） お答えいたします。

法改正の趣旨でございますけれども、障がい者及び障がい児が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するというを目的に法改正が行われております。

次に、当事者への具体的な影響でございますけれども、先ほどもお答えさせていただきましたけれども、今回追加した事業につきまして、本人負担はございません。一部事業におきましては1割負担や実費負担等でございますけれども、今までと変わりはありません。

それから、3番目の事業の財源構成でございますけれども、障害者地域生活支援事業におきまして、障がい者等に対する理解を深めるために、研修・啓発事業、障がい者等やその家族、地域住民が自発的に行う活動に対する支援事業、それから、障がい者等、障がい児の保護者等から相談に応じるとともに必要な情報の提供を行う事業、あるいは成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、法人後見の活動を支援するための研修事業、それから手話通訳者の派遣事業、日常生活用具の給付または貸与、それから手話奉仕員の養成事業、障がい者等の移動を支援する事業及び創作的活動等の機会の提供を行う事業が必須事業とされております。

また、任意事業につきましては、市町村の判断により、自立した日常生活、または社会生活を営むために必要な事業ということになっております。

事業の財源につきましては、原則、国が2分の1、県が4分の1、市が残りの4分の1という形になっております。

それから、4番目の必須事業はいつからということでございますが、既に事業は実施しておりまして、今回上程をお願いいたしました事業につきましては、これから始めるというものでございます。

それから、5番目の経費の見込みでございますけれども、必須事業の経費見込みといたしましては、コミュニケーション支援事業が27万6,000円、日常生活用具給付事業が787万2,000円、移動支援事業が68万4,000円、地域活動支援センター事業が4万3,200円、任意事業におきましては、訪問入浴サービス事業が138万円、日中一時支援事業が288万円、合計887万5,200円を見込んでおります。

歳入におきましては、国庫負担金が671万7,000円、県負担金が335万8,000円を見込んでおります。

次に、公布の予定でございますけれども、議会の議決をいただければ速やかに公布する予定でございます。

以上でございます。

〔「議長、暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 暫時休憩します。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 当事者の負担はないということは、先ほどの方への答弁もありましたし、新旧対照表にも負担ということ、それから条例で無料とずっと書いてあるので、それはわかるんですが、まず、いろんな事業をするということで、必須事業ですからやらないわけにはいかないわけですね。国が市町村にやりなさいよと言った、もちろん別に県にはやりなさいよと言っている部分もあるんですけど、財源が、お答えがあったように、国が2分の1、県が4分の1、残り4分の1を市町村が負担しますという事業です。

先ほどのお答えの中で、いつからというのはこれからということで、多分、条例が公布されれば速やかにエンジンをかけられるだろうと思います。来年ではないですね、こととしてですね。具体的に事業名とか予算が887万という合計額も出てきたんですけど、これは、条例改正で必須事業は初めて位置づけるわけですから、この条例を位置づける場合は、補正予算に上がっていなければいけないでしょう。補正予算にないんですよ。

それで、これは非常におかしい。私は絶対にあってはならないことだと思うんですけど、なぜかという、自治法の222条の2項に、骨子でいえば、条例を定める場合、予算の支出などを伴う場合は予算措置をしっかりとしないさいよと、それまでは条例を改正しては、条例をつくってはだめですよというのがあります。

文言でいくと、2項は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定または改正が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、または改正してはならないという、これは大原則ですよ、ありますよね。

私は、任意事業なら、当然これからやっていきたいという趣旨ですから、具体的にやりたい、それで補正予算を組んでいくというふうになっていいと思うんですけど、必須事業で、しかも具体的にもうイメージがされている、予算の額もあるのにそれが補正予算に上がっていないというのは、この自治法の222条の2項違反であるということで、議会としては認めることはできないと思うんですよ。

条例を改正したということは、予算は必ず支出します。ということは、補正予算が同時に担保されていなければ、今の222条の2項の規定、ここに抵触すると考えるんですが、これは山県市のルール上、担当課長なのか総務課長か税務課長か市長かわからないです

けど、ちょっとどなたか、きちっとこの自治法との整合性を説明していただきたいんです。

○議長（横山哲夫君） 暫時休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時41分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 今、寺町議員の質問で、今回上げさせていただきました必須事業につきましては、今のところ事業の見込みはございません。他の事業につきましては計上してございますけれども。それで、今後出てきました場合には、既決の予算の範囲内、あるいは補正で対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

〔「ちょっと説明がわからなかったけど、他の事業、何が上がっていて何が上がっていないんですか、あなたの中で。ゼロだということ、予算は」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（江口弘幸君） いえ、違います。

○議長（横山哲夫君） 暫時休憩します。

午前10時42分休憩

午前11時00分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 先ほどの質問にお答えいたします。

今回お願いいたしました追加事業につきましては、従来の実態から需要見込みはありませんので、もし要望がありましたら、その時点で個別に対応させていただきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 従来ずっと皆さんのお仕事の経験から、今回の必須事業に追加する分について、希望は今のところなかったという経験則から、すぐに事業は必要と考えていないという趣旨と受けとめました。

では、次に行きます。

通告してある次ですけれども、議第55号、補正予算書の13ページですけど、教育費の社会教育費というところで、国際交流員報酬116万4,000円というところがあります。それから、関連して、資料1、議案書の8ページ、9ページのところにも国際交流員、月額19万4,000円というところがあるわけですけど、8ページの下段には、学習支援員、月額17万2,000円という従来からの額も出ています。これらについてですけれども、まず、この事業でどういう人をどういう趣旨、目的で呼ぶのかというところですね。

それから、次に、国際交流員の報酬月額19万4,000円というのは、学習支援員の月額17万2,000円と異なっているわけですけど、その積算の根拠、もしくは額をこのように設定した理由というはどのようなのでしょうか。

それから、通告では3番、4番とちょっと分けてしまいましたけど、3番と4番、一連の続きだということでお尋ねしますけど、国際交流員協力員賃金53万円とあります。どういう趣旨で、誰が何をするのか。積算の根拠、もしくは額の設定理由はどのようなのでしょうか。

次に、特別旅費25万円というのがありますが、この内訳を説明してください。

それから、施設の使用料46万1,000円の内訳、もしくは使い道を説明してください。

そして、備品購入費として家具20万円とありますけど、この内訳をお願いします。

○議長（横山哲夫君） 佐村生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐村光仁君） 御質問にお答えします。

まず、1点目のどういう人物をどういう趣旨、目的で呼ぶのかについてでございますが、国際交流友好関係都市提携をしているアメリカ・フローレンス市から、フローレンス市長が推薦される教師経験のある61歳の女性、まだ候補でございますが、この方を迎え、国際交流推進と国際社会で活躍できる人物を育成するため、市内小中学校や公民館等公共施設で勤務してもらいます。

交流内容としましては、フローレンス市との交流や、市の行事やイベントの参加と外国人窓口として活躍していただき、また、市内の小中学校、保育園の児童・生徒たちと交流を深めたり、英語授業の補助を行ったり、公民館等の公共施設で市民や高校生たちとの交流や英会話教室を実施したりします。また、ホームページでのフローレンス市等の情報発信をしていただくことなども考えております。

2点目の、国際交流員の報酬月額19万4,000円は学習支援員の月額17万2,000円と異なる。積算根拠、もしくは額の設定理由はどのようなかについてでございますが、本市の非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例では、英語指導助手が30万円で、学習支援員が17万2,000円となっております。同条例の学習支援員は英語指導経験のない人

が対象となっており、教師経験がある点と、英語の学習支援と国際交流を兼ねて行ってもらう点などを鑑みまして、教育嘱託員や一般事務嘱託員の報酬に準じて19万4,000円とさせていただきます。

3点目の国際交流員協力員賃金53万円とあります。そして、4点目のどういう趣旨で、誰が何をするか。算出根拠、もしくは額の設定理由はどのようなかについてでございますが、3点目と4点目は関連性がありますので、関連質問ということで同時にお答えします。

国際交流員協力員に関しましては、国際交流員と同行して、日本の学校の授業の進め方や狙いなどを学校や担任と打ち合わせるときに通訳を行うことや、公民館での英会話教室の助手や、フローレンス市の紹介ホームページ作成の支援、交流事業の通訳をしてもらうために、英会話のできる人を雇用いたします。協力員に関しましては、専門知識を要する臨時雇用職員として時給1,050円で考え、1日7時間で週3日間、1カ月4週としまして3月まで6カ月の雇用を考えております。

5点目の特別旅費25万円の内訳についてでございますが、これにつきましては、アメリカからの赴任来日旅費としまして、航空運賃22万7,000円、海外交通費8,000円、国内旅費1万5,000円を計上しております。

6点目の施設使用料46万1,000円の内訳、もしくは使途についてでございますが、これにつきましては、国際交流員が生活するアパート代5万1,150円の6カ月分と、敷金・仲介料3カ月分を計上いたしました。

7点目の備品購入費目、家具20万円の内訳についてでございますが、アパートで生活するために、テレビ3万円、冷蔵庫3万円、エアコン5万円、洗濯機3万円、掃除機1万円、ストーブ1万円、机1万円、テーブル1万円、布団等2万円の家具の購入を予定しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） フローレンスから1人来ていただくということで、周辺のお金が非常にたくさん要る。通訳が必要だということも含めて、あるいは家賃、家具のことも、非常に周辺の費用が多いなと思って受けとめてはいますけれども、今、家具の説明があったけど、じゃ、家具って、6カ月で済んで帰られたら後はどうするんでしょうねということは一応お答えください。

それから、きょう、他の議員への答弁の中で、教育委員会の中の学校関係、学校教育と、社会教育としての生涯学習課ということ、両方の業務をするという説明があったと

受けとめています。予算上は生涯学習課、いわば役所の仕事の振り分けは生涯学習課に所属してもらうということなんでしょうけど、実際の業務の経費負担、業務予定時間からいけば生涯学習がどれくらい、学校教育がどれくらいと割り振るのが本来だろうと思うんです。それを一括して生涯学習に計上しつつ、学校にも随分たくさん行ってもらいますということですから、そのあたりの基本的な仕事の分担率、学校教育関係で行う業務、それから社会教育として行う業務、そこをちょっと時間数なりで振り分けられるはずですので、そのあたりの説明をしていただきたいと思います。それは多分担当の方だし、これは教育長に確認しますが、なぜ2つに分けずに1つにしたか。しかも、それは学校教育というよりは生涯教育にしたかとか、そのあたりの教育委員会の内部的な判断の説明をお願いします。

○議長（横山哲夫君） 佐村生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐村光仁君） この国際交流員は、一応今予算で6カ月となっておりますけれども、1年以上勤務してもらう予定でございますし、また、もし帰られた場合でございますけれども、また新たな国際交流員をフローレンス市のほうから呼ぼうと思っておりますもので、当然、家具は次の方に使えるというようなことを思っております。

また、先ほどの分担でございますけれども、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、週5日間のうち3日間を学校関係と、あと2日を生涯学習関係で活躍してもらうというようなことで思っております。

○議長（横山哲夫君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 御質問にお答えしたいと思いますが、仕事の分担率という話だったと思いますけれども、今回、こうした国際交流員を招致するというのは初めての事業でございますし、事業の内容につきましても、今、山県市のほうでできる、また、やっていただきたいことを総ざらいをしたという段階でございます。

1番の狙いは、1人の方でたくさんの狙いを持っていますので、先ほどお答えしましたように国際交流という1つの仕事がございますし、それから、子供たちの国際理解という問題、これを深めるということ。さらには、ちょっと言葉が過ぎるかもしれませんが、英語に親しむと、こういうようなことがお一人の方で、たまたま教師ということでございますので、そういった方の推薦ですので、1人の方で多くの期待を实はしております。

したがって、仕事としましては、まず第一義は国際交流員ですので、将来的には例えば2カ月、3カ月、もっと後に生涯学習のほうが多くなるかもしれません。これは、これから今考えていることがどう発展していくか、発展させるかにかかわってくるので、

今のところ予算を持っている生涯学習で仕事を分担すると。この籍につきまして、本人がどこに勤めたい、どこで勤めるかという籍につきましては、私の中では、学校教育に籍をまず置きながらと思って考えております。そして、来年度の予算のときにははっきりと、おっしゃるような仕事分担というものができれば進めていきたいと、こんなふう考えております。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） じゃ、教育長に改めてお聞きしますけど、先ほど課長が、半年という今回の予算だけでも、継続してこの事業をやっていききたいという趣旨でしたが、それは、今回、教育長はたまたまということでおっしゃった、教師経験のある人が市長のほうから示されてきたということですけど、その人が継続して来年度1年とか2年とか、あるいは適切であればもうちょっと長期もあり得るのか、それとも適当な時期に交代してもらうのか。ただ、交代してもらうにも、たまたま次にすっといい人が見つかるという可能性はないと思うんですよね、1年半ぐらいたったわけだから。

そういうふうにと考えると、たまたまという人物の今後はどういうふう位置づけていくのか。やっぱり気まぐれでいい人が紹介されたから、短期で子供たちや山縣市全体のためにということを考えるんじゃなくて、長期で考える必要があると思うんです。そのあたりの長期的な視点から、どういうふう説明されるんでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 質問の趣旨は、長期的な、いわゆる雇用の長さということになるかと思いますが、私どもは、基本的には長期的にというふうに思っておりますけれども、実際、昨年の夏から私どもの林市長が行っていただいて、そこからの始まりでございます。

友好関係を深めるということ、それから、その中での交流員を招致してという、こういうことでございますし、さらに、フローレンスの市長が新しくなられてからスタートを今していますので、こういうような補正になってしまったんですけども、これは友好関係を深めるという意味でも大変ありがたいことでございますので、まずもって国際交流ができるようなことをしていくためには、長期的、私のスパンではことしを入れて、半年を入れて3年ぐらいはお願いできるとありがたいなど、こんなふうに思っておりますが、61歳と聞いておりますので、しかも、御夫婦で健在な方というふうにも聞いておりますので、今度、夏に私どもがフローレンスに行きました際にその方と会って、さらに詳しくそういったところも話が聞けて契約としていきたいと、こんなふうに考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君、質問をかえてください。

○7番（寺町知正君） では、次に行きます。

議第55号、補正予算の11ページですね。予防接種の委託料ということで、風疹の関係ですけど、9,530円を助成ということですけど、9,530円という額を導いてきたその積算根拠、あるいは内訳はどのようなのでしょうか。

それから、県内の自治体の状況については、岐阜市などが全額助成というところもあるし、大垣が1万円とか、七宗町が9,560円、本巣市が9,135円と、非常にばらつきがある変わった状況になっていると受けとめますけど、この理由はどういうふうに考えられるのでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 御質問にお答えします。

9,530円を助成するその積算の内訳でございますが、現在、単抗原の風疹ワクチン、風疹ワクチンだけのワクチンは品薄の状態であるため、麻疹・風疹混合ワクチン、MRの接種を考えております。積算根拠といたしましては、ワクチン代6,049円、保険点数から算出した初診料2,700円、生物学的製剤注射加算150円、注射料180円と消費税を合わせて9,530円としております。

次に、県内自治体の助成額がばらばらで、この理由は何かでございますが、各市町村に積算根拠を確認しておりませんが、ワクチン代も製薬会社や販売会社によって値段に多少の違いがあるため、このようになっていると考えております。また、地域の医師会との委託契約になりますので、医師会の意向も考慮されていると考えております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 再質問ですけど、薬の種類も違うとか、いろんな医師会の判断もあるというようなことのようにすけれども、じゃ、なぜ全額という岐阜市のような言い方というか、スタンスにしなかったのかというところの説明がまだよくわからないんです。なぜ、全部いいですよ、全額ですと山県市は言わないのかというところですね。質問はわかりますか。山県市が算出した9,530円で山県の医師会がやるところなら大丈夫ですということでしょうか。本人負担はゼロということでしょうか。そのあたりのこと。

それから、もう一点、例えば養老町など5つの町が、4月にさかのぼって接種した人にも助成しますというところもあるし、中には6月1日に、議決されたら6月1日にさ

かのぼるといふところもありますけど、山口市はどういう予定でしょうか。

○議長（横山哲夫君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 質問にお答えします。

実際は全額でございますけれども、うちのほう、もう既に積算しておりましたので、県のほうには9,530円というふうに報告をいたしました。

それから、もう一点、4月にさかのぼって、あるいは6月にさかのぼってということでございますが、今のところはさかのぼっては考えておりません。

〔「いつからかというのは」と呼ぶ者あり〕

○健康介護課長（中村 孝君） 県の実施要綱に伴いまして、7月1日からを予定しております。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 先ほどの全額かとか山口市の9,530円がとかというところですけど、9,530円というふうには言っているけど、それは、山口市は、先ほど他の方にも答弁があったと思うけど、全額負担するという岐阜市と同じような立場でいいというふうに受けとめていいんでしょうか。

実際、この問題は数日前の岐阜新聞が1面トップで大きな記事に出しています、県内の各自治体の状況を。そういうこともあって、市民の方は随分岐阜市と山県の違いを感じているという認識を持っています。そのあたりで、今は、県への報告で全額というふうにすればよかったのかなという趣旨にもとれた答弁でした。そのあたりを、山口市は岐阜市と同じように全額負担ですということでもいいのでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 全額負担で結構でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君、質問をかえてください。

○7番（寺町知正君） では、次に、補正予算ですけども、19ページ、水道の関係ですけども、19ページの資本的支出というところで、上水道事業の変更許可及び実施設計業務委託ということで792万6,000円が上がっています。

説明を聞いた範囲で想像するに、非常に私は額が多いというふうに感ずるわけですけども、最近までこの施設や設備がどういうふうであったものがどのようになったのか、あるいはどういう対策、どうすることが必要なのかというところをわかりやすく説明してください。

同時に、他に方法はないのかということもいかがでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 棚橋水道課長。

○水道課長（棚橋和良君） 御質問にお答えいたします。

各水源地の水質検査を実施しておりますが、そのうち美山上水道の乾第1水源地の原水の水質検査におきまして、昨年10月と11月の2回、耐塩素性病原生物クリプトスポリジウム等が混入するおそれがある指標菌の大腸菌が検出されたことによりまして、ことし4月に岐阜保健所の改善指導を受け、早急に対策を行う必要が出てきたところでございます。

大腸菌自体は塩素滅菌できるのですが、このクリプトスポリジウムは塩素殺菌に強く、感染すると激しい下痢を招くと言われております。このため、予防対策としまして、国が定めた水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づきまして、紫外線を照射することによりクリプトスポリジウム等を不活化することができる紫外線処理設備を設置する必要が出てきたため、水道法第10条の規定によりまして、美山地域上水道事業の変更認可を受け、実施していこうとするものであります。

補正の内容は、国へ変更認可申請するための認可書作成業務及び実施設計業務を委託する費用をお願いするもので、積算につきましては、変更認可申請及び実施設計業務委託とも国が公表しております平成25年度設計業務委託等技術者単価を用い、水道実務必携等の図書の資料に基づき積算しております。

ほかの方法はないかということでございますけれども、ほかの方法としましては、濁度を0.1以下に維持することができるろ過設備を設置する方法があります。ろ過設備を整備しようとする、設置する用地の確保、施設整備に多額な費用が必要になりますが、紫外線処理設備は現在の浄水場の建屋の中に設置できること、乾原水が地下水であり、濁度が0.1以下である等を考慮し、紫外線処理方式としております。

以上、答弁といたします。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 最初に申し上げたけど、790万円、非常に額が大きいということですが、積算は皆さんの課がされた、国の基準でされたという答弁だったと思います。

じゃ、これは設計業務委託というところになるわけですよね。そうすると、事業費、最終的なというか、あるいは実際の具体的な業務委託の次に来る事業費、本体事業費といますか、そこはどういうふうに、おおよそで出していると思うんですが、幾らぐらいと考えているんでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 棚橋水道課長。

○水道課長（棚橋和良君） 今年度、この業務を委託しまして国の変更認可を受けるということで、実際の工事ということになりますと、一応来年度というような格好になると

いうことであります。

その事業費でありますけれども、今の紫外線の照射装置ということと、それに伴います配管などが要ります。それと、もちろん電気系統、現場の操作盤とか計装設備などがありますし、現在の建屋の中に設置しようと思しますと、現在、ポンプがありますので、それをその中で移設してという、そういった工事もあります。こちらで見込んでおりますのは、約6,000万、費用が必要になろうかと思っております。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 6,000万って非常に大きいなと思いますけど、先ほど、じゃ、お答えになった他の方法はないのかという質問に対して、ろ過器などをつけるんですけど、そういう方法もあるということでしたが、多額だということでしたけど、その他の、その方法、ろ過器という方法だと幾らぐらいなんですか。多額とおっしゃったけど、6,000万でも随分多額なんだけど、幾らぐらいなんでしょう。

○議長（横山哲夫君） 棚橋水道課長。

○水道課長（棚橋和良君） この処理方式につきましては、先ほど申しました国が定めた対策指針の中に、ろ過装置の設備と紫外線の処理設備、いずれかの方法で整備するということがあります。ろ過設備で申しますと、急速ろ過方式とか緩速ろ過方式、膜ろ過方式ということがありますけれども、事業費、これまでろ過を設置した浄水場もございしますので、事業費が約4億円ほど必要になるということでもあります。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君の質疑を終わります。

以上で、発言通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 質疑はないものと認めます。よって、これもちまして、議第51号 山口市総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてから議第56号 平成25年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）の6議案に対する質疑を終結いたします。

---

日程第2 議第57号から日程第8 議第63号

○議長（横山哲夫君） 日程第2、議第57号 山口市職員の給与の臨時特例に関する条例について、日程第3、議第58号 平成25年度山口市一般会計補正予算（第3号）、日程第4、議第59号 平成25年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第5、

議第60号 平成25年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第6、議第61号 平成25年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第7、議第62号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第8、議第63号 平成25年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）、以上7議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、資料ナンバー7、議第57号 山県市職員の給与の臨時特例に関する条例につきましては、東日本大震災に対処する必要性に鑑みて実施された国家公務員の給与減額支給措置を踏まえて、国から各地方公共団体に対して給与水準の適正化を要請されております。本市においても給与水準の適正化を図るべく、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、一般職に属する職員の給与の減額支給措置を実施するため、新たに条例を定めようとするものでございます。

減額率につきましては、給料においては、行政職給料表の1級から3級までの職員、主事と主任と主査でございますが、これの減額率は1%、4級から7級までの職員、係長から課長でございますが、減額率は2%とし、期末手当及び勤勉手当については一律1.5%の減額とし、その他の給料に連動する時間外勤務手当などについては、減額後の給料月額より算出することといたします。

次に、資料ナンバー8、議第58号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から6,806万7,000円を減額し、その総額を125億9,098万6,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容としましては2点ございまして、ただいま御説明申し上げました山県市職員の給与の臨時特例に関する条例に関係する予算補正と、それ以外の予算補正でございます。

給与費関係以外の補正につきましては、まず、15ページをお開き願います。

地域経済循環創造事業補助金3,300万円につきましては、総務省の平成24年度補正予算の目玉施策の1つでございまして、今般、本市の地元アルチザン事業が申請額の満額で採択されることになりましたので、これに係る補助金の補正をしようとするもので、その全額を国庫補助金として計上しております。これは、地元企業が主体となり、地元農家やJAぎふ、地元金融機関などと連携し、ニンニクの安定的な生産量の確保による産地化と、6次産業化を推進する加工施設の建設費に対する補助金でございます。

次に、給与費関係の補正で、まずは9ページをお開き願います。

9ページ上段の表にございます人事・給与管理システム改修費52万8,000円につきましては、給与の臨時特例条例に伴う改修費でございます。

そのほかは、給与の臨時特例条例に伴う給与費等の減額分と春の人事異動に伴う補正でございますので、22ページをお開き願います。

今般の補正により、最上段の表の合計欄にございますように、給与費と共済費を合わせて9,258万3,000円減額しようとするものでございます。最下段の表に給料と職員手当の増減内訳を説明いたしておりますが、国の要請による減額分というのが給与の臨時特例条例に伴う分でございまして、ほかは当初予算に見込めなかった退職者分及び人事異動に伴う分でございます。

その他の補正内容としましては、各費目ごとに計上しております退職手当組合負担金の合計額719万1,000円の減額と、この後説明いたします特別会計での給与費の補正に伴う繰出金として、合計で182万1,000円減額しようとするものでございます。

最後に、7ページをお開き願います。

7ページ、今般の補正に伴いまして財源余剰となる分といたしまして、財政調整基金繰入金1億106万7,000円を計上いたしております。

次に、25ページをお開き願います。

議第59号 平成25年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から519万5,000円を減額し、その総額を26億1,080万5,000円にしようとするものでございます。これは、給与の臨時特例条例に伴う給与費等の減額分と春の人事異動に伴う補正でございますので、32ページをお開き願います。

32ページ、最上段の表の合計額にございますように、給与費と共済費合わせて478万4,000円を減額するほか、退職手当組合負担金として41万1,000円減額し、今般の補正に伴い財源余剰となる分につきましては、30ページにございますように、一般会計からの事務費繰入金227万円の減額と、介護給付費準備基金292万5,000円の減額を計上いたしております。

次に、35ページをお開き願います。

35ページ、議第60号 平成25年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から23万6,000円を減額し、その総額を1億776万4,000円にしようとするものでございます。これも、給与の臨時特例条例に伴う給与費等の減額分と春の人事異動に伴う補正でございますので、42ページをお開き願います。

42ページ、最上段の表の合計欄にございますように、給与費と共済費合わせて24万6,000

円を減額するほか、退職手当組合負担金としては1万円増額し、今般の補正に伴い財源余剰となる分につきましては、40ページにございますように、簡易水道基金繰入金23万6,000円の減額を計上いたしております。

次に、45ページをお開き願います。

45ページ、議第61号 平成25年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から14万5,000円を減額し、その総額を4億5,785万5,000円にしようとするものでございます。これは、給与の臨時特例条例に伴う給与費などの減額に伴う補正でございますので、52ページをお開き願います。

最上段の表の合計欄にございますように、給与費と共済費合わせて14万5,000円を減額するもので、今般の補正に伴い財源余剰となる分につきましては、50ページにございますように、一般会計繰入金14万5,000円の減額を計上いたしております。

次に、55ページをお開き願います。

議第62号 平成25年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に59万4,000円を追加し、その総額を9億9,459万4,000円にしようとするものでございます。これは、給与の臨時特例条例に伴う給与費等の減額分と春の人事異動に伴う補正でございますので、62ページをお開き願います。

62ページ、最上段の表の合計欄にございますように、給与費と共済費合わせて45万2,000円を増額するほか、退職手当組合負担金としては14万2,000円を増額し、今般の補正に必要な財源としましては、58ページにございますように、一般会計繰入金59万4,000円を増額を計上いたしております。

次に、68ページをお開き願います。

議第63号 平成25年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出の総係費で8万2,000円増額し、資本的支出の設備改良費で25万4,000円を増額しようとする補正でございます。これも給与の臨時特例条例に伴う給与費等の減額分と春の人事異動に伴う補正でございますので、70ページをお開き願います。

70ページ、上段の表の合計欄にございますように、給与費と法定福利費合わせて損益勘定支弁職員で8万2,000円を増額し、資本勘定支弁職員で25万4,000円を増額し、合わせて33万6,000円増額いたしております。なお、これに伴う補正後の資金計画を69ページに、補正後の本年度の予定損益計算書を73ページに、補正後の本年度末の貸借対照表を74ページと75ページにつけさせていただいております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横山哲夫君） 御苦労さまでした。

---

日程第9 質疑

○議長（横山哲夫君） 日程第9、質疑。

ただいまから、議第57号から議第63号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

山崎 通君。

○2番（山崎 通君） 今、御説明をいただきました議第57号ですけど、給与水準の適正化ということで、26年3月31日まで減額をするという御説明でしたが、この際、現在の職員の給与にばらつきがあるというふうに私は勝手に認識しているんですが、この際ですから、こういうことも精査して、そして、誰も納得できるようなそういう方向に持っていかれるとちょうどこの適正化という言葉に合うのではないかと、こんなふうに思いますので、市長の答弁を求めます。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） ただいまの御質問でございますが、職員の給与にばらつきがあるという、このばらつきという意味がよくわかりませんが、職員の採用をいたしまして、そして、昇給していくわけでございますが、まず、その状況によりまして、昇格した状況によりまして、給与差は当然出てくるものでございます。そういったことがばらつきであれば、それは、私はばらつきが必然的なものだと考えておりますので、どんな意味でのばらつきなのか、そういったところを精査する必要があるのかと思います。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 山崎 通君。

○2番（山崎 通君） ばらつきというのは、ばらついておるのでばらつきというんですが、市長が自分でばらつきがないというふうに認識をしていらっしゃれば、別にばらつきはないというふうに思っておるというふうに答弁していただければ結構ですので、これは全く蛇足ですが、そういうことが職員の士気にかかわるのではないかとということを懸念したものであえて質問しましたが、市長が別はないというふうに思ってみれば、それはそれで誰にも理解がいただけるものだと、こんなふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（横山哲夫君） 答弁はよろしいですか。

○2番（山崎 通君） 答弁って、別に答弁のしようがない。

○議長（横山哲夫君） ほかに質疑、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第57号から議第63号の7議案に対する質疑を終結いたします。

---

#### 日程第10 委員会付託

○議長（横山哲夫君） 日程第10、委員会付託。

ただいま議題となっております議第51号 山口市総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてから議第63号 平成25年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）までの13議案は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

○議長（横山哲夫君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

18日、19日は総務産業建設委員会、20日、21日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時より第2委員会室で開催されます。

なお、26日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時43分散会

平成25年 6 月26日

# 山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

( 第 3 号 )

平成25年第2回

## 山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第3号 6月26日(水曜日)

---

○議事日程 第3号 平成25年6月26日

日程第1 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

○出席議員(14名)

1番	恩田佳幸君	2番	山崎通君
3番	吉田茂広君	4番	上野欣也君
5番	石神真君	6番	杉山正樹君
7番	寺町知正君	8番	尾関律子君
9番	横山哲夫君	10番	武藤孝成君
11番	藤根圓六君	12番	影山春男君
13番	村瀬伊織君	14番	後藤利瑗君

---

○欠席議員(なし)

---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	教育長	森田正男君
総務課長	関谷英治君	企画財政課長	久保田裕司君
税務課長	奥田英彦君	市民環境課長	林早笑君
健康介護課長	中村孝君	産業課長	谷村勝美君
建設課長	長野裕君	水道課長	棚橋和良君
会計管理者	遠山治彦君	消防長	横山智君
学校教育課長	渡辺千俊君	生涯学習課長	佐村光仁君

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹村 勇司 書記 林 強臣  
書記 大野 幹根

---

午前10時00分開議

○議長（横山哲夫君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 一般質問

○議長（横山哲夫君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 影山春男君。

○12番（影山春男君） それでは、議長のお許しを得ましたので、2点ほどお伺いをいたします。

まず最初に、市民環境課長にお尋ねをいたします。

小型家電リサイクル法の施行に対する対応はどんなようなのかということでございますが、我が国は世界有数の都市鉱山を有すると言われております。けれども、金属廃棄物のリサイクルはいまだ十分ではございません。

そこで、循環型社会形成の推進を目的として、本年4月1日から小型家電製品に含まれているレアメタルや有用な金属などの資源確保のために小型家電リサイクル法が施行され、その目的は、条文の中では、「使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること」と定められております。

対象となる小型家電は、携帯電話、デジカメ、ゲーム機、パソコン、ビデオカメラ、電話機、デジタルオーディオプレーヤー、電子辞書、CD・MDプレーヤー、E T Cユニットなど、96品目が候補として挙がっております。法成立に先立ってこれらのリサイクルに取り組んできた自治体もありますが、今後はさまざまなリサイクルモデルが生まれることが期待されると思います。

小型家電はライフサイクルが短く、二、三年で買いかえるものもあるようであるけれども、使用済みの小型家電は廃棄されずに家庭内に退蔵されるというか、そのままたまってしまふケースが多いようであります。

また、廃棄される際には、今の市のルールでは一般廃棄物の燃やせないごみとして扱われるわけであります。また、無認定業者が経由した形で海外に流出するという比率も

結構高いと言われております。

そこで、使用済みの小型家電に含まれるレアメタルだけでなく、貴重な資源を可能な限りリサイクルして有効に活用することが求められるわけでありまして。

小型家電リサイクル法は、国、自治体、メーカー、小売店、消費者、リサイクル業者などの全ての関係者がそれぞれおのおのの役割を果たし、協力してリサイクルを実施するような制度としてこの法が施行されました。

市に対しては、「国の施策に準じて、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。」と定められております。消費者である我々市民に対しては、「使用済小型電子機器等を分別して排出し、市町村その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。」と定めております。

そこで、お伺いをいたします。

小型家電リサイクル法の施行について、どのような課題があり、今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えいたします。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、小型家電リサイクル法につきましては、議員の御説明にございましたように、使用済み小型電子機器等に含まれているアルミ、貴金属、レアメタルなどがリサイクルされずに埋め立てられていることへの対応が急務であることから、本年4月1日より施行されております。

国におきましては、再資源化を行おうとする事業者からの再資源化事業計画の申請受け付けを開始されており、2カ月から数カ月の審査を経て、間もなく認定事業者として認定されるとのことです。

本市では、小型家電を含めたリサイクルを市のクリーンセンターで行っており、鉄、アルミ、基盤、銅線など、リサイクルできる資源については可能な限り分別し、再生処理事業者に引き渡しを行っております。

今回施行された小型家電リサイクル法は、今行っておりますリサイクルと比べ、より質の高いリサイクルを目指し、レアアースなど希少な資源のリサイクルを可能とするもので、将来の環境負荷の少ない循環型社会実現には必要な取り組みであると考えております。

小型家電リサイクル法の施行についての課題でございますが、小型家電等の回収から認定事業者へ引き渡すまでの方法、そして、新たに発生する経費等がどれくらいかを精

査することが課題かと考えております。

今後の取り組みでございますが、対象とする小型家電の品目については、資源性と分別のしやすさを念頭に、最初から余り多くの品目としないで、現在回収されている品目の多いものを参考に絞り込んだ品目を対象品目とし、また、収集体制につきましては、現在の一般廃棄物の回収区分に沿って回収したものの中から対象品目を選択するピックアップ方式が市民の方々にもわかりやすい方式ではないかと考えております。

まだまだ検討の段階ではございますが、平成24年12月議会でもお答えしましたように、実施に当たり小型家電等の引き渡し先である認定事業者との詳細な協議が必要でありますので、認定事業者の認定状況と他市の状況を参考に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） それでは、再質問をいたします。

ただいまの答弁で、小型家電等のリサイクルをクリーンセンターにて行い、鉄、アルミ、基盤、銅線など、リサイクルできる資源は分別し、再生処理事業者に引き渡しを行っているということですが、選別した後に売却していると思いますが、過去3年間の売却金額はいかほどであるかわかるでしょうか。

2つ目、小型家電リサイクル法によるリサイクルシステムを導入した場合、どのようなパターンが考えられるのか。また、幾つかのパターンがあると思いますが、そこに発生する経費は幾らほど必要だと想定をされておりますか。

3つ目、小型家電の分解、回収などの作業を、障がい者の工賃とか社会参加の視点から障がい者施設に委託し、リサイクルを促進してはどうでしょうか。

4つ目、昨年12月議会の答弁で、認定業者の認定状況と他市の動向を確認しながら対応していくとのことでしたが、その後、どのような現状か、わかる範囲内でお答えください。また、山縣市としてはいつごろから進めるのか、お尋ねをいたします。

なお、参考資料として先進地の事例をちょっと述べさせていただきますと、兵庫県明石市では、昨年12月からことし2月末まで、使用済み小型家電の無料回収事業を実験的に開始され、今年度回収した家電の品目や量などをもとに来年度の回収方法を判断していく計画だとのことですが、対象品目は電話機器やカメラなど24種類、冷蔵庫やテレビなど家電リサイクル法の対象品とパソコンを除く家電全般を受け付けて、回収は市役所と市民センター3カ所に回収箱を置いて行ったということです。スーパーや公民館など、指定を受けた12カ所でも月1回、回収窓口を設けて回収をし、そういった回収した製品を全てリサイクル業者に売却されているということでもあります。

もう一カ所は、埼玉県所沢市は、不要になった携帯電話や充電器などの回収ボックスを市の公共施設に設置し、市民に協力を呼びかけながら順調に回収ができており、市民の関心が予想以上に高いということでもあります。

以上で、再質問のお答えをお願いいたします。

○議長（横山哲夫君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 再質問にお答えします。

1点目の回収された小型家電等の過去3年間の売却金額でございますが、鉄くず、アルミ、弱電線、しんちゅう、モーター、基盤、鉛などで、平成22年度で232万6,185円、23年度が258万9,449円、24年度では204万8,039円ございました。

2点目のリサイクルを進めるに当たりどのようなパターンがあるかでございますが、自治体回収としては、市内の公共施設等に回収ボックスを設置する、次に、新たに瓶やペットボトルなどの収集のようにステーション方式で回収する、3つ目に、現行の方法で収集した不燃・粗大ごみの中からピックアップするパターンでございます。

経費につきましては、先ほども申し上げたように、認定事業者がどの小型家電を受け取ってくれるかによって協議することとしておりますので、具体的な数値をつかんでおりませんが、回収ボックスの設置は、設置箇所分のボックスと収集運搬費が必要になります。また、新たな回収区分となりますと、現在の収集ステーション234カ所の収集運搬費が必要となります。現行の不燃ごみ袋及び処理券によって収集されたものの中からピックアップし認定業者への引き渡しは、分解作業も不要となりますので、経費がかからないのではと考えております。

3点目の分解、回収などの作業を障がい者施設に委託してはどうかでございますが、今回のリサイクル化は、回収品をそのまま引き渡ししますので、分解作業は不要になります。また、回収につきましても、本市の一般廃棄物の年間排出量をもとに収集運搬許可事業者を認可しておりますので、新たに収集運搬業務を委託するには及ばない状況です。

4点目のその後どのような状況か、いつごろから進めていくかでございますが、認定事業者との詳細な協議が必要であることから、その認定事業者が認定され次第、回収品目を何にするか、どう引き渡していくか協議をしていくことが、今お答えできるわかる範囲でございます。

また、実例を挙げられました人口29万人以上、世帯数11万9,000以上の明石市さん、34万3,000人近い人口、14万9,000近い世帯数の所沢市さんと本市では、モデル事業として回収を行っておられる電話機、カメラやパソコンなどの普及割合、使用量に違いがあり

ますし、住宅密集地域と過疎地域といった生活環境にも違いがございます。同様の方法ではなく、本市にとって適した方法でリサイクル化を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） やっぱり本市とちょっと例を挙げたところとは規模も違うからということでございますので、それはそれでまた納得して、次、再々質問を市長にお尋ねいたします。

本年4月1日から、小型家電製品に含まれているレアメタルや有用な金属などの資源確保のために小型家電リサイクル法が施行され、この法律の目的として、1つ目、資源確保、鉱物資源であるレアメタルの確保、2つ目に有害物質管理、鉛などの有害物質の環境リスク管理です。3つ目に廃棄物減量化、最終処分場への埋め立ての減量化。この3つの視点を踏まえた循環型社会形成の推進を目的としております。

課長より、製品のリサイクルを進めるには、含まれている金属の種類や量の把握、有効な回収手段の検討など幾つかの課題があると説明をいただきましたが、本市も積極的に取り組むべきと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

私も当然、循環型社会の形成というのは非常に大切なことでございまして、今後におきましてもリサイクルは積極的に進めていかなければならないと考えております。

先ほど担当課長が申し上げましたとおり、使用済み小型家電機器などの再資源化は積極的に取り組んでいくべきものと考えておりますし、そこで、主務大臣であります環境大臣及び経済産業大臣の認定を受けられた認定事業者が決まり次第に、早い時期に回収品目、引き渡し方法などを協議してまいりたいと思っております。

また、回収品目等につきましても積極的に、少しでも多い品目に分別できるようなことを考えております。

そしてまた、どの家電機器を回収するかなどの品目につきましても市民の方にしっかりと周知をいたしまして進めてまいりたいと思っております。また、少しまだ時間がかかるようではございますが御猶予をいただきまして、積極的なリサイクルの推進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（横山哲夫君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） 認定事業者が決まり次第、早い時期に回収品目、引き渡し方法を協議していくとのことですが、早急に進めていただきたいと思いを寄せながら

次の質問に入りたいと思います。

企業の農業参入について、これも市長にちょっとお尋ねをいたします。

農地の荒廃に歯どめをかけ、企業など多様な担い手の農業参入を促進する、こうした方向を狙っての法改正が行われ、耕作者が農地を所有するという自作主義に終止符が打たれ、利用者に軸足を置いた農地制度へと大きく変わるものであります。

現行法では、農地の所有権の取得にしる貸借権の設定にしる、個人は農作業に従事していること、法人は農業生産法人であること、これが要件であります。所有権の取得要件などは維持するが貸借権の要件を緩和し、誰もが農地を借りられるようにするというものです。

これによって、JAや株式会社が農業に参入する機会が容易になるわけでありまして。現在でも各地で株式会社が農業に参入し、地域農業の担い手として期待されている地域もありますが、反面、地域に混乱を与えるという例もあります。

株式会社の参入はあるのか、また、参入があったときの条件、規制はどのようなものなのか、お伺いいたします。

また、私は、今の農業の担い手不足、遊休農地、荒廃地の増加を考えれば、資金力、労働力、大きい力を持った株式会社の参入も考えなければならない状況だと思っております。反面、企業は収益の低い水田農業には参入しない。条件の悪い農地は敬遠するのではないかと。そうすると、企業の力を一番かりなければならない中山間地の耕作放棄地の増加には歯どめがかからないのであります。地域の農業は、地域の農家、担い手が、そして、地域に暮らす家族経営が、そして、協働する集落営農組織が基本であると考えておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

農地の荒廃につきましては、全国的に農業者の高齢化や担い手の不足により、農地の維持管理が難しくなったことが要因で、平成21年12月からの農地制度、これは農地法と農業経営基盤強化促進法の規制緩和に伴いまして、農業生産法人以外の法人でも農地が借りられるようになりました。

しかし、御質問にありますように、条件や規制という要件が幾つかございます。

その内容といたしましては、1つ目は解除条件つき契約要件で、借り入れた農地の全てに適正に使用されていない場合、農地の所有者が賃貸借契約の解除をすることができる旨が記載されている契約が締結されていることが求められています。

2つ目といたしましては地域における役割分担要件で、地域における取り組みなどへ

の参加や地域の取り決めの遵守があります。

3つ目は業務執行役員要件で、業務執行役員のうち最低1人以上が農業に150日以上従事することが求められているなどのほか、細かい要件などがありますので、窓口であります産業課にて御質問していただきたいと思います。

また、株式会社の参入があるかにつきましては、本市では、市内業者である公益社団法人山県市シルバー人材センター、株式会社WSBバイオ、有限会社山県ファームと岐阜市の株式会社村瀬産業の計4社が農地法改正後、農業経営基盤強化促進法により、現在、農地を賃借し、耕作を行っています。

しかしながら、面積的にはそれぞれ0.2ヘクタールから0.3ヘクタール程度にとどまり、耕作に適した条件の農地に限定されるため、山沿いで日当たりがよくない荒廃農地は敬遠され、面積的には余り解消されないのが現状でございます。

また、農地法改正前から農地の取得や貸し借りができた農業生産法人は、市内では桜尾生産組合があり、農地利用集積円滑化団体である農協に農地の面的集積を行ってもらい、桜尾地区において米を主に、麦と大豆など、約60ヘクタールを栽培しております。そのほか、岐阜市のわかば農園株式会社が美山の笹賀・田栗地区におきまして大根などを約11ヘクタール栽培しているほか、愛知県に本社がございます自然フーズ株式会社が伊自良大森地区において、キャベツや青ネギなどの野菜を約2.5ヘクタール栽培しています。

また、最近では、市内業者の梅田建設株式会社が既にニンニクを加工した黒ニンニクを市場に流通させていることは御存じだと思いますが、このたび総務省の地域経済循環創造事業交付金の事業採択を受けました。現在、一般に流通しているニンニクの70%は中国を中心にした輸入品でありますので、今後は本事業によりまして、梅田建設が山県市産ニンニクの種づくりを担い、この種を農家が購入し栽培する運びとなりますので、本市のニンニクの産地化が固定できること、商標登録をとっております「元気玉」のブランド力が高まることを期待しております。また、ニンニクには連作障害が発生しやすく、有害鳥獣の被害に遭いがたいと言われていることから、遊休農地の解消に期待が持たれます。

このように農業参入は、担い手不足により維持管理が困難になりつつある農地を将来にわたり優良な状態で保全するために有効な方法の1つとも言えます。昨年の秋に開催しました市政座談会では、至る場所で耕作放棄地の対策や管理についての御質問がございました。農業者の高齢化、農業を行う者がいなくなり、農地を管理できなくなっているとのことでございました。議員御発言のとおり、私も地域の農業は、地域の農家、担

い手が、そして、地域に暮らす家族経営が、そして、協働する集落の営農組織が基本であると考えております。農地を農地として次の世代に残したい、これは地域の農業者の願いであります。先祖代々農地を守ってきた農業者と地域にとって、担い手としての企業の参入は力強い支援とも言えます。

農業の担い手育成が本筋と認識した上で、農地の有効利用や農業の生産性の向上、雇用の場の確保による地域の活性化につながる企業の農業参入につきましても、さらに配慮、支援していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） ただいま答弁で、現在4社が農地を借りて耕作を行っているということですが、山沿いで日当たりがよくない荒廃農地は敬遠されがちということですが、大変難しい事案だと思っております。

そこで、再質問いたします。

市長さんからの答弁で、1、市内業者において地域経済循環創造事業交付金の事業採択を受け、地域資源を生かした先進的で持続可能な事業化の取り組みを促進し、地域での経済循環を創造することとする交付金の目的において事業を進めている企業があるとの答弁でしたが、市長に就任された一昨年秋ごろから直接企業訪問をし、情報収集に当たっていらっしゃると思いますが、今後企業訪問されるときにはぜひ地域経済循環創造事業交付金の説明をされますと耕作放棄地の対策につながるのではないかと思います。いかがでありましょうか。

2つ目、農業参入は担い手不足による維持管理が困難になりつつある農地を将来にわたり優良な状態で保全するために有効な方法の1つとの答弁でしたが、昨年第4回定例会において質問いたしました中で、担い手確保については最重要課題であり、関係機関と連携を密にしてきめ細やかな就農支援をするとのことでしたが、その後、どのようになったのでしょうか、お伺いをいたします。

3つ目として、農地の有効利用や農業の生産性の向上、雇用の場の確保による地域の活性化につながる企業の農業参入について配慮するとのことでしたが、具体的にどのように進めるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の今後の企業に地域経済循環創造事業交付金の説明をしてはいかがかということですが、この交付金につきましては総務省が平成24年度の補正予算に

定めたものでございます。補正予算の対応と申しますのはそれぞれ受給する側にとりましては非常に有利な条件での対応となりますが、これは今の国の制度として当初であるものではございませんので、こうしたものがありますということは説明できるものではないと思います。

また、そういったこともございまして、特に今年度当初予算で組んでおります予算の中に、市の単独の高能率農業機械購入補助金、これは従来からございましたけれども、この割合を、予算額100万円を本年度から、1事業当たり1割でございましたが、倍にふやしまして2割の補助とさせていただきました。

また、2点目の関係機関と連携してきめ細かな就農支援、その後についてでございますが、現在まで就農希望者が3人ございまして、1人は市内の男性の方でございますが、大桑でクリを0.3ヘクタール栽培しようとして現在農地を検討してみえますので、産業課におきまして協力して対応させていただいておる状況でございます。

2人目は市内の女性の方でございますが、これは若い女性の方でございますが、ブドウを0.3ヘクタール栽培したいと市へ相談がございましたので、社団法人であります県畜産公社の就農・就業相談専門員に就農相談をし、現在、技術や経営を取得するため、岐阜市のブドウ農家にて研修をされておられます。

3人目の方は現在、他県からの参入ということで、桃を0.4ヘクタール栽培されておられる男性の方でございますが、山県市がお父さんの故郷ということでもありますので、桃の栽培をしたいというようなことで、今、農地を探しておられますので、これも協力体制で進めさせていただいておるところでもございます。

このように、就農の相談がございましたら、今後とも関係機関と連携をとりながら、積極的な就農支援に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、3点目の企業の農業参入の具体的な進め方についてでございますが、企業などの農業参入促進は、議員も御存じのとおり全国的に進められているところでもございます。

岐阜県では、企業等の農業参入ガイドブックを作成いたしまして、参入手順を具体的に示していますので、活用していただきたいと思っております。また、岐阜県シンクタンク庁舎内にあります岐阜県農業会議に、企業等農業参入相談窓口、これは専門の窓口でございますが、設置されております。

いずれにいたしましても、農業に参入するには幾つかの要件や手順がございますし、いろいろな形で補助制度も設けられておるわけでございますが、それぞれの要望等によりまして、市といたしましても積極的に参入支援をしてまいりたいと考えておるところ

でございます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） 答弁いただきました。現在就農支援申込者が3名ということですが、本当によい結果の出ることを期待しております。また、農業参入に対して、要件や手順に対して十分な相談などに対応をして、積極的に対応、協力して行ってほしいと思いを寄せながら私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横山哲夫君） 以上で影山春男君の一般質問を終わります。

通告順位2番 杉山正樹君。

○6番（杉山正樹君） それでは、通告してございます副市長ポストについて、市長にお伺いをいたします。

市長にはこの3カ月間、年度初めでもあり、市内外において大変お忙しい日々連続であろうと思いますが、体に十分御留意いただき御活躍をいただきますようお願いいたします。

さて、副市長が退任をされまして3カ月がたちました。多くの市民の方々から副市長ポストについていろいろと御意見をいただきますが、まずもって市長のお考えをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

本年3月末で松田副市長が退任、その後3カ月が経過するわけでございますが、この副市長ポストは地方自治を運営していく上で重要なポストと考えております。また、地方分権時代の到来とともに地方公共団体の役割と責任が広がっており、組織運営面における自主性、自立性の一層の拡大を図りながら、各課の横断的な重要課題への対応など、そのマネジメント機能の強化を図ることが必要であることは十分認識をいたしております。

このため、現在空席となっております副市長の選任に当たりましては、市内はもちろん、地域について熟知した人材、また、広域かつ客観的な視点から、国ですとか県など関係機関とのパイプ役となる知識と経験が豊富な人材など、本市の将来と今後の一層の効率的な行政運営を考慮しながら慎重に人選を進めておりますが、今定例会までに具体的な人選ができず、副市長の選任同意議案を上程するには至っていない状況でもございます。

したがって、この副市長の選任と議会への上程時期につきましては、本市の将来

と市民の皆様のことを十分に考慮し、適任者の選定を慎重に進めておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 杉山正樹君。

○6番（杉山正樹君） ただいまの答弁を復唱いたしますと、まず1番目に、副市長ポストについては、各課の横断的な重要課題への対応など、そのマネジメント機能の強化を図ることが必要であることから、地方自治を運営していく上で重要なポストと考えておりますということでした。

2番目に、その人材については、地域について熟知し、かつ国や県等の関係機関とのパイプ役となる知識と豊富な経験を持つ人材の適任者を慎重に選定を進めておりますということですので、ひとまず安心をいたしました。

そこで、人材の件については足を踏み込むつもりは毛頭ありませんが、今まで山県市における役所の執行部は全て行政出身者で構成をされてこられました。この際、新しい発想で民間企業や民間人など幅広く目を向けてみられてはどうか、新しい空気を導入されてはどうかというふうに思いますが、そんな気持ちをお伝えし質問を終わりますが、何か市長、御答弁がいただけるならばお願いをしたいと思います。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 先ほどお話ししましたように、副市長のポストは早急に決めなければいけないということは十分認識しておりまして、そこで、先ほども再質問にございますような、行政出身者がというお話もございました。また、そういった状況も考慮しながら今進めているわけですが、また、今御提言いただきました民間人からの起用はどうかということですが、そういったことももう少し時間をいただきまして具体的に対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（横山哲夫君） 以上で杉山正樹君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で50分まで。

午前10時40分休憩

午前10時50分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位3番 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 議長からお許しをいただきましたので、通告に従い、質問番号1

番、防災対策に対するハザードマップのあり方と土砂災害防止法について質問いたします。

5月の広報やまがたにて同封をされました山縣市土砂災害ハザードマップは、各自治体単位をさらに詳細にして、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン、土砂災害警戒区域、イエローゾーンが記載された、非常にわかりやすいハザードマップであったと多くの市民の方々からも感謝の声を伺います。

山縣市独自で制作しているハザードマップから、県が制作したハザードマップなど、そのほかにも、紙ベース以外にもインターネット上などで幾つかのサイトを見受けられます。また、土砂災害以外にも、豪雨情報など、数多くの防災情報が公開されており、災害時に対応するために幅広い情報と各地域の詳細な情報が必要となってきますが、情報量の多さと情報の更新時期により、取得する側が最善の情報を取得し切れない可能性も十分に考えられます。

今後の防災対策についても出てきますが、どのような対応をしていくのが望ましいと思いますか。下記の5点について、総務課長に質問いたします。

1点目、現在、本市が活用して周知しているハザードマップ等は何種類あるのか。

2点目、現在のハザードマップ等の周知方法はどのような方法にて行い、どの程度周知されていると認識しているのか。

3点目、市独自で制作したハザードマップより最新の情報が国や県から公開された場合は、どのように既存のハザードマップに反映され、どのように周知していくのか。

4点目、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域に避難場所が指定されている地域もあるが、市内全域で何カ所避難所が区域内にあり、避難場所の安全性や避難場所までの移動の安全性は確認できているのか。

5点目、土砂災害防止法には、土砂災害特別警戒区域の方々への周知は都道府県に行う義務がありますが、山縣市内では全体の約20%が周知できておりません。市民の方々と一番身近に接する基礎自治体としてできることはないのか。また、宅地建物取引業者には、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域ともに取引時には説明が必要となりますが、市内業者にはどの程度周知されているのか。

以上5点について、総務課長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の現在本市が活用、周知しているハザードマップの種類についてでございますが、現在、本市には、地震防災マップ、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザード

マップの3種類ハザードマップがあり、内容についてそれぞれ順次御説明をさせていただきます。

まず、1つ目の地震防災マップは、大規模な地震を想定して、予想される震度の分布を示した揺れやすさマップと、大規模な地震が発生した場合に全壊する建物の割合を一定の地域ごとに算定し、地域の危険度を参考値としてあらわした地域危険度マップがございます。

次に、洪水ハザードマップは、岐阜県が作成しました浸水想定区域図をもとにした鳥羽川及び伊自良川、武儀川の流域ごとに洪水ハザードマップがございます。

最後に、土砂災害ハザードマップは、土石流危険区域や急傾斜地崩壊危険箇所などの土砂災害の発生のおそれのある箇所や概略位置を示した土砂災害想定危険区域図で、市内を北部美山地域と南部高富・伊自良地域で分割したものがございます。

また、平成23年度から作成しております縮尺が6000分の1のもので、各自治会に近隣における土砂災害警戒区域等が確認できる土砂災害ハザードマップがございます。このマップの作成は、平成23年度に伊自良地域、平成24年度に高富地域を作成し、配布させていただきました。美山地域に関しては今年度作成をし、来年5月に配布をする予定です。

次に、2点目の現在ハザードマップ等の周知方法とどの程度周知していると認識しているかという点についてでございますが、周知方法につきましては、本市のホームページ上で公開のほか、広報紙の配布時にも同封をしております。これにより広く市民の方に認識をしていただいていると考えておりますが、今後はホームページ上での公開事実を広報紙にてPRするとともに、公民館などの公共施設にも掲示するなど、市民の方のハザードマップへの認識率を一層高めていきたいと考えております。

次に、3点目の最新の情報が国や県から公開された場合はどのように既存のハザードマップに反映され、どのように周知をしていくのかについてでございますが、ハザードマップの作成につきましては、県が指定をした特別警戒区域等をもとに作成をしております。指定された特別警戒区域等が見直し等により変更された場合には、ハザードマップの修正、あるいは新たにハザードマップを作成するなどの処置をしたいと考えております。周知方法につきましては、市のホームページ、広報紙への記事の掲載等で対応したいと考えております。

次に、4点目の土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域内における避難場所の指定状況と、避難場所の安全性や避難場所までの移動の安全性の確認についてでございますが、土砂災害特別警戒区域内にある避難所は6カ所、土砂災害警戒区域内にある避難所

は15カ所ございます。

避難場所の安全性につきましては、今後、地域防災計画の避難所指定の見直しをさせていただきたいと考えております。また、避難場所までの移動の安全性につきましては、個々の災害によって被害想定も違ってまいります。避難施設の耐震性など安全面には万全を期しておりますが、避難経路や避難場所の選定などにつきましては、自助、共助の観点から、各自主防災会やそれぞれの御家庭で日ごろから御確認をさせていただきたいと考えております。

次に、5点目の特別警戒区域等の周知は県の義務であるが、基礎自治体としての役割のいかんと宅地建物取引業者への周知状況についてでございますが、特別警戒区域の周知方法につきましては、ハザードマップの市ホームページ上での公開、広報紙配布時のマップ配布、公共施設等での掲示とともに、今後は、広報紙面やケーブルテレビのデータ放送などにおいてもハザードマップの存在をPRしていきたいと考えております。

また、宅地建物取引業は国家資格を持つ方々のなりわいであり、宅地建物取引業法では取引の際に市民への説明が義務づけられるなど、むしろ周知を行う側の立場であると理解をしております。業者の方々にも、市民の方への周知を徹底していく中で、特別警戒区域等を御理解いただきたいと思いますと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 再質問といたしまして、再度、総務課長に4点ほどお尋ねいたします。

先ほどの質問の4点目の区域内に避難場所が指定されている現状や避難経路に関して市民の方々へ丁寧に説明していただき、一層の安心を提供できるような努力をお願いするとともに、5点目の基礎自治体としての役割に関しても、県内でも1件ではあります。が、所有している土地がレッドゾーンと知らずに新築し、新たに約3,000万円をかけて擁壁を建設したケースもございますので、本市に周知の義務はないものの、できる限りの周知を再度お願いいたします。

ハザードマップなど、震災や災害が発生する前に、事前に確認しておく情報に関しては、行政ができる限り周知をした上で、市民の方々による自助努力にて活用を行っていただくことも求めているとは思いますが、震災や災害が発生してからの情報はどうでしょうか。本市でもホームページ上に、「ただいま山県市内に災害緊急情報はありません。」と比較的見やすい表示がされていると見受けられます。

国や県の情報を含めて、震災や災害が発生してから直近の情報を取得したい場合のサ

イトを一元管理して、特定のページを確認したり特定のサイトを確認すれば情報は全て確認できる環境を整えるべきではないでしょうか。緊急時に、国や県、市のサイトをそれぞれ確認して避難することとなれば、緊急性を失することにもなります。

また、広報とともに配布している山縣市土砂災害ハザードマップは、各自治体単位をさらに詳細にして非常にかわりやすいマップになっている一方で、地域別になっていることから、コンビニなどに置いていただいている広報紙には同封されておりません。答弁にもありましたように、周知方法に努力していただくとともに、広報紙内のページに山縣市土砂災害ハザードマップの存在を周知していただいたり、県が6月1日から実施している豪雨被害危険箇所を郵便番号で簡単に確認できる「ぎふ山と川の危険箇所マップ」のお知らせなどを掲載するなどの周知の努力を改めて要望するところでもございます。

なお、ホームページ上で市政欄のその他のリンクに掲載してある「ぎふ山と川の危険箇所マップ」では、なかなか市民の皆様に見ていただき、確認していただくことは困難なのではないでしょうか。また、先月の新聞報道では、内閣府の作業部会による、高齢者や障がい者ら、災害弱者を優先的に避難所に受け入れるトリアージ導入の打ち出しや、今月17日には参議院本会議にて、自力避難が難しい障がい者や高齢者の災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務づける改正災害対策基本法が成立しております。ますます災害時の対策が市町村に、地域の現状に沿った対策が求められることが考えられます。

これまでに再度要望した内容とともに、再質問として4点について総務課長にお尋ねいたします。

1点目、ウェブ上で震災・災害情報の一元管理について、国や県、市の各情報とともに、震災や災害の発生時の情報や事前に周知しておくべき情報の一元管理について検討していくべきと考えられますが、いかがでしょうか。

2点目、各地域の避難所の収容人数は地域の全ての人口を満たすことができおりませんが、さらにトリアージの導入などを実施される場合はどのように基準を策定していくのか。

3点目、改正災害対策基本法による災害時要援護者名簿の作成が義務づけられるが、本市の避難支援ガイドライン以降作成してきた名簿とどのように違いが生じるのか。現在1,100人が名簿に登録していると伺っておりますが、本市の現状から非常に少ないと感じますが、義務づけられることにより、援護が必要な方々がどの程度増加すると想定されますか。

4点目、改正災害対策基本法のポイントとして、災害時の法的守秘義務のない民間支

援団体にも同意なしで名簿を提供できるとされておりますが、本市において想定される民間支援団体とはどのような団体が考えられますか。

以上4点について、再質問として総務課長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） それでは、再質問にお答えをいたします。

まず、1点目のウェブ上での震災・災害情報の一元管理についてですが、議員の御説明のとおり県が6月1日から運用を開始した「ぎふ山と川の危険箇所マップ」のリンクにつきましては、市の防災関係のページとは別のページに張りつけてあります。今後はこの改善も含め、市民の皆様が防災に関する情報をいち早く確認していただけるよう、市ホームページ上での防災に関する事項を改善してまいりたいと思います。

次に、2点目の避難所におけるトリアージの導入に際しての基準の策定についてですが、内閣府の中央防災会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループが5月28日に発表した最終報告では、避難所への入所について、家を失った人や災害弱者を優先するトリアージという考え方が示されましたが、誰が何を基準にトリアージを行うのかが示されていない状況にあります。

一方、本市では、あらゆる災害時において、避難所での市民の受け入れ基準は設けていない状況にあります。しかしながら、避難者が大量に発生すると予想される市全域にわたる災害時では、限りある避難所の運営においてトリアージは有益な考え方であると認識をしております。今後は避難所におけるトリアージの実施基準について、国や県、他市の動向を注視してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

次に、3点目の災害時要援護者台帳の作成義務化に伴う既存市所有台帳との相違点についてですが、本市においては平成19年度から災害時要援護者台帳の作成を進めてまいりましたが、今般の台帳作成の義務化により、従来の台帳とその内容に違いは生じないものと考えております。

また、本市では、地域での見守りネットワークを構築したいとの提案に基づき、平成23年4月から台帳整備を社会福祉協議会へ移管しました。社会福祉協議会が自治会連合会単位での各地域で新台帳作成の説明会を実施し、同意を得られた地域から、見守りネットワーク、まめネット協議会、新台帳、安心いきいき台帳を作成し、従来市が進めてきた災害時要援護者台帳から順次移行をしております。

現在は14の自治会連合会のうち半数の自治会連合会で移行済みであり、社会福祉協議会からは今年度中に全ての地域での移行を目指していると聞いております。社会福祉協議会が進めている安心いきいき台帳、新災害時要援護者台帳の情報の共有者の決定など

の運用は、各地域の実情に合うよう、地域ごとに要綱を定めて進めているところであります。

もう一点お尋ねの名簿の作成義務化によりどの程度要援護者が増加するかという想定でございますが、義務化によって登録される方が一気に増加するとは想定していないところであります。

次に、4点目の改正災害対策基本法に基づく災害時における要援護者台帳の提供先となる民間団体についてですが、現在のところ、NPO法人山縣市災害ボランティア・サポートセンター及び本市と災害時における応援協定などを締結している民間団体等が想定されるところであります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございます。

いつまでにやらないといけないとか、どれだけ予算をかけないといけないとか、非常に線引きが難しい案件だとは思いますが、ぜひとも災害時のときに迅速に対応できるように行政としても御尽力いただければと思いますので、重ねてお願いしてこの質問を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、質問番号2番、ぎふ清流国体馬術競技会場跡地利用について、建設課長にお尋ねいたします。

昨年度は、ぎふ清流国体・清流大会等、本市でも多くのボランティアの皆様や大会関係者に御協力やお力添えをいただきながら盛大に開催されたことは記憶にも残るところでございます。大桑、椿野地区にて6万979平方メートルの広さを馬術競技会場として、多くの選手を迎えることができました。盛大に開催されたぎふ清流国体も幕を閉じ、会場跡地をどう活用していくのかは、多くの市民の方々の関心のあるところでもあります。これまでのぎふ清流国体閉会後の馬術会場跡地活用について、以下の4点について質問いたします。

1点目、馬術会場跡地の活用方法と全体像はどのような構想か。

2点目、これまで馬術会場跡地利用方法について、どのように検討されてきたのか。

3点目、馬術会場跡地利用の計画に対して、どの程度の予算を組まれてきたのか。

4点目、跡地利用にかかわる法的な規制について、平成20年度公園用地として取得してから現時点まで、跡地利用を行う際にどのような法的な規制がされるのか。

以上4点について、建設課長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の馬術会場跡地の利用・活用方法の全体像と2点目の検討方法についてでございますが、関連性がございますので、あわせて御説明をさせていただきたいと思っております。

当該土地につきましては、平成20年度に公園用地として取得して以来、その整備内容について検討を行ってきたところでございます。折しも昨年、当該土地においてぎふ清流国体の馬術競技が開催されまして、馬術競技場及び周辺土地の整備、整地などが行われております。その後、国体馬術競技の終了に伴いまして建物等の施設は撤去されましたが、現在の土地の状況といたしましては、画地の形状、面積や土質の状態が、少年野球やゲートボール、グラウンドゴルフなどの利用に適しているのではないかと考えられますので、今後は地域の関係諸団体の方々との協議を行いまして、運動公園としての整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の馬術会場跡地利用計画に対する予算対応についてでございますが、国体馬術競技の開催後につきましては、当初の目的であります公園として整備を行いたく、平成23年度において、公園構想の策定委託料といたしまして2,000万円を当初予算に計上させていただいております。

しかしながら、現在の地形を大きく変更するなどの大規模な公園整備計画ではなく、現在の土地の形状を生かした運動公園など、最小限での経費による公園整備を行うこととして、市議会の御承認をいただいた上で公園構想策定委託に係る予算につきましては減額をさせていただいております。

なお、今年度につきましては、国体馬術競技の際に障害飛越競技の会場となった箇所については、少年野球のグラウンド及びグラウンドゴルフ場としての利用に向けて整備を行えばと考えております。さらに、東側の馬場馬術競技が行われた箇所につきましても、土地の形状から申し上げましてゲートボール場としての整備が適しているのではないかとということで、今後、関係する方々と検討と協議を行ってまいりたいと考えております。

4点目の跡地利用にかかわる法的規制についてでございますが、当該地区におきまして公園整備を行うに当たり、法的規制に該当しないような整備ということで進めたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 再質問といたしまして、市長にお尋ねしたいと思います。

1点目、2点目の質問に対して、活用方法の全体像や構想、そして活用方法に対する検討内容などは全く示されることなく突然、少年野球場やゲートボール場、グラウンドゴルフ場などと具体的な用途のみ出てくることに対して、計画性のなさに驚きを感じます。

そもそも過去3年間、自治会要望を初めその他要望を確認したところ、少年野球、グラウンドゴルフ、ゲートボール場の各会場の建設要望は一件もなく、グラウンドゴルフに至っては、会場の修繕の要望はあるにもかかわらずそちらには予算を組むことなく、なぜ突然新たな各競技の建設を進めていくのでしょうか。

そして、平成24年第4回定例会中の総務産業建設委員会にて、所管事務調査が12月7日行われました。私も当時委員でしたので調査に出席しており、その折には馬術会場も調査の対象となっており、1年間かけて慎重に検討していくとの説明がありました。

また、答弁にあるように、平成24年第1回定例会で策定委託料の減額補正を行ったのであれば、まず減額補正した時点で計画の変更を市民の皆様にも公開すべきではなかったのでしょうか。

そして、方向性の転換からこれまでの間、どのような機関でどの程度検討され、どのような結論が出て、平成25年度の当初予算にて公園施設改良費の579万円のうち500万円を会場跡地利用として、さきの3施設の建設費として組むことになったのでしょうか。

また、公園施設改良費として3施設の建設費を組まれているにもかかわらず、先般の平成25年第1回定例会では提案説明はなく、予算概要にも新規や拡充の明記もされておられませんでした。跡地利用について議題になれば毎回その場限りの答弁や回答を行う現状では、決してよい結論を導き出すことはできません。同時に、関係者との協議を行うとの答弁もありましたが、本来であれば予算を組む前にニーズ調査や地元の説明を済ませるべきところとは思いますが、地元への説明は行っているのでしょうか。

市長の公約にもあります対話と共感、私も何度も拝見させていただいておりますが、運動公園計画は誰と対話をして誰の共感を得たのでしょうか。予算概要にも明記をせず、提案説明もしなかった現状のどこが公明ですか。既存の施設で十分に利用状況を満たしていて、誰も要望していないにもかかわらず新設することのどこが公正ですか。これから総トータルでどれだけ建設費がかかり、ランニングコストがどれだけかかるかわからない建設を進めていくことのどこが次代に責任を持てる地域づくりですか。これまで直面した課題を一つ一つ先延ばしにしてきた結果が今の現状です。

4点目の跡地利用に関する法的規制については全く答弁になっておらず、私から言う内容ではありませんが、1ヘクタールを超える開発についての許可や、6.5メートル以上

の道幅が必要とされる都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律など、法的規制についても広く市民の皆様に周知した上で、これからも課題を先延ばしにしていくのか、それとも市民の皆様に購入時の現状からこれまでの現状についてしっかりと説明して、それでも続けるのか、計画を立て直して再度提案するのか、市民の皆様に問うべきではないでしょうか。事前の一策は事後の百策にもまさるといいます。いつまでに具体的な全体像を立てて、いつ市民の方々に広く周知をしていく予定なのでしょう。

再質問として、市長に8点について質問いたします。

平成24年第1回定例会にて公園構想策定委託料2,000万円を減額補正してからこれまでの期間、跡地利用について、具体的にどのような機関でどの程度検討されてきたのか、詳細についてお答えください。

2点目、少年野球、グラウンドゴルフ、ゲートボールの施設建設について、市民の方々からこれまで要望はあったのか。

3点目、近隣に同様のスポーツ会場や施設があるが、既存の施設では賄うことができないのか。市内全域の会場や施設利用状況等、新たに建設しなければならない要因についてお答えください。

4点目、今後関係者などと協議を行い、運動公園としての整備を行うとの答弁がありましたが、これまで協議は行われてきたのか。また、関係団体とはどのような団体を検討しているのか。

5点目、関係団体から不要と回答をいただいた場合も、これからも建設していくのか。

6点目、平成24年第4回定例会中の総務産業建設委員会所管事務調査にて馬術競技会場の調査をした際に、跡地利用について1年間かけて慎重に検討していくとの回答があったにもかかわらず、なぜ平成25年当初予算に馬術会場跡地に対する公園施設改良費500万円が組まれているのか。この間、どのような環境の変化があり、どのような結論が出され、予算を組むことになったのか。また、平成25年の当初予算で予算を組んでいるのであれば、なぜ提案説明がなく、予算概要に新規や拡充としての明記もされていないのか。

7点目、現段階の計画で、今後考えられる維持管理費、残りの建設費はどの程度と積算しているのか。

8点目、運動公園としての全体像が具体的に示されないまま部分的に着工することに、計画性に疑問を感じますが、今後どの程度の期間で全体像を計画していくのか。

以上8点について、市長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。何点かございました。

まず、1点目でございますが、暫時休憩願います。

○議長（横山哲夫君） 暫時休憩します。

午前11時20分休憩

午前11時20分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

林市長。

○市長（林 宏優君） 一応減額ということで答弁させていただきますけれども、まず、1点目の平成24年度の公園の構想委託料の減額後、跡地利用についてどのように検討がなされてきたかとのことでございます。

平成23年度、24年度にかけまして、国体の馬術競技の成功が目標でありましたが、国体終了後の跡地利用について、公園用地として平成20年度に合併特例債によりまして土地を取得しました。大体これが9億円強でございました。当時から整備計画について検討を行っておりまして、公園整備のための全体計画の構想計画についても必要性を感じておりました。

しかしながら、馬術競技開催後の現状の形を生かした経費をかけない整備に向けて、公園計画の見直しをさせていただきました。当時、この見直しにつきましては予算が計上されておりまして、議会の皆様にも説明をさせていただいたところでもございます。

その当時、2,000万円の整備計画で、その後、数千万円になるのか数億円になるのかという、いわゆる合併特例債が健康福祉広場という目的で買っておりまして、あくまでも健康福祉広場の用途に使うということでございますので、当時、私が説明させていただきましたのは、あの地域には四国山公園もございますので、同じような形態での公園整備というのは非常に不合理な公園整備ということになりまして、国体が終わった後に必要最低限の費用をかけながら、土地はもう取得しておりますので、土地の取得目的がございまして、そういった中で現状に合わせたような方向性で進みたいということで議会にも説明させていただいたと記憶しておるところでございます。

次に、2点目の少年野球などの施設整備の要望があったのか、それから、4点目の関係団体の協議の経緯及び関係団体とはどの件につきましては、関連性がございまして、あわせてお答えしたいと思います。

まず、施設整備に係る要望でございますが、国体開催後の跡地がどのような状況となるのか、要は国体開催後、あの跡地が、砂が撤去されますので、こういった状況になる

のかということとは当時は判断できない状況でもありました。当方から跡地利用に係る施設整備などの説明や協議は各団体には行っておらず、要望等についても受けた経緯はございません。

施設整備について、今後どのような団体と検討を行っていくのかとの件でございますが、本年度の整備部分については、少年野球、ゲートボール及びグラウンドゴルフの団体の方とこの施設の整備及び利用について協議ができればと考えておるところでもございます。

次に、3点目の既に同様の施設があるのになぜ新たな施設を建設するのかという件でございますが、現在市で把握しております市内のスポーツ団体は、少年野球が7団体、ゲートボール連盟に所属されている団体が32団体、そして、グラウンドゴルフ協会には246名の方が所属されておまして、そのほかにも屋内外スポーツの団体が多数活動しておられます。さらに、趣味として愛好している方もおまして、それぞれ既存の施設や場所を御利用されて活動をされております。今後、運動公園として整備を行うに当たり、施設の整備及び利用については、各種スポーツ団体の関係者の方々などと調整を図ってまいりたいと考えております。

さらに、公園の整備は、運動に係る施設は当然ながら、休息施設などの整備が必要となってまいります。これにより、さまざまな世代や地域の方々が一段に集まることとなり、世代や地域を超えた交流の場が広がるような施設となればとも考えております。

次に、5点目の施設は不要との回答があった場合の対応との件についてでございますが、関係諸団体の方には運動公園としての有効利用について御理解をいただきまして、今後公園の整備を進めてまいりたいと考えております。

次、6点目の今年度予算の跡地の整備工事費が計上されているが、その経緯と趣旨についてでございますが、現地は議員御存じのように、昨年、国体馬術競技により整地をされております。今後、整備着手に時間をかけることにより荒廃部分が広がることが懸念されますことから、現状で部分的な整備が可能な箇所については早急に現在の地形を生かした整備を行うということで、今年度予算を計上させていただいております。

この今年度の予算につきましては、ことしは500万円ほどの予算が計上でございますが、先ほども少し触れましたけれども、いわゆる砂地を取った、グラウンドと言っているのか、平坦な部分でございますが、あの部分がこういった状況になるのか、それなりにグラウンドとして、砂を撤去した後、現状で使えるのかという、そういった懸念もございまして、グラウンドの整備のような思いで予算を500万計上させていただきましたが、現場を確認させていただきますと、東の2面につきましては角度も少なく、現状で、グ

ートボールですとか、そういったフラットな活用もしていただけるのではないかと思います。西の少し大きい部分につきましては少し手を入れなければいけないのかなど、水道もできておりますので、そんな思いをいたしております。

なお、今年度予定しております部分的な整備の後は、試行的に整備した施設の利用を行いまして、施設の利用者などの御意見や利用状況を検討させていただきまして、その上でこれからの大きな方向性を定めていきたいと考えております。

次に、7点目の現段階で想定される維持管理費及び建設費用の見込みはどの御質問でございますが、公園の全体計画につきましては、部分的に整備を行いながら、その利用状況や取り巻く環境、さらに財政的な面などを見据えた上で進めていきたいと考えております。よって、今後の整備に係る工事費や施設の維持管理費の費用につきましては、現段階では積算をいたしておりません。

次に、8点目の全体的な公園計画にかかる期間はどの御質問でございますが、この土地は以前に土地開発公社により先行取得された土地でありまして、その後、福祉健康広場用地として山県市が買い戻しを行っております。公社から市が買い戻すまでの間には公社が先行取得する際の金利の負担が年数百万円となるなどの問題が生じておりまして、市としても早急な買い戻しが必要な状況でありました。そこで、市町村合併によります合併特例債によりまして買い戻しを行ったという経緯がございます。

なお、この特例債を受ける際には、その事業計画が福祉健康広場整備事業を目的として事業を進めなければなりませんでしたが、当時国体の馬術競技の会場としてこの土地の利用が検討されておりまして、競技会場として決定しておりまして、国体の終了まで整備計画を待っていたという状況でもございます。

しかしながら、昨年国体が終了したのを受けまして、本年度より事業に着手する必要があり、先ほどもお答えいたしましたとおり、国体での利用により整地などがされております現状を十分に利用しながら部分的な整備を進めまして、この公園計画の全体の整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 再々質問といたしまして、もう一度市長にお尋ねしたいと思っております。

国体の馬術会場としての役割を終えるまで計画はなかなかできないというのは理解できるところではあるんですが、その馬術会場としての利用が終わってからこれまでの間、どういった検討がされて、どういった人たちと何回検討して今の案が出ているのかとい

うことを再質問で質問したつもりなんですけれども、結局、平成24年第4回定例会の所管事務調査の折にはまだ計画は何もない段階で、これから1年間しっかり計画していくという回答があったにもかかわらず、そこから25年の第1回定例会までの短い期間で予算が組まれて、実際にもう一部事業がスタートしてしまうということですので、この現状を市民の人たちは全く知らないまま一部着工して、一部着工したから、ほかの、運動公園以外の計画というわけには途中からいかないと思いますし、また、近隣の施設の中には指定管理で管理をお願いしているような大桜グラウンドや四国山公園のように同様な競技を行う会場もありますので、ぜひとも、そういった観点からも広く市民の皆様にも周知していただき、そして、これは、私は別に市長の運動公園の計画を反対しているわけでもなく、どういった計画が本当にいいのかと、いつまでにやっていくのか、そして、これから将来の、次の世代の人たちがどれだけ、維持管理費や、そういった背負っていくものがあるのかわからないままスタートしていくということに疑問を感じるので、広く市民の皆様に関わらせてこれでいいんだということだったら別に全然やっていただいて結構だと思いますし、また、事業がスタートするということでしたら私も1人の市議会議員としてその計画を応援していきたいとは思っておりますので、ぜひ、今後いつまでに具体的な計画、全体像を示し、そして、いつまでに市民の皆さんに広く周知を行っていくのか、問うのかだけ、再々質問の答弁としてお願いいたします。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えしたいと思います。

市民の皆さんに周知をするということでございますけれども、私も市民の方から、馬術競技が終わりまして、あの跡地利用についてどうした利用をするのかということをよく聞かれます。

これ、馬術の会場の全体の写真でございますが、この全体の面積は6ヘクタールほどございまして、市民の方のイメージ的には、この広大な土地にしっかりとした跡地の利用を考えてほしいと。これは誰も、市民だけでなく私ども行政といたしましても、可能な限りの手は尽くさなければいけないと考えております。

ただし、これには、先ほども少し説明させていただきましたように、いろんな条件があります。ただ、ここへ、例えば企業誘致をするという方法はできません。先ほどの9億円強の、正確に言いますと9億1,440万625円でございますが、これで、特例債で買っておりますので、特例債を返還すればそういったことも可能かと思っておりますが、あくまでも今の目的に沿って進めたいということがございます。

そして、もう一つは、一番大きなネックは、ここを開発する場合に、2つに分かれて

おりますね、真ん中の河川。そして、非常に勾配がありますので、フラットにしようとするとは可能なことではございませんし、これも幾つか、最低でもここで分かれておりますし、ようかんのように切られるわけですが、そういった地形的な形の現状もでございます。

そして、それをクリアするためには開発協議、面的な整備をしようとするとは開発協議がかかりますので、今の開発をしようしますと、高富運輸の道路から新たに、先ほどの御質問の中にもございましたように、9メートル以上の幅員が、道路を新たにつけなければ、今の道路を広げるのか、新たにつけるのか、そういった要件がございます。これも国体の前にどの程度の事業費がかかるかということを検討いたしましたところ、大体6億円かかるということで、現状の幅員を広めながら、あしたの会の少し東を通りまして、そういった計画も検討いたしました。大体6億円ほどでございました。そういった開発に係る要件がございます。

そこで、前回の委託料として2,000万円の設計を組むということは、新たに数千万ないし数億円をかけまして事業展開をするということになりますし、また、そして、維持管理費が非常に多くなりますので、そういったことを考えますと、今の面的にはなぶらなくて必要最低限の費用で、同じような話になりますけれども、今の状況を生かしながら進めていきたいということを思っています。

例えばグラウンドとしましても、野球をするグラウンドの面積はあそこではとれません。だから、少年野球なんです。サッカーをしようとしても、サッカーのグラウンドとしての面積はとれません。それで、グラウンドゴルフですとかゲートボールの限られた方のグラウンドとしての利用と、そして、駐車場になっております部分ですとか、上のほうにまだ余力が加えていない雑種地になっているような部分につきましても、最終的には全体を考慮しながら考えていきたいということでございます。

それで、具体的に数値目標、年度の目標といたしましては、特例債を使っておりますので、あくまでもこれから5年以内ということでございます。

そして、また、管理費、それから市民の方への説明ということでございますけれども、大きな事業であれば市民の方へも説明も必要かと思いますが、これは、まず、市民の方の一部の方になるかもしれませんが、利用していただける方に、少年野球の方でそれぞれ対象の方に説明をしながら、どんな施設が、どんな整備が必要なのか、それも最低限の施設整備の中からどの程度の利用をしていただけるか、そういったことを、この1年間でやればよかったんですが、これから1年かけながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 以上で恩田佳幸君の一般質問を終わります。

通告順位 4 番 尾関律子君。

○8 番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております 3 点について、順次に質問をさせていただきます。

初めに、胃がん対策について、健康介護課長にお尋ねをいたします。

日本では、毎年約12万人が胃がんと診断され、約5万人が亡くなっています。胃がんは、がんによる死因では肺がんに次いで2位となっています。2005年の統計では、男女別罹患患者数は、女性が3万7,035人に対し男性は8万102人と、2倍以上になっています。

2012年6月に制定されたがん対策推進基本計画、2012年度から2016年度までの5カ年の計画ですが、胃がん予防が国の方針として明確に位置づけられ、ピロリ菌除菌が胃がん予防に有用であることなども盛り込まれました。胃がんを引き起こすとされる細菌ヘリコバクター・ピロリ、ピロリ菌が原因の慢性胃炎の除菌治療に2月21日から健康保険が適用されることになり、胃炎段階から除菌することで胃がん予防につながると言われています。

日本人のピロリ菌感染者数は3,500万人にも上ると言われています。胃酸の分泌が不十分な幼い時期に口から入り、成人した後も胃粘膜にとどまり続けます。また、水道などの衛生環境が不十分だった時代に幼少期を過ごした世代に感染者が多いとも言われています。50歳以上の日本人の45%前後がピロリ菌に感染しているとされています。

これまでピロリ菌の除菌には、胃潰瘍や十二指腸潰瘍などの病気に限って保険が適用されてきました。今回、それよりも症状の軽い胃もたれや不快感などの慢性胃炎であっても、呼気検査などでピロリ菌の感染が確認され、内視鏡で慢性胃炎だと診断されれば、除菌に保険が適用されることになりました。

ピロリ菌の除菌は、薬を1週間ほど服用し、除菌が成功すれば再感染の可能性は低いと言われています。胃炎の治療として除菌を行う場合、これまでは全額自己負担で1人当たり数万円かかっていましたが、保険適用によって窓口での支払いが3割負担の人は6,000円程度で済むことになりました。

胃がん検診といえば、バリウムを飲み、レントゲン撮影をするという方法が従来から行われてきました。この検診法は、煩わしさと苦痛が伴います。そこで、ピロリ菌ABCリスク検査の導入をされてはいかがかと考えます。

この検査は、血液検査でピロリ菌感染の有無を調べる検査、血液中のピロリ抗体を測定するものと、胃粘膜の萎縮度の有無を調べる検査、血液中のペプシノゲンを測定する

ものを行い、測定結果から、陰性、陽性の組み合わせによって、各個人の胃がんを発症するリスクをAからDの段階で明らかにします。リスクのある人には次の段階として内視鏡による精密検査を行うことで、対象を絞った効率的な胃がん検診を行うことができるとされています。

ピロリ菌ABCリスク検査導入によって、血液検査でリスクを判断し、必要な人だけが内視鏡検査を受けることになり、全ての人が内視鏡検査を受けなくてもよくなり、受診する人の負担を軽減できるので、検診受診率を高めることが可能と考えます。

そこで、本市の検診受診状況とピロリ菌ABCリスク検査導入のお考えを伺います。

○議長（横山哲夫君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 御質問にお答えします。

本市における胃がん検診は、18歳以上の方を対象に、集団検診により行っております。昨年までは24日間、11会場において行っておりましたが、市が行う各種の検診を受診者の利便性を高めるため1度に実施しておりますので、検診会場においては混雑する会場があり、今年度からは5日間ふやして29日間、11会場で実施しております。

こうした中で、受診状況につきましては、平成20年度は1,152名が受診、21年度は1,144名、22年度は1,202名、23年度は1,068名、24年度は1,038名と年々減少しており、受診率においても、国が推奨する40歳以上の対象者の受診率が、平成20年度は12.68%であったのに対し、平成24年度は11.67%と低下している状況でございます。

さて、ピロリ菌ABCリスク検査の導入につきましては、ピロリ菌ABCリスク検査は胃がんを直接見つける検診ではなく、胃がんの原因となるヘリコバクター・ピロリ菌検査と血液中のペプシノゲンの測定により、胃がんになりやすい胃の粘膜萎縮の程度を調べる検査を組み合わせ、胃がんになりやすい状況かどうかの危険度を分類し、リスクの高い人に胃カメラ検査を推奨する検査でございます。

現在、胃がん検診でピロリ菌ABCリスク検査を実施している市町村は全国で数箇所のみで、本市を含めてほとんどの自治体は、厚生労働省からのがん検診実施のための指針に基づき、胃部エックス線検査を実施しているところでございます。

この指針では、市町村における胃がん検診は死亡率減少を示す科学的根拠のある胃部エックス線検査を推奨しており、ペプシノゲン法及びヘリコバクター・ピロリ抗体法については死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、住民検診としては勧められないとしております。

また、ピロリ菌感染が胃がん発症の大きなリスク要因ではありますが、個人の体質や

食事を初めとした環境要因が重なって初めて胃がんに結びつくものでございます。そのため、本市の胃がん検診では国の指針どおり胃部エックス線検査を基本として、ピロリ菌ABCリスク検査については、研究成果の結果、将来的に国が新たな方針を示したときにはそれに沿って対応したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、受診状況を伺いましたですけれども、年々減少傾向にあるようです。なぜこのような状況になるのでしょうか。

また、北海道大学の特任教授の浅香正博教授は、これまで40年間にわたって胃がんの診療を手がけてきた、その結論は、治療より予防だ、胃がんが発症してから治療するよりも、諸悪の元凶であるピロリ菌そのものを根絶して予防医療に努めたほうが、効率においてははるかにまさるのである、感染症由来である胃がんほど予防しやすいがんはないと言える話をされております。また、今回の保険適用の拡大は、ピロリ菌がいるかどうかを調べてもらいたくても、内視鏡検査を先に行わなくてはいけないため尻込みしてしまうことが心配されるということも話されております。

大阪の茨木市では、今年度から胃がんリスク検診をスタートさせました。対象者を40歳から65歳の5歳刻みの市民とし、400円で受診できるそうです。千葉県の市川市では、40歳から75歳までの5歳刻みの市民に受診券を配付し、受診時に600円負担するそうです。胃がんのリスク検診を通して予防への意識を高めていく取り組みだと思えます。

そこで、本市の検診率アップのための対策、どのように考えておられますか。また、そのために、大腸がん検診に無料クーポン券が発行されましたが、胃がん検診にも無料クーポン券を発行されてはと思いますが、いかがでしょうか。再質問させていただきます。

○議長（横山哲夫君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 再質問にお答えします。

受診率向上の対策でございますが、先ほど答弁させていただきましたが、検診会場を昨年より5日間ふやし29日間にいたしました。この29日間には日曜日も3日間あり、検診日の前日には同報無線を通して案内もしております。

また、月に2回、市内のスーパーやコンビニなど人の集まる場所でまちかど健康相談を実施し、市民の方々と接しながら検診の啓発をしております。

そのほか、特に40歳代の若い年代の受診率が低いことから、中学生の保護者を対象にがん検診のことを知ってくださいというリーフレットを配布し、がんの早期発見、早期

治療を啓発し、がん検診の受診率向上に努めております。

また、クーポン券の実施でございますが、胃がん検診に係る経費につきましては国が推進しているがん検診推進事業の補助対象経費になりませんので、クーポン券の実施は考えてはおりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） なるべく検診率を上げていただくことが非常に大切なことじゃないかなと思います。市民のそうした健康維持というのに負担の少ない検診方法を進めていただけるように要望しておきます。

次の質問に移ります。2点目に、介護支援ボランティア制度について、健康介護課長にお尋ねをいたします。

厚生労働省が介護保険制度における地域支援事業として、市町村の裁量により介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが平成19年5月から可能になりました。この通知が出されてより多くの自治体で制度が実施をされています。この制度の狙いは、高齢者がみずから介護支援等のボランティア活動を通じて地域に貢献することを積極的に支援し、高齢者の社会参加活動により、自身の介護予防を推進し、心身ともに健康を保ち、生き生きとした地域社会となることにあります。

これは、平成19年に東京都稲城市が介護支援ボランティア特区として提案し、検討され実施をされました。稲城市では、市が指定した施設であらかじめ登録したボランティア活動をすると、市が発行するボランティア手帳にスタンプを押してもらいます。スタンプは1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限で、1年間50スタンプで5,000円程度を上限に、ボランティアに交付金として支給されています。この交付金を自分の介護保険料に充てるというものです。

昨年、厚生文教委員会の視察で、福井県鯖江市の介護支援サポーターポイント事業を研修させていただきました。事業の効果として4点挙げておられました。1点目に、地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まることが期待できる、2つ目に、社会参加活動等に参加する高齢者が増加することにつながる、3点目に、要介護高齢者等に対する介護支援活動に関心が高まる、4点目に、介護予防が推進され、介護給付費等の抑制につながると説明がありました。高齢者が地域活動に参加することで介護予防につながるシステムです。

平成19年の12月議会でも提案をさせていただきましたが、これまでに多くの自治体で制度を実施されています。山口市も導入してはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（横山哲夫君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 御質問にお答えします。

介護支援ボランティア制度とは、ボランティア登録をしている65歳以上の高齢者が介護支援ボランティアとして、主に介護保険施設等でボランティア活動をした際に実績を勘案してポイントを付与し、その高齢者の申し出により当該ポイントを換金することで、実質的に保険料の支払いや介護サービス等の利用に充てることのできる制度でございます。

この制度の目的は、高齢者がボランティア活動を通して高齢者自身が社会へ参加し、地域貢献を行いながら、みずから健康増進や介護予防を図り、生き生きとした地域社会を目指すものでございます。

この制度は、平成17年に東京都稲城市が国へ制度創設を提案し、平成19年に国が介護保険制度を活用した高齢者のボランティア活動の支援として、具体的には地域でボランティア活動に取り組む高齢者の活動の実績をポイントとして評価し、このポイントの用途について、介護保険料や介護サービス利用料に充てる制度として実施を認めたものでございます。

現在、東京都稲城市を初め、東京都千代田区、世田谷区など、平成24年12月で全国1,742自治体の中75の自治体で実施されており、ほとんどの自治体でこの制度を見合わせているのが現状でございます。なお、岐阜県におきましては、介護支援ボランティア制度を実施している市町村はございません。

こうした中、本市において介護支援ボランティア制度を導入してはとの御質問でございますが、質問の中でおっしゃられたとおり、平成19年12議会でも御質問をいただいております。当時の保健福祉部長が答弁しておりますが、この仕組みに対して、活動時間に応じて換金できる制度をボランティアと呼ぶのは違和感がある、生活費を稼ぐために就労したり家族介護に追われている高齢者も多く、誰もが参加できるわけではない、参加者だけ保険料を軽減するのは不公平などと、各方面で異論も出ているため、平成21年度から開始される第4期介護保険事業計画策定の議論の中で、実施の是非、実施する場合の方法論などを検討していきたいと答弁させていただいております。

その後、高齢者福祉計画策定委員などに相談しましたところ、この介護支援ボランティア制度に介護保険料を財源として充てることはどうか、導入している自治体はほとんどが都市部で、地域のつながりが強い山村部の本市にはそぐわないものと意見が出たと聞いております。

高齢者の中には、介護施設に入所してみえる方や、在宅で御家族の支援のもと生活さ

れてみえる方、さまざまで、ボランティア活動の参加者だけ介護保険料を軽減することは不公平ではないかと今も感じております。

現在、本市においては介護予防事業の中でいろいろな事業に取り組んでおります。生活機能の低下により要介護状態等になるおそれの高い高齢者を早期に把握するため、65歳から83歳までの高齢者を対象に3歳刻みで介護予防チェックリストを送付、回収し、その結果に基づいて、対象者に運動器の機能向上を中心に、口腔機能向上、栄養改善の要素を盛り込んだ介護予防教室へつなげております。

また、高齢者とじこもり予防事業として、いこいの広場で介護予防に資する活動や学習、地域交流等を通して、閉じこもり予防及び生活機能の維持向上の支援を実施しております。

さらに、高齢者がいつまでも生き生きと生活していくため、介護予防の取り組みを地域で支援する無償ボランティア、介護予防サポーターを養成する事業にも取り組んでおり、その方々に、介護予防体操の普及や、市の実施する介護予防教室のサポーターとして活動していただいております。サポーター自身も60歳から70歳代の方が多く、最高齢は80歳の方もサポーターとして活動されており、高齢者支援を行うことで自分自身の介護予防になると言われ、よい影響を与えております。

今後これらの取り組みを含め、高齢者の介護予防や社会参加を推進していきたいと考えており、御質問の介護支援ボランティア制度の導入につきましては、他市町村の状況を注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今御答弁いただきましたが、山口市において今後介護施設が増加する状況にあります。また、介護保険料の改定ごとに保険料の値上げが予想されます。高齢者率も、24年には25.8%でしたが、25年3月には28%と上がっています。人口減少とともに高齢化していく様子です。若い世代の方に多く住んでいただきたいものですが、高齢者が多い地域ほど、このような制度が必要だと私は思っています。介護保険を利用していない方にとっては、保険料の増額は負担が多くなります。

先日、高齢な親さんが介護制度を利用しているから1割負担で助かるけど、こんなに利用する人がふえたら大変やでって、介護のお世話にならんでもいいように、もっと食生活などにもかかわって健康維持を推進してもらわないかんわという意見をいただきました。

そこで、今の答弁で介護保険を利用しなくてもいいように介護予防事業に取り組んで

いる説明がございましたが、どのように推進し、成果があるか、お尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 再質問にお答えします。

介護予防事業の主な内容でございますが、介護予防事業につきましては、運動器の機能向上を中心にいきいき健康塾を開催し、1クール13回を2クール実施、参加実人数34名、延べ人数は333人でございます。

内容は、参加者の生活状況の把握から、体力測定、筋力トレーニング、口腔機能向上のための口の体操、栄養改善として高齢期に必要な栄養と食事のバランス等の講義と実技などを行いました。

成果につきましては、介護予防の必要性について理解され、生活の中で自分に合った介護予防に取り組まれている方もあり、効果があったと考えております。

次に、高齢者とじこもり予防事業いこいの広場につきましては、閉じこもり予防を目的として、市内16会場で週1回、介護予防に資する活動や、健康相談、健康教育、世代間の交流などを行いました。昨年は、参加実人数192人、延べ人数は6,537人でございます。

成果につきましては、1年を通して参加される方が多く、閉じこもり予防につながっていると感じております。

次に、介護予防サポーター養成事業につきましては、広報等で受講者を募集し、講座終了後は市が行う介護予防教室において無償でサポーター活動を行っていただいております。昨年は、実人員27人、活動延べ人員240人、活動日数は146日でございます。特にサポーターの皆さんがオリジナルの介護予防体操を制作し、ふれあいサロン等に積極的に出向き、普及や啓発を行っております。

そのほか、任意事業の中で、見守りボランティア事業を行っております。これは、高齢者が住みなれた自宅で安心して生活していくために、安否確認や定期的な状況確認のために2人1組で見守り訪問を行っております。昨年は、訪問先実数18件、訪問延べ件数219件、活動実人数23人、活動延べ人数427人でございます。

成果につきましては、報告活動により状況確認が迅速に把握でき、必要に応じて適切なアドバイスや支援を実施することができました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今の皆さんの活動の中には非常にいい成果が出ているということでした。こうした介護の支援ボランティアの活動というのは、地域によって広

範囲にできるような制度にしていると思います。

鯖江市の介護支援サポーターは、介護士さんの補助として活動しておられますので、正規の仕事をするわけではありません。話し相手やレクリエーション活動、外出時の補助など、さまざまな活動を対象としておられます。先ほど答弁いただいた中の見守りボランティア事業では、1件当たり200円あるいは300円と、ボランティアさんに支払われております。有償ボランティアとしての活動は、介護支援の活動と同じように思います。在宅介護の方は参加ができないけれども、家での介護、負担を考えると、どうしても必要と思うことはありますが、こうしたものには、御嵩町では在宅介護の方へ1カ月6,000円を支給しています。また、本市同様におむつの費用も支給をしている状況があります。

介護支援ボランティア制度について、他市町村を注視していきたいという答弁でございましたので、よく研究していただいて、こうした制度が取り入れられるように要望しておきます。

3点目の質問に移ります。学校給食費について、教育長にお尋ねをいたします。

学校給食法では、給食にかかった費用のうち、施設整備費や光熱費、人件費などは自治体が負担し、食材費は保護者が負担するというふうにしています。給食費は食材にかかる費用ということになります。

平成23年に視察研修させていただいた兵庫県相生市では、幼稚園児から中学生までの給食費を無料化しました。年間約1億1,565万円の負担となりますが、子育て世代の負担を減らし、流出を防ぐのが狙い。保護者から育児に余裕ができたと言われるというふうに説明をしておられました。

県内では、安八町が平成18年度から、第3子は半額、第4子以降は全額補助しています。また、岐南町では今年度より、4月より無料化を実施しました。

山田市では、全校がそれぞれの学校の給食室でつくる自校調理方式で、ランチルームを備えています。子供たちにとって、食育の面で捉えても、とても素晴らしいことだと思います。また、アレルギーについても対応しやすくなっていると思います。

そうした中で、保護者に給食費をどのように負担してもらうか。給食費の未納も各学校で全て対応してみえます。学校ごとに先生の御苦労があるようです。それで、給食費の金額が各学校により違いがあり、1カ月3,700円から4,000円で、中学校では1カ月4,300円と4,400円です。小規模校の単価が割高になっている状況です。

小規模校の保護者の方から、小規模校は食材の単価が高くなるということに疑問の聲が寄せられました。少子高齢化で人口減少している本市ですが、合併して10年を迎え、義務教育の中で地域間格差をなくす方法を考えていくことが必要だと思います。子育て支

援のための保護者負担を軽減することも大切なことと思います。

そこで、本市のお考えをお伺いいたします。

○議長（横山哲夫君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 御質問にお答えをいたします。

児童・生徒の小中学校期における学校給食が人間形成に果たす役割というものは大変大きいものであります。議員御指摘のとおり、本市においては、昭和53年に高富中学校ランチルームが建設され、平成21年に美山中学校ランチルームが建設されたことによりまして、全ての小中学校にランチルームが完備されました。

自校調理給食で、しかもランチルームで全ての児童・生徒と教職員が一堂に会して給食をいただく、全国的にも大変貴重な給食システムです。毎日の全校給食によって、健康保持はもとより、食事についての正しい理解、健全な食生活、コミュニケーションによる共同作業といった食育の精神のみならず、ふるさとの心も養っていると私は考えているところです。

一方、本市の給食費でございますが、平成25年度では小学校平均1食219円で、学校間の差は最大22円であります。中学校では1食平均246円で、学校間の差は最大10円となっております。この差は、本市の学校給食の食材が、センター方式による一括購入ではなく、地産地消を推進し、地域業者優先の仕入れを行っているためや、食用油などの購入はキロ単位や箱単位の食材の場合に概して少人数の学校に割高になる傾向があると判明しました。

しかし、本市の平均給食費は、県内42市町村中、小学校は38番目、中学校は40番目という安価で提供が実現しております。したがって、本市が誇るべき自校調理方式によるおいしい給食の提供とランチルームによる食育の推進等のよさを鑑みた場合、地域間の格差とまでは言い切れない状況であるというふうに私は理解しております。仮に全市の給食費のトータルを平均化して徴収をするという方法もございますが、やはりこれもデメリットがありますので、各学校での受益者負担とすることがよいというふうに現在考えております。

今後は、栄養職員を中心とした計画的な運営をもとに、保護者負担の差をできる限り縮小できるよう研究をしてまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 保護者負担の差をできる限り縮小するというふうに今お話をさせていただきましたが、一括会計とするということもよいと思いますが、非常に難しい状況

があるようです。本来は無料にできればどれだけ負担が軽減されるかと思いますが、予算のこともあるので、まずは1人分の金額を、例えば1カ月2,000円、あるいは3,000円とし、不足分を市が補助するといったような負担軽減ができる方法というのは考えられないのでしょうか。再質問いたします。

○議長（横山哲夫君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 再質問にお答えします。

ただいま議員さんより、給食費の補助制度と言うべきような御質問と御提案をいただきました。

本市では、週に3.5回、3日半になりますが、3.5回の給食で提供されているお米はこの6月より、岐阜県産の通常米から市内産のいわゆるクリーン米に順次移行しておりますが、その差額分については産業課より全額補助を計画しておるところでございます。このような方式をとることにより、どの地域に住まわれる保護者にも不平等感なく補助金制度が受けられるものと考えております。

今後も給食費の上昇を最小限に抑え、県内でも低い水準を維持しつつ、児童・生徒の食の安全を確保し、一方で地元業者の保護育成と地産地消をも推進するということを考えていきたいと思っております。そんな意味で、補助金制度のあり方についてもさらに考えていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 地産地消を進めて食育を充実させようというふうに検討されているということはよくわかります。そして、まずはクリーン米が補助されるというふうなことになってきたということでございますが、保護者の負担に差があるということには、今、現状は変わりがないのではないのでしょうか。山県市として同じサービスが受けられるように格差を埋められるのは、行政でしかできないことではないのでしょうか。

そこで、市長にお伺いをいたしたいと思っております。

高校生には医療費助成をしていただいて、子育てには力を入れてくださっている市長ですので、相生市や岐南町のように保護者の負担軽減のために給食費の無料化についてのお考えをお聞きし、質問を終わらせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど教育長が答弁申し上げましたように、全ての家庭に対してはクリーン米の補助制度ということで新たに始めておりますし、そしてまた、給食費が大変大きな負担とな

る家庭、要保護及び準要保護家庭生徒につきましては全額の補助制度を行っておるわけ  
でございます。

そのほかの家庭につきましても、学校給食法にのっとり設備費とか人件費を市が負担  
し、基本的には食材費は保護者の負担となっております。したがって、今後におき  
ましても、学校給食費の金額をできるだけ、先ほど御説明いたしました、低く抑えた  
上で保護者負担を継続し、具体的には提案のありますような無償化等は考えておりませ  
ん。

また、児童・生徒の安心・安全な食材の確保、本市の誇るランチルームを活用して、  
笑顔があふれる楽しくおいしい給食の提供に向けまして努力していきたいと考えている  
ところでございます。

○議長（横山哲夫君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は1時15分とします。

午後0時16分休憩

午後1時15分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位5番 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） じゃ、議長よりお許しをいただきましたので、通告書に沿って大  
きく2点御質問をいたします。

まず最初に、自然環境を保護する対策についてお尋ねをいたします。

市内には養鶏の野積みによる崩落の危険やハエの発生、廃車の野積みやごみ捨て場  
による農地の荒廃、雑草の放置による隣接水田や排水路への悪影響など、自然環境悪化の  
声が多くなってきております。

市民環境課に申し入れてもなかなか改善がされないという苦情もございませう。市の担  
当課では地権者に改善をきちんと伝達されているわけでございますけど、法的な強制力  
がなかったり、県の示す基準以下というようなことで、環境浄化が、あるいは保全がな  
かなか進まない現実があるかと思えます。畜産農家の収益の落ち込みとか、あるいは  
地権者が市外へ移住したとかという個々の背景もありますけれども、中には悪質業者と  
絡んで放置して、それで済んでいくといった無責任さも中には存在をしております。

したがって、市内の状況について踏まえながら、4点お尋ねをいたします。

1点目、環境パトロールは上記の類いの問題にどのような対応を行っておりますか。

2点目、情報が提供された段階で、問題の大小に関係なく現場確認はきちんと行われ

ているのかどうかということ。

3点目、農地転用許可申請が未提出の場合、指導は具体的にどのように行われておりますか。

4点目、督促をしても改善されない場合、強制的な措置やペナルティーを科すことはできないのかどうか。

市民環境課長に説明を求めます。

○議長（横山哲夫君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えいたします。

1点目の環境パトロールにおける対応でございますが、現在、本市が業務を委託して実施しております環境パトロールでは、主に主要道路や河川のごみの収集、不法投棄物の発見と通報、また、可能な範囲での不法投棄物の回収をお願いしております。この環境パトロールにおいては、公道から中に入っただけの民家や事業所周辺の巡回、水田や排水路に及ぼす状況確認まで行うことはできませんが、産業廃棄物などの不適正処理や、ハエやにおいの発生状況についての報告はいただくこととしております。

事業活動によって自然環境、生活環境に害を及ぼす状況にある場合、本市の環境基本条例及び環境保全条例により、市民、事業者に対し、支援、指導、勧告、助言等を行っており、また、工場などを新設、増設しようとする事業者の方には、公害の発生防止のため公害防止協定を申し出るなど、環境保全への対応は行っておりますが、早期の改善につながらないのが現状でございます。

御質問にございます廃車や鶏ふんの野積み、タイヤや建築廃材などの不法投棄など、産業廃棄物の不適正事案につきましては、苦情や情報が寄せられれば、まずは現場を確認し、県の関係機関、警察署や消防本部と連携し、所管機関により指導や改善への対応を図っていただいております。継続案件につきましても、岐阜地域廃棄物不適正処理対策連絡会議において情報を収集、実態を把握し、合同によるランドパトロール、スカイパトロールを実施するなど、関係法令に基づく指導を行っております。

畜産農家に対しましても、本市産業課が巡回指導として、書面、口頭での家畜排せつ物及び畜舎の管理をお願いしております。平成25年度では、4月に3回、5月に2回の農家巡回を実施するほか、不適正な管理状況、保管施設など、問題と考えられる農家については、5月中に14回の立ち入りを実施して衛生管理の徹底をお願いしているところでございます。この14回のうち5回は、農林事務所とともに指導、助言をしております。また、6月では7回ほど農家の状況確認を行っております。

2点目の御質問でございます。情報が提供された段階で、問題の大小にかかわらず、

可能な限り迅速に現場の確認を行い、関係機関への情報提供、関係法令に基づく指導を行っております。改善に至るまで繰り返し、指導、助言を行うこととしております。また、情報を提供していただいた方には状況を報告するとともに、関係課にて情報を共有しております。

3点目の農地転用許可の未提出の場合、どのような指導を行っているかでございますが、ごみ捨て場となっている土地、不法投棄がされている放棄地の多くは転用がされていない農地でございます。土地の地目、現況を調査した上で、担当課とともに現地を確認し、担当課及び農業委員会を通して適正な指導を行っていただいております。

4点目の改善されない場合、強制措置や反則を科せられないかでございますが、鶏ふんなどの家畜の排せつ物につきましては、自家用以外の畜産を目的とする動物の飼育の場合、ふん尿、死体は産業廃棄物となります。ふん尿の堆肥舎や、保管する場所、施設は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、家畜排せつ物法に基づく管理基準によるもので、不適正であれば県が指導、助言を行い、勧告、命令、それに違反した場合は50万円以下の罰則に処せられます。ただし、畜産農家に対しての適用で、耕種農家に対しては適用しません。

また、ふん尿が野積みの状態である場合、農地の土地所有者の御依頼で堆肥化のため鶏ふんを積まれ、その後に畑地にまぜ、作物の種をまくということであれば問題はありませんが、そのまま鶏ふんなどが野積みされていれば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反しますので、県の指導と助言、さらには勧告、命令で、罰則が科せられます。

今回、畜産農家の巡回の際に地元からの苦情をいただき、野積みにされていた鶏ふんの土地所有者に対し指導を行い、5月末にはハエの消毒、すき込みを行っていただき、早期に牧草地となるよう播種を促すなど、周辺の耕作者の方々に御迷惑とならないよう改善をしていただきました。

事業活動を行っておられる事業者の方々、個人の方におかれましても、煙や悪臭、塗料の飛散、騒音などにより、洗濯物を外に干せない、窓をあけられない状況で生活をされている方々が我慢をしておられる事実を強く認識していただき、市民の方々が文化的な生活ができるよう、自然環境や生活環境に影響を与えないことを責務としていただくため、今後も関係機関が1つとなって、指導、助言を繰り返してまいります。それでも改善をされないようであれば、関係法令に基づく強制措置、ペナルティーもやむを得ないと認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 環境保全にとって大事なことは、早い段階での発見と迅速な対応ということは当然必要なこととございます。環境が悪化して深刻化すればするほど問題解決というのは難しくなって時間も大変かかるというのが現実でございます。

こういった点から考えますと、今答弁していただきました山根市の環境基本条例、それから、環境保全条例の規定、ずっと10ページほどあるわけでございますけど、これをずっと読ませていただきますと、事業主に対してはかなり厳しい規定があるわけでございますけど、個人に対しては曖昧な点があるのではないかとというふうに私は読ませていただきました。

そこで、市民環境課長に2点と産業課長に1点、再質問をさせていただきます。

まず、1点目は、ごみの不法投棄、あるいは廃車の野積み等、事業主ではなくて個人による無責任な行為に対する環境悪化の規定というのは不十分ではないかとというふうに思いますが、今後対策を講じられていく、そういう考えはあるのかどうか否かということについて、まず1点お伺いをいたします。

2点目は、保全条例の中に環境保全監視員の規定がございます。本年度、何名委嘱されておりますか。また、環境保全の状況を必要に応じて報告するという規定になっておりますけれども、昨年度の実績ではどのような報告がなされているのかお尋ねを、これは市民環境課長にお尋ねをいたします。

それから、3点目は産業課長に伺いますが、耕作放棄地や畜産関係の、公害というよりも私害に近いと私は思っておりますけれども、そういったものの課題について規定が明記されていないということもございます。今後どのように市民環境課と連携を深めながら解決を図られていくのか、説明をいただきたいと思っております。

○議長（横山哲夫君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 再質問にお答えします。

1点目の個人責任とする部分を環境保全条例によってどのように対策していくのかでございますが、同条例で、空き地管理、公害の防止、地下水の保全、放置車両の措置、愛玩動物の管理などを定めております。また、自動車の堆積保管につきましては市長の許可を受けなければならないと明文化しており、条項によって指導及び勧告、命令、許可の取り消しや違反事実を公表するとしております。

事業者及び市民の方々に環境保全に対する意識を持っていただき、健康や生活環境に係る被害が生じることのないようにするため、今後は同条例に、適正管理に反する行為に対する行政罰、行政上の秩序罰でございますが、これを加えることを協議していただければならないと考えております。

2点目の環境保全監視員の委嘱でございますが、平成24年度は14名でございます。昨年度の実績としては、年3回監視員会議を開催し、地域での、例えば不法投棄、ハエや悪臭などといった地域の状況報告や問題点を提議していただいて、情報の共有、課題解決に向けての検討をしていただいております。それ以外にも、電話や窓口での状況報告を受けております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） それでは、再質問にお答えします。

議員御発言のとおり、耕作放棄地が地域にありますと、鳥獣被害の拡大、病害虫の繁殖、農地利用集積の阻害となり、耕作を行う農業者に多大な迷惑を及ぼすこととなります。また、一度荒れた農地になりますと、耕作ができる農地に復元することは大変な労力が必要となります。

私のほう、3つに大きく分けました。1点目は耕作放棄地の雑草対策、2点目は畜産関係の悪臭やハエ、3点目は市民環境課との連携についてお話をさせていただきます。

1点目の耕作放棄地の雑草対策につきましては、市が毎月行っています定期的な農地パトロールを初め、毎年7月には、農業委員さんが中心となり、市内全域の農地パトロールを行っております。

昨年度確認した耕作放棄地の面積は約7ヘクタールあります。所有者に対し、草刈り等をしていただき適切な農地を管理していただくよう、現況の写真を添付するなど、文書でお願いをしました。また、自分で草刈り等ができない方のために、公益社団法人山県市シルバー人材センターが行っている草刈り業務もあわせて文章に入れて通知をさせていただきました。

なお、7月の農地パトロールを行う前には、屋内拡声器による農地の草刈りをお願いしているほか、広報やまがたなどでも農地の適正な管理について周知をしております。

本年、県は耕作放棄地活用支援事業にて、県内5市町村をモデル地区として定め、岐阜県農山村GISに耕作放棄地を落とし込み、どこに耕作放棄地があるかすぐにわかる地図情報を整備します。そのモデル地区に岐阜圏域で本市が当たりました。個人情報のため、本市の耕作放棄地しか見られませんが、うまくこの地図を活用して耕作放棄地の解消につなげたいと考えております。

耕作放棄地の解消は、食料自給率の向上を図る上でも重要な課題であります。引き続き、新規作物の導入の検討なども含め、県、農業委員会、ぎふ農業協同組合など関係機関と連携を図りながら、耕作放棄地の再生及び有効利用と発生の抑制に積極的に取り組

んでまいります。

2点目の畜産関係の悪臭やハエの対策については、畜産農家に指導、助言を根気よく続けることが肝要と考えております。

また、県の出先機関であります岐阜農林事務所や岐阜中央家畜衛生保健所との連携を密にし、巡回訪問や効果的な薬剤などの情報を提供していく従来の方法を継続していきます。

ことし、暑くなってきた5月下旬の巡回訪問をしたとき、農家がなぜこんなに来るのかと言われるほど連携して指導を行いました。現在では、消毒を小まめにされるなど、衛生管理に対して努力されるようになり、ハエが減っているのを確認しております。

現状、畜産農家は年々減ってきている状況で、特に採卵鶏農家につきましては、羽数も平成20年度と比較してみると、現在は半分以上の約20万8,000羽となっており、効率的経営を目指してもなかなか羽数をふやすことは考えにくく、衛生計画書の提出、薬剤使用履歴の記入や過去の苦情から見えるハエや悪臭の発生を抑制する時期、効果的な方法の情報を提供し、作業を実施していただき、畜産農家側にも、市民や消費者に理解されない畜産経営は成り立たないことを認識してもらえるよう、書面での指導や口頭での巡回指導を行ってまいります。

3点目の市民環境課との連携ですが、いろいろな面で関連がございますので、今後とも連携を密にして対策を講じていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 再々質問はいたしませんけれども、要望として、悪質なものについては厳正に対処していかないとこれから、公害じゃない、私の害というほうが、私害が広がっていくということが危惧されますので、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

市長のマニフェストを読ませてもらっても、このマニフェストの9にふるさとの美しい自然環境と地球環境の保全に努めてまいりますとありまして、環境保全監視員や環境パトロール員などによる監視・指導体制も強化しますと、こうやってきちんとうたわれているわけがございます。

ぜひ、実績が着実に上がっていくように、きめ細かな見直しすべき点はきちんと見直しをしていただいて対応をしていただきますように強く要望して、まず1点目の質問を終わります。

次に、2点目の質問に入らせていただきます。

小学校における外国語活動の充実強化につきまして、学校教育課長にお伺いをいたし

ます。

本年5月15日でございますが、政府の教育再生実行会議、座長は鎌田 薫早稲田大学総長になっておりますが、この提言の素案が発表されております。その中で、小学校高学年で英語を正式教科化することが盛り込まれたというふうに報道をされています。2011年度の学習指導要領の全面改訂によって、小学校5、6年生につきましては、週1回の外国語活動、内容的には英語活動というふうに捉えておりますけれども、必須化されております。しかし、実施はされておりますけれども、課題が大変、幾つかあるというふうに言われております。

この提言では、国際化社会におけるグローバル化に対応するため、小学校での英語教育の質の向上が必要であるということ。週1回の外国語活動として実施されている英語を正式に教科に格上げすると。教科になりますと当然、皆さん御存じのように、5、4、3、2、1というような評価が伴ってまいります。厳しい評価ということになりますけれども、そういうふうに変わるということでございます。

それから、英語教育の学年を引き下げる、現在の5、6年をもっと下げるとのこと。それから、専門教員による授業の促進を図る。現在は担任を中心に行っておりますけれども、教科になりますと、教科専門ということで英語専門の教師が当たるということになります。学習教材の充実を目指すことなどが提唱されております。

実施を待って対応すればいいのではないかという考えもあろうかと思っておりますけれども、実際に県外、県内の事情というものを捉えてみますと、この子供の英語力というものは大きな格差が生じているのが現実でございます。塾頼みとか、そういった傾向で、何とか一生懸命に保護者が塾に通わせている子は、英語力、特についておりますけれども、そうでないところはほとんど会話能力がついていないという現状がございます。

山県市内もそういった格差が今後出てこないようにということを大変心配しております。おくれをとらないように指導體制の整備を進めて、英語力の向上、言ってみればコミュニケーション能力ということに限定されますけれども、そういったものの向上を目指す必要があるというふうに思います。

4点お伺いをいたします。

山県市内の小学校の1年生から6年生の指導計画を見ますと、例えば4年生で捉えますと、山県市の小学校においては、少ないところは3時間、ほとんどやっていない。多いところで20時間。瑞穂市などは、全部4年生は10時間というふうになっております。各務原市は22時間、岐阜市は35時間、非常に格差がある。その理由についてお伺いをいたします。

2点目、県内の他市ではカリキュラムに沿って教科的な発想で評価も実施しておりますけれども、本市はどのような状況で、評価といたしますか、その前段階かもしれませんが、行っているのか、状況をお尋ねいたします。

3点目、近隣の市では特別指定校というものを設けたり、あるいは岐阜市のように教育特区で教科英語を実施したりして、大変、英語力向上に力を入れております。本市の英語指導の取り組みの重点、目玉はあるのかどうか、それについてお伺いをいたします。

4点目、ALT頼みでは真の英語力というのはつかないというふうに思います。何といても担任を中心にした教員の英語指導力の向上というのが必須であると思っておりますけれども、その具体策があるのかどうかについて、お伺いをいたします。

○議長（横山哲夫君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君） 御質問にお答えします。

1点目の外国語活動の年間授業時数の違いについてでございますが、まず、どの学校も小学校5年生と6年生につきましては、現行学習指導要領に基づき年間35時間実施しております。1年生から4年生までは時数が定められておりませんので、各学校で時数が異なっているのが現状です。

本市4年生の平均年間授業時数は12時間で、最も少ない高富小学校は伝統的に生活科や総合的な学習の時間に重点を置いていることが理由となります。逆に、最も多く実施している伊自良南小学校は、平成19、20年度に文部科学省より、小学校における英語活動等国際理解活動推進事業の指定を受け、外国語活動に積極的に取り組んできた経緯を背景としております。

なお、岐阜市の場合は、文部科学省の教育課程特例校の指定を受け、総合的な学習の時間の年間70時間の実施を35時間に減らし、残りの35時間を外国語活動に充てて実施しております。

2点目の評価については、どの市においても5年生、6年生については5段階評価ではなく、学習指導要領に示す評価の観点である言語や文化に関する気づき、コミュニケーションへの意欲、態度、外国語へのなれ親しみという3観点について、個々の子供のよさを文章で評価しております。1年生から4年生の外国語活動については、学習指導要領にはない活動のため、評価は実施しておりません。岐阜市などの教育課程特例校については、5、6年生は本市と同様に文部科学省配付の教材「Hi, friends!」の活用に移行しておりますけれども、評価は理解の能力や表現の能力のように教科色を出しております。

3点目の本市における外国語活動の特徴については、全ての小学校外国語活動の時間

に、外国人の英語指導助手、ALTが100%の割合でチームティーチングの方法で授業を実施している点が挙げられます。本市では、伊自良南小学校での文部科学省指定の研究実績をもとに、ALTの人数を減らすことなく、市費学習支援員として2名、業者委託の指導助手2名、合計4名の外国人を雇用し、外国人や外国の文化に親しむ時間が充実できるよう努めているところです。

4点目の教員の英語指導力向上の具体策に関しましては、議員御指摘のとおり、ALTに頼った指導では効果的な活動はできないと考えております。

そこで、本市では、ALTの授業参加率100%をさらに生かし、小学校教員が主体となって、外国人ALTを活用して楽しい外国語活動を充実させていく研修を大切にして進めております。昨年度より、教育センターにおいて教職員研修の一環として、英語ゲームを通して学ぶ英会話や音声やリズムに親しむ英語活動などをテーマとして、英語免許を持った教員が他の教員に指導法を伝授する研修の場を設けております。また、本年度秋よりアメリカ合衆国オレゴン州より招聘する国際交流員も週に3日程度小中学校へ派遣される方向ですので、小学校における楽しい外国語活動のさらなる充実ができるものと期待しているところです。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 再質問いたします。

まず、市長にお尋ねをしたいと思います。

岐阜市、各務原市におきましては、小学校段階における英語力の必要性というのを首長みずからが提案をしましてかなり力を入れておりまして、各小学校が積極的に取り組んできております。この小学校段階における英語教育の必要性について市長はどのようにお考えなのかというのを1点お尋ねいたします。

あわせて、学校教育課長に2点再質問いたします。

英語のコミュニケーション能力の向上というのは先ほど申し上げましたように担任の指導力によるところが大きいわけでございますけど、しかし、担任の指導力の向上というのはなかなか、言うはやすし、行うはかたしで難しいところがございます。

私はその1つとして、中核となるような学校を設けて、そして、実際的な体験をまずそこで積むということが極めて大事だと思います。教育センターなどで積んでも実際には生きない。短期的にやるならそういうことは非常に大事だというふうに思います。英語のすばらしい、進んでいる小学校、幾つかあるわけでございますけど、大体、大風呂敷を持ってきましたけれども、どこか1点をぱっとつまみますと全体がこれで持ち上が

ってくるわけですね。全体が向上してくるわけですよ。だから、全体をこうやって上げようと思ったらなかなか困難ですから、例えば中核校を設けて、その学校で実践的なものを積むと、そして、それをうまく皆さんが学んで高めていくということが非常に大切な点になるのではないかと思います。

そういった面で、研究指定校とか推進校の設置、1点高まるような、そういうことによって担任が学ぶような方式というのは考えられないかということをお尋ねいたします。

2点目、日常的な教員の指導力の向上策と専門教員の導入ということについての考え方、これについて。

2点お尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えいたします。

私の英語教育に対する考え方でございますが、ますますグローバル化している昨今でございますし、国際感覚を持った市民もそうでございますし、英語教育、学校におきましても非常に英語というものが国際化していることは事実でございますので、非常に大変重要な観点から捉えなければいけないと考えております。

まだ合併前でございますけれども、当時、旧の高富町でございましたが、青年の翼ということで中学生を海外派遣しておりまして、私ももう十三、四年前だったと思っておりますが同行させていただいて、その中で本当にびっくりしたのは、オーストラリアの小学校を訪問させていただきました。

その学校は、あの国は外国語につきましては、日本語ですとかフランス語ですとかドイツ語、それぞれの校長先生が何を選択をするかということは学校で決められるんだそうです。当時、日本の経済力もありまして、日本語を選択しておる学校が非常に多いということを聞いておりました。

その中で、小学校を訪問させていただいてびっくりしたのは、5年生くらいだったと思いますが、向こうで白雪姫の、5年生が10分か20分ぐらいの演劇をやってくれてまして、本当に日本語で、子供たちがもうすごい、そんな演劇を見まして、本当に私もびっくりして感動したわけでございますけれども、そこで向こうの先生にお尋ねしたのは、そういった先生方が、外国語、日本語をどう学校で勉強してみえるのかということを確認しましたら、余り日本語を勉強してみえる方は見えませんでした。それで、日本語の授業も参観させていただきましたが、テレビのビデオが中心で日本語教育を行っているということでもございましたし、先生方は通信のような形で日本語を勉強してみえると

というような話を聞きまして、それももう十数年前のことでございますので、そういった他国においてはああいった小学生の段階から外国語に親しむということが行われておりました。

そういった中、少しでも外国語に親しむ、国際感覚を持った市民、あるいは子供たちにそういった機会を与えるべく、また、今年度と申しますか、今回提案させていただいておりますアメリカのフローレンス市から招聘する国際交流員につきましても、こうした英語教育の重要性に鑑みまして、小学校と中学校の児童・生徒のみならず、市民の国際感覚向上に寄与できるものと確信しているものでもございますし、また、それぞれの交流員の活用の仕方につきましては関係各課に指示しているところでもございまして、初めてのそういった事業でございますけれども、成果に大きく期待をしておるところでもございます。

そういった観点からにつきましても、議員御発言のような趣旨で十分考慮しながらも、これからの教育委員会の対応に期待しておるところでもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君） 再質問にお答えします。

中核となる研究推進校等の指定についてでございますが、本市の場合、その規模や自然環境、社会環境等が異なる学校が多く、市教委としましては、各学校の地域性や伝統文化、あるいは校長の経営方針を大切にした特色ある教育活動の推進を推奨しております。したがって、英語活動に特化した指定は現在のところ考えておりません。

2点目の日常的な教員の指導力向上策と専門教員の導入についてですが、次のような方策を考えております。

第1に、先ほどお答えしました教育センターにおける英語免許を持った教員による研修の継続と研修内容の充実を図ってまいります。

第2に、これまでも計画的にフローレンス市に英語免許を持った教員を派遣してまいりましたが、今後も一層、小学校と中学校との人事交流を積極的に行い、小学校での英語指導の中核としてふさわしい英語力や専門的な指導力を持った教員を育成してまいります。

第3に、今回アメリカ合衆国から招聘する国際交流員の他国での英語指導経験を生かし、英語を母国語としない日本人教員に対して、学級で日常的に使う基本フレーズの発音研修を校内で実施し、全ての教員が自信を持って英語を使った授業ができるよう、全体のレベルアップに努めてまいります。

以上のような方策で小学校教員の指導力向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 再々質問、簡単にさせていただきます。

まず、市長には、フローレンスから国際交流員を招く事業を起こしていただきましたので、非常に素晴らしいことだと私は捉えております。米の値段、安くなっておりますけど、米百俵の精神で今積み上げていけば必ず子供たちが山県市で学んでよかったなということに返ってくるわけでございますので、ぜひ力を入れてやっていただきたいと思えますし、ぜひ、企業訪問と同様に学校訪問もしていただきまして、子供たちのそういう生き生きとした姿を捉えていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

学校教育課長に2点、簡単にお尋ねをします。

フローレンスから招くというこの絶好のタイミングは、これ、何となくやりますと費用対効果は上がりません。やっぱり学校教育課がイニシアチブをとって各学校に示していくと、こういう事例が具体的にあるよということやっていかないと、私は短期間に成果なんか上がらないというふうに捉えております。

そういった指導、計画、そういったものがきちんとできるような具体策があるかどうかということをお伺いいたします。

あわせて、保育園なども、他の関係ではございますけど、やっぱりそういったところへも指導ができるような、生涯学習課に任せるだけではなくて、やっぱりイニシアチブは学校教育課がとっていくというぐらいの構えでやっていかないと費用対効果は上がらないというふうに思います。それから、初年度が大事でございますので、ぜひその辺が、初年度うまくスタートを切れば、その流れで向こう何年間かいくというふうに思いますので、その辺のことをお伺いいたします。

それから、2点目は、指導力の向上ということで、やっぱり担任が先進校へ行って見てくるということが大事です。私もチームを組んで何人か行かせましたけど、一番いいのはそれなんです。まねてくる、まねぶ、そういった学んだことをまねてやるということが一番手っ取り早いことでございますので、その辺の派遣の計画というようなものとれないかどうかについて。

ちょっとお伺いを2点いたします。

○議長（横山哲夫君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君） 再々質問にお答えします。

1点目の学校教育課主導の国際交流員の活用についてですが、先ほど述べましたよう

な各小学校に均等に派遣するという方法ではなく、英語免許を持った教員のいない学校には学校教育課主導で重点的に、英語活動に興味を持った校長や教員のいる学校には優先的に派遣する方策を考えてまいります。

また、研修方法や研修内容については、近隣先進校の実践をもとに、学校教育課が主導しつつ効果的な研修に努めてまいります。

2点目の小学校教員の研修についてでございますが、御指摘のとおり、授業を通じた実践的な研修が最も英語指導力を高めると考えられます。そこで、近隣研修校の公表会への参加のみならず、英語活動の研究推進校や教育課程特例校、英語活動先進市への人事派遣を計画的に進め、長期的な展望にも立って、小学校における人材育成に努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で2時15分まで。

午後1時56分休憩

午後2時15分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位6番 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、通告に従って一般質問をいたします。

まず、最初に市長にお尋ねしますが、市長や市の情報発信力は乏しいと映るといふ観点でお尋ねします。

基礎自治体としての市町村は、どの自治体にもおおむね共通する基本業務、施策を着実に行うことが必要なのは当然として、今や個性的、魅力的な自治体の姿を目指して自治体間の競争が活発でもあります。その指標の1つは、新聞やテレビの報道への出現度、あるいは露出度です。

私は、市の広報担当が市に関係した新聞記事などを切り抜き保存しているスクラップブックも見てみました。林市長の政策や方針が新聞などで注目されるものとして新聞の社会面で取り上げられたのは、国体とかイベントなどや新聞社の恒例特集などを除くと部長制の廃止のことぐらいと映ります。余りに情報発信力が乏しい。それは、市長の政策にユニークさがないということが1つの理由だと言う人もいます。私は、それとは別の理由として、市長自身、そして連動して山県市の情報発信のあり方が最も重要なことの1つである、そういう認識が欠けていることだと考えています。

なすべきことは着実に実行するとして、個性的で魅力的な自治体であることを強く発信することは、市民の定着、転入者の増加、ひいては企業の誘致にもつながる大事なことの1つだと私は思います。

そこで、現状を自覚し、奮起してほしいと願い、確認していきます。

まず1番目ですが、市や市長がインターネットで見られている状況の確認をということです。

山口市に関して、市のホームページ全体について、先月、2013年5月、1日平均のユニークアクセス数及びトータルアクセス数、これは幾つでしょうか。

次に、同じホームページの中の「市長の部屋」に関して、2012年2月20日更新とする市長のプロフィールというところがありますが、ここには、「市長の部屋にアクセスしていただき、ありがとうございます。」とあります。市長の業務の記録であります市長動静、市長交際費、これを除いた「市長の部屋」のプロフィール及びメッセージについて、先ほどと同じ、前項と同じく5月の1日平均のユニークアクセス数及びトータルアクセス数は幾つでしょうか。

次に、それら市と市長への、市のホームページへのアクセス数、これを多いと評価するか低いと評価するか、どちらでしょう。低いなら対策をどうしますか。

2番目として、市長から市民への発信についてということです。

市民が、市長はきょうは何をしているのかなとか、きょうは何を考えているのかななど、興味を持って意識がつながるような、そのような情報発信も市長の大切なリーダーシップです。しかし、市長は、ブログ、あるいはホームページやツイッター、フェイスブックなどをやっているようには見受けません。市長として、市民や市外や県外の人に対して、それら発信ツールを使わない理由は何なのでしょう。林市長もブログ等を速やかに開設し、更新して情報発信すべきではないでしょうか。

3つ目ですが、市長から市の職員への発信についてです。

市長は市役所のトップとして、みずからの思いを職員に伝えることは積極的に行っていると思いますが、大事なのは、みずからの思いが伝わった仕事を職員がしてくれていると受けとめているか否かです。どのようでしょうか。もしないのならその理由は何だと分析しますか。

次に、役所のシステムの中で速やかかつ効率的に職員に市長の方針や意向を伝えたり、市長の求めたことへの職員の履行・達成状況の確認など、これに、インターネット、市役所の中ではイントラネットという言葉ですけど、このツールであるメールを活用することは今や当然の時代です。しかし、市長は、職員に市長らの意向を伝える手段として

メールというツールを使っていません。使わない理由は何でしょうか。速やかに取り入れるべきではないでしょうか。

4つ目ですが、報道機関との関係についてです。

市長に就任する前の市役所職員時代の林さんの記者会見のおおよその回数はどれくらいでしょう。対して、市長就任後の市長自身の記者会見の回数はどれくらいでしょうか。

次に、情報発信の前提として、報道機関との協調関係は重要です。インターネットとファクスが使える程度でよいから、そして小さい部屋でもよいから、まず市役所内に記者の仕事場としての記者室を確保すべきではないでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、ホームページのアクセス数につきましては、1日平均ユニークアクセス数が約520件、月間ユニークアクセス数が1万6,112件で、月間ページビュー数が11万7,888件となっています。「市長の部屋」のアクセス数につきましては、1日平均ユニークアクセス数が約5.7件、月間ユニークアクセス数が177件で、月間ページビュー数が195件となっています。

私も議員と同様、情報発信は大変重要だと考えておりまして、ウェブアクセシビリティの向上を目指し、前年度にはホームページをリニューアルしたところでございます。ただ、リニューアル前の正確なアクセス数を把握していないため、結果的にアクセス数がどうなったかは把握はいたしておりません。

そこで、こうしたアクセス数を多いと評価するか低いと評価するかということのコメントは難しいのですが、主観的に、少なくとも私の「市長の部屋」のアクセス数は少ないと感じております。それは情報の発信量が少ないからだと考えておりますので、今後はもう少し積極的な情報発信に努めたいと考えております。

次に、2点目の私自身のブログ等などを利用していないのは、私が根っからのアナログ人間でございまして、開設いたしたとしましても更新することなく停滞してしまう可能性があるからでございまして、とはいいまして、ブログ等の利用者は増加の一途をたどっているのも現実でございまして、今後はこうしたものを有効に活用できるようにしてまいりたいと考えております。

次に、3点目の私の思いが伝わった仕事を職員がしてくれていると受けとめているかという点につきましては、そういった場合もありますし、残念ながらそうでない場合もございまして、そうでない理由といたしましては、私との対話不足もあるのですが、

職員が日ごろ、市民の方々からの要望などへの対応など、日常の業務に追われていることが最も大きな要因ではないかとも考えております。

また、イントラネット等によるメールの活用に関しましては、私の方針や具体的な指示事項を伝える上では、誤解を招かないよう本旨を伝えたり、微妙な思いを伝えたりするにはやはり直接会って伝えるコミュニケーション手段がよいと考えております。ただ、遠隔地が多かったり組織が大きい場合には、現代社会においてはメールなどの活用が極めて有効な手段だとは認識しておりますが、こうした山県市のような、これくらいの規模の職場であれば、直接会って話をするほうが望ましいものと考えております。

とはいえ、こうした便利な手段を活用しない手もあります。最近実施した1つといたしましては、私の指示事項リストの共有化というものを始めました。これは、私自身が指示事項を共有ファイルに直接入力しまして、関係課にはその対応状況を直接入力させるという方法でございます。今後もIT技術を活用した有用な手法については検討し、随時、可能な限り導入してまいりたいと考えております。

次に、4点目の記者会見につきましては、個別に取材記者と対話することは多々ありますが、一堂に会してという形での記者会見につきましては、市長就任前に1回ございました。その後はほとんど行ったことはございません。

記者室を設けてはどうかということでございますが、現在も適宜、便宜をきかせて協力をさせていただいておりますし、記者の方に確認をいたしましても、今のところは特段、そうした要望はないようでございます。

ただ、私も情報発信や報道機関との協調関係はとても重要だと考えております。そうしたことから、今年度からではございますが試験的に、定例情報交換会を原則として毎週金曜日の午前に実施しております。具体的には、岐阜新聞と中日新聞、CCNの取材関係者に本市の1週間ないし2週間分の行事予定等を提供するというものでございまして、現在は広報担当課で対応しておりますが、今後は私自身も積極的に参加すべきかと考えております。なお、担当課からは、取材関係者からは大変好評いただいていると伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、市長に再質問いたしますけど、今回、私、一般質問、幾つか通告してはいますけれども、実は3月に市長から個人的に、この1年、厳しい質問はなかったですねと投げかけられました。厳しいは何というかは非常に主観的ですが、そうなんですかと私から問いかけるほどびっくりしました。

どうしようかなと思っていたところ、5月にも同じように、この1年、厳しい質問はなかったですねと言われましたので、ちょっとスタンスを変えて厳しい質問をしていこうかな、市長の基本姿勢を問いかけていこうかなと思ってつくってきたのも今の質問であります。

そんなことで、例えば私が一般質問を通告すると、インターネットにすぐに、次の日あたりに載せます。そうすると、いろんな声も届きます。例えば今の質問ですけれども、職員からの声も来ているわけですけれども、例えば、これをやれと市長に言われたからやった、そうしたら、そんなことはやっていないと、そんなことはやれと言っておらんと後で言われて、非常にはしごを外されたような思いで、言葉には言わないけれども心外で、結局やる気がなくなっていくということがある。どうもそれがごくごく少数ではないようなということが伝わってきています。

そういうことがあると、職員というのはどんな職場、民間でもそうだと思うんですけど、職員、働く人は、可もなく不可もなくという言葉があるけれども、もちろん可もなければ、それはその職場で非常にまずいから、少しだけは可をとる程度の仕事をしよう。不可ももちろんない。だけど、ぐっといいことはしようという気にはならない、それが普通なんですよ。

そんなこともいろいろと聞いてみて、私は今、山県市の市役所の中、職場として非常に仕事が大きく伸びていかない雰囲気にも感じるわけです。職員というのは非常に大きな、大事な資源ですから、この資源、職員の人たちをどうやって伸ばすのか、生かすのかというのが非常にトップの大事な視点です。そういう意味で、市長としてはしごを外すということはやめてほしいと私は思うんですが、その点、どういうふうに答弁されますか。

それから、次に、これは提案するという観点でも言いますけれども、新聞とかテレビに山県市のことが出る。いいことであることもあり、たまには悪いこともあるんですが、そういうときはすべからく、常に、報道に出たとすると、興味がある市民の人はやっぱりインターネットでホームページにアクセスするんですよ。そこに何も出ていないと報道されたことしかわからない。ですが、市のほうはそのことに対して、補足する市の見解、状況などを説明するものをすぐ載せれば、新聞など、テレビなどを見て興味を持った人はすぐに細かくわかる。そして、山県市のことを知り、興味を持ち、親しみを持っていくものなんですよ。

そういう意味では、山県市は何も対応していないわけですね。ですから、循環が進んでいかない。放っておくと悪い循環になっていくのが普通ですが、いい循環をつくるた

めには敏感に反応するというこも、市も情報発信をしていかなければいけないと思うんですが、そういうような速やかな報道や市のことを興味を持たれたときの連動した発信について、市長はどうでしょうか。私は速やかにそういう体制を整えてアンテナを高くしていくべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えいたします。

まず、2点だと思いますが、職員への私からのいろんな指示に対してはしごを外したというお話でございますけれども、1点だけはそういったことを聞いたことがございますが、朝令暮改といいますか、朝話したとことと内容が違うというようなことを聞きましたけれども、1点だけはそういったことを実際に経験いたしました。

ただ、具体的にはそのことが正確に伝わっていなかったということだったと思います。そしてまた、ここ特に1年ほど、いろんな形で直接私が、課長であったり職員であったり、指示することがございまして、それは、先ほど少し御説明申し上げましたように、少し内容を変えて、例えば職員に伝えたことが課長まで行って、そして課の中で対応しているのかと、そういった確認もございまして、そういった形で今後進めていこうと考えております。

ただ、感覚的にもよるのかもしれませんが、私は職員に対してはしごを外すという思いは全く持っておりませんし、常に市民目線で誠心誠意対応しているつもりでございますので、私の伝えたことと職員が受け取った受け取り方がそのとき異なっていたのだということを感じたことはございます。

ただ、これからそういった対策としてどうしていくかということにつきましては、今、先ほど答弁させていただいておりますような対応の仕方で常に確認をしながら進めていきたいということを考えております。

次に、いろんな報道があった場合の市の対応の仕方といたしまして、そういった議員の御発言のような対応の仕方につきましては、どんな方法がとれるのか、具体的にどういった形でどこの場所でそういった対応をしていくのか、私も全く想定外のお話でございますので、今後につきましては、他市の状況ですとか、また、内部的にも情報の発信ということもございますので、具体的にどんな手法でとれるのか検討してみたいと思います。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 改めて市長に聞きますけど、先ほど再質問の答弁で、はしごを外

すということはないと。確かに、はしごを外すということが出来る立場の人、やっぱり上司の人は、私ははしごを外すぞと思ってはしごを外さないですよ、普通は。外されたほうが、外されてしまった、こんなことをされるんだなと気づくだけなんです。そのときにちゃんと言える関係なら、それは、外した、外していないとそもそも感じないわけです。だから、上司であるあなたがはしごを外すことはないと言うのは当然であるけれども、外されたと思っている人たちがいるということは、これは極めて重要であって、今の言葉のギャップがあるということは、やはりそれはかなり溝が深いんだろうとお聞きしました。

限られた時間ですので、今のネットの発信の仕方とか、特に報道を受けたときの速やかな対応とか、社会が注目しているときの対応についてどうしていいかわからないということでしたが、最初の質問で、「市長の部屋」へのアクセスが、多分、全部4つ指しておっしゃったんだろうけど、1日5件ほどというね。市のほうが、市のホームページ全体で520件ですか。やっぱりこれは、自治体としては非常に少ないと私は感じています。私は個人でブログってもう7年、8年出していますけど、毎日大体1,000件、閲覧は3,000件ぐらい平均すればあります。それはやっぱりいろんな情報をいつも出しているからだろうし、興味を持ってもらえる素材がいろんなところにあるからだろうと思います。

そこで質問ですけど、山口市は一昨年、たしか数百万円かけてホームページを更新しました。先ほど市長も変えたとおっしゃった。そういう、1つは業者の知恵をかりて再度ホームページの組み方を変えるということだろうし、もっと工夫を加えて、速やかにいろんな人が興味を持ったときにぱっと必要な情報が出ているというふうに変えてほしいということを強く思うのですが、先ほどの市長の答弁だと何となくこのままいきそうな気がするので、きちっと変えてほしいなというふうに思います。

そういえば、先ほどどうしていいかわからないとおっしゃったけど、例えば、つい2週間ほど前、風疹のことが、県内の全部の市町村のリストをある新聞が一面トップで書きました。山口市は九千幾らと出ただけで、岐阜市なんかは全額負担と出た。これ、実は、この議場でも答弁されたけど、全額負担は一緒なんですよ。でも、新聞だけを見た人、私もそうでしたけど、ああ、山県はどうしてこんなに少ないんだろうと思ったんです。すぐに、それは、いや、この報道があるけど全額負担ですよということを発信すれば、それは若い人たちの間でもこうなんだねとすぐ伝わる。今、そういう状況なんですね。

そういう意味でも、いろんな工夫をするということを改めて市長にお聞きしたい、その決意を。いかがでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

そういった対応の仕方の工夫ということでございましたけれども、正直申し上げまして、先ほど申しましたように大変なアナログ人間でございまして、工夫のイメージが具体的に湧きませんので、これは情報の担当課等と詰めまして、議員御発言のような趣旨で可能なものは進めていきたいと思っております。

それから、もう一つ、先ほどの言葉のギャップということでございますけれども、今私が考えておりますのは、誰が発信したかわからないような私に対する思いといたしますか、そういった問題点といたしますか、1つの私に対する職員の意識の伝え方ができないのかということも考えております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、次に行きますけど、通告の2番目です。

これは、企画財政課長と市長にお尋ねしますが、男女平等施策の立脚点は後ろ過ぎていないかということでお尋ねします。

憲法の14条は、全ての国民は法のもとに平等であって、性別、社会的身分または門地により、経済的または社会的関係において差別されないと、国民の権利及び義務の根本原則を明らかにしています。とはいえ、平等の実態が伴わない日本の現実があるから、国や県も、各地の市町村も施策を進めています。その場合に、基本的な立ち位置は最も重要なので、山県市の市長や市の男女平等の現状と今後を質問いたします。

まず、企画財政課長に質問します。

1つ目として、市の男女共同の推進に関する会議の検討内容や状況はどのようでしょうか。男女平等施策に関する条例の趣旨や内容の見込み、制定時期の予定はどのようでしょうか。

次に、山県市男女共同プランの中には、第1次プランでは男女各委員の登用率目標30%、第2次プランでは女性委員の登用率目標35%とあります。この30から35へと数値目標を上乗せした理由は何なのでしょう。そもそも第1次プランの成果として、スタート時何%だったものが終了時何%の実績だったのでしょうか。そして、今時点では何%の状態でしょうか。

次に、市長に、基本的な部分、あるいは市役所機構における共通部分について質問します。

先ほどの「登用」という言葉には大きな疑問を私は感じます。言葉は大事です。登る

ということの原点には、官、いわゆる役所が上、民、一般人が下と、そういった価値観を前提に、人を官職などに取り立て、また、人をそれまでより高い地位に引き上げて用いるというような意味合いがあります。「登用」は上下関係の世界の言葉です。だから、憲法に言う平等社会を目指す政策において、この「登用する」という言葉は極めて不適切です。

そこで提案しますが、「起用」という言葉は、今まで用いられなかった人を取り立てて用いること等の意味があります。今後は、山口市役所の文章は「登用」をやめ、「起用」という用語に統一すべきではないでしょうか。

次ですけれども、そもそも男女に関する施策は、現状が平等ではないからこれを改めようという積極性と将来改革の意識が基本にあります。自治体の男女共同施策の条例についてインターネットで見ると、「男女共同推進条例」などの名称は少なくありません。他方で、「男女平等条例」、「男女平等推進条例」、「男女平等参画基本条例」なども少なくありません。名は体をあらわす、つまり、名称はその中身や性質を的確にあらわすことが多いと言われます。特に条例ともなれば、名称は大事です。男女平等が実現していない社会だからこそ条例を定めていこうというのが制定趣旨なのは当然。だから、名称も内容も将来を見越した目標を掲げるのが率直な考え方だと思います。

条例提案権を有する市長の方針として、「男女平等」を冠した条例名としてはどうでしょうか。

次に、防災という観点においても、男女共同、平等の理念や視点が不可欠なことが、東日本大震災での避難や復興の経験から、より強く認識されています。内閣府男女共同参画局が、つい先日、5月31日に、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を発表しました。災害は市全体にかかわり、しかもいつ来るかわからない以上、この指針の考え方を市政全般に速やかに取り入れていくべきではないでしょうか。

次に、男女平等の反面の1つの象徴が、DV、配偶者からの暴力とも言えます。DV防止法は2007年7月に改正され、市町村は、DV防止と被害者の保護に関する基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置について、努力義務を負うことになりました。しかし、市はいまだに山口市の基本計画を定めず、配偶者暴力相談支援センターも設置していません。原因につき、私には市長の認識が薄いからだと映ります。市長として策定及び設置していない理由は何なのでしょう。策定及び設置のための今後の進め方を明らかにされたい。

最後ですけど、同法は、被害者保護を適切に行うため、市町村や県、警察などの関係機関に連携協力する努力義務を課し、岐阜県は、警察や相談機関、弁護士、医療機関な

どが集う協議会を市町村ごとに設置するように求めています。しかし、市はいまだに協議会を設置していません。原因につき、私には市長の認識が薄いからだと映ります。市長として設置していない理由は何なのでしょう。設置のための今後の進め方を明らかにされたい。

以上、お尋ねします。

○議長（横山哲夫君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

1点目の男女共同の推進に関する会議の検討内容や状況についてでございますが、学識や公募委員を含む委員13名で構成する男女共同推進懇話会というものを、前年度は5回、今年度は1回開催しております。

会議の内容といたしましては、第2次市の男女共同参画プランの前年度の実績報告と、それを踏まえた今後の取り組みを懇談していただきましたが、もう一つ、仮称ではございますが、山県市男女共同参画推進条例の素案づくりも検討していただきました。

同条例の素案づくりとしましては、まず、必須項目と考えられるもののうち、比較的議論のしやすいものから議論していただいております。具体的な項目としましては、基本理念、目指す姿、市の責務、市民の責務、事業者の責務などがございまして、現段階では、最初に議論を始めました基本理念の条文案がようやく固まってきている段階でございます。

検討方法は、事務局が素案を提示して議論していただくという方式ではなくゼロベースで議論いただいておりますので、先ほど申し上げました5項目以外については、現段階では事務局のほうからお伝えしていないようにしております。こうしたことから制定時期も想定していない旨を伝えておりまして、早く合意に達すれば、早ければ来年の3月の定例会への上程も可能とはいたしておりますが、決して制定時期ありきで検討していただかないようお願いしております。

なかなか進んでいかない感じもするのですが、先般の会議において、学識経験者からは、いろんなところの条例作成にかかわってきたが、懇切丁寧にみんなで意見を出し合いつくり上げていく、この経験は初めてとも言われましたが、私といたしましても本市にふさわしい案ができるものと感じております。

2点目の女性委員の登用率につきましては、究極的に理想的なのは50%だと思われま。ただ、現実的には困難な諸要因もございまして、第1次プランでは30%となっていました。こうした中、第2次プランを検討中であった平成23年度においては既に3年連続30%を超えているという実情にございましたので、目標数値をより理想に近い35%

としたものであると認識いたしております。

その率につきましては、第1次プランの初年度である平成19年度当初は18.3%でしたが、プラン終期の翌日である平成24年度当初は35.2%となっています。平成25年度当初は34.1%となっております。なお、これらは押しなべた数値でございますので、個別の委員会等ごとの数値ではございませんので、留意しなければならないものとも考えております。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 続きまして、3点目からの御質問にお答えをしたいと思います。

3点目の「登用」という用語を「起用」という用語に改めてはとの御提案でございますが、市男女共同参画プランにおいて「登用率」という用語を用いているのは、国や県の計画と同じ用語にするためのものがございます。こうした用語につきましては、状況に応じて適切な用語を用いるよう努めてまいります。

次に、4点目の「男女平等」を冠した条例名にしてはどうかという御提言でございますが、共同と平等とでは、意味合いは随分異なります。先ほど課長が申し上げましたように、現在、男女共同推進懇話会にて条例の素案づくりを検討していただいておりますので、本市にふさわしい社会づくりを目指す条例を検討していただく中で、最終的にその条例内容にふさわしい名称になればよいと考えております。

次に、5点目の「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」につきましては、近年、大規模災害を経験していない地域にとっては極めて有益な情報であり、今後の市政全般において、災害リスク軽減に向けて活用してまいりたいと考えております。

次に、6点目のドメスティック・バイオレンスにつきましては、DV相談件数は、平成22年度が3人、平成23年度が5人、平成24年度が3人となっています。多くは警察からの通報によるものがございます。

議員御発言のとおり、DV防止法により、市は基本計画の策定と配偶者暴力相談センターの設置努力義務を負っていますが、相談件数は多くはないため、策定、設置することなく、担当課での対応で今日に至っております。県の調査によりますと、計画を策定した市町村は10市町村、配偶者暴力相談センターの設置はないとのことでございます。

しかし、DV防止は人権擁護と男女共同参画社会の実現を図るために重要なことであり、県内市町村の動向を見きわめながら、計画策定、センターの設置を考えてまいりたいと考えております。

次に、7点目の協議会につきましては、設置をいたしておりませんが、県や警察、医

療機関などを含めた市要保護児童対策地域協議会において、要保護児童だけでなく、その保護者の早期発見や適切な保護を図ることを目的として、DV予防につきましても協議し、連携に努めてまいりたいと考えております。

今後は、DV予防にも的確に対応できるよう、既存の市要保護児童対策地域協議会設置要綱を見直して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、市長に再質問いたしますけど、例えば最後のほうのDV関係の法律では努力義務があるということについて、支援センターとかについては他の市町村10市町があるけれども他はない、動向を見ていくということでした。

私は市長の認識が薄いからできていないんじゃないかというふうに問いかけたんですが、やはり今の答弁というのは同じように考えざるを得ない。市長に積極的に何とかしようというのが感じられない。

例えば、その典型が4番目にお聞きした条例の名称なんですけど、懇話会のほうで内容を検討していただいているので、そこでどういうものができ上がってくるか、それによっておのずから名前も決まるだろうという趣旨でしたが、例えば工事を発注するのに、発注者である市長はこういうものをつくってくれという注文をつけるはずですよ。条例提案権を有する市長が、条例をつくる、原案の骨格をつくる、そこに、基本的な骨である、私はこういうのがいいんだ、これが欲しいんだ、山県にこれが必要なんだというところを出さずに、13名の有識の人たち、民間、市民の人たちが入っているところから出てきたものを見て私が決めましょうという答弁だったと思うんですよ。

まさに、先ほどの法律の努力義務を達成していなくてもいいんだとしかとれない、他の市町を見てまだ10ぐらいしかつくっていないからいいじゃないかとしかとれないような答弁、同じだと思う。積極的に男女平等を何とかしたい、共同参画を進めたいと考えるなら、そこに市長の思いがあつてこそだと思うんですが、私はそれが無いということを行っています。

市長はどうもないんだろうし、今これを問いかけても多分答えは一緒だから、私はもうその端的なことの一つとして方針を変えてほしいんですが、県はいろんなデータを出しています。先ほどの、いわゆる皆さんの言葉では登用率、私は起用率と言いたいですけど、それと別に表もちゃんと出して、そのデータを見ると、山県市は確かに民間は高いのね、審議会とか委員会はね。民間、県がデータを出しています、県内の。その中で、審議会とか委員会の数字は、確かに山県市は高いんですよ、三十数%、突出して。

ところが、市の職員の管理職についての数字もある。これは実は、これも突出して高いんですよ、やっぱり三十何%。他の市町でこんな数字はない。ないのはなぜかといえ、市長は事務職にいたからよくわかると思うんですが、山口市が管理職に、課長以上とせずに、もっと下の方も課長という概念で統計をつくり、国、県にも報告しているから三十幾つになる。だって、議場で16人ですか、課長相当職の人がいて、女性は1人でしょう、つまり6%ですよ。それが県に出ていくデータでは三十何%になるという、これは、山口市の実態をよその人が見るとき、それは、市の皆さんはわかっているからいいかもしれないよ、国が見るとき、国がデータをつくる時、県がデータをつくる時、非常におかしなことになる。まず、そういう基本を改めてほしいわけです。

例えばそういうことが、今の林市長が身近なことでできることだと思うんですよ。国や県のデータになるものはきちっと横並びのデータにしなければならないでしょう。山口市だけ突出するデータの集計の仕方はおかしいというふうに思うんですが、そのあたりのこと、いかがなんですか。市の職員の管理職の女性の比率の数字は明らかにおかしいんですよ、データとして。いかがでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 暫時休憩します。

午後2時53分休憩

午後2時54分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

林市長。

○市長（林 宏優君） ただいまの御質問の、市の管理職の県のデータへの入力と申しますか、対応でございますけれども、突出して高いということで、いわゆる一般的な基準が、県のデータの中に入っておる基準が、山口市が他市の状況と異なるというような御質問かと思いますが、市といたしましては、役職、課長、主幹が管理職として数字を挙げておりますので、そういった他市との整合性がどうあるのかはわかりませんが、私もといたしましては、管理職手当を払っている担当者、担当といいますが、そのポストがそのまま数字に挙がっていることと考えております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今の答弁を聞いてびっくりしましたね。山口市の一般職も含めて管理職の率37%が岐阜県の統計に載っているわけですよ。これが国にも上がっていくわけですよ。それでいいんだという市長の答弁、私はもう、ちょっと信じられない。とは

いえ、確信を持って今、休憩までとって答えられたんだから、これ以上答弁を求めるのは無理だし、時間がもう随分減っちゃったので、私は次に行きますけれども、事務局、あと何分なんですか、この時計は4分だけ。5分、わかりました。

3つ目ですけど、水道課長と市長にお尋ねします。

事務事業の合理化、簡素化のさらなる推進をということでお聞きします。

事務事業の合理化や簡素化は自治体にとって急務なことである。そこで、市の現状について具体的なことから問い、次に、課を横断的な事例や全体的なことを問います。

まず、水道課長に、水道や下水関係の事務の不合理について質問します。

山県市内の水道の工事の申請と下水の工事の申請に不用な書類を求めているので、改善を求めます。水道を使えば下水に流れるという当然の原理からして、給水と排水の設備や配管関係は不可分なものです。この工事の申請に関して、給水、水道と、排水、下水の配管の関係などが1枚の図面に書き込まれていれば、いろんな確認やチェックの際にも一目瞭然なので合理的と思われそうですが、山県市は、水道の申請には水道の配管だけの図面、下水の申請には下水施設の配管だけの図面を要求しています。この分離した図面が不合理であることは明白ですが、別々の図面は市民や市民からの依頼を受けた認定業者にとっても余分な負担です。規制緩和が求められる今の時代状況に照らしても不適切です。この異なる図面等は行政側にとって、文書の收受、受け取り、管理、保管において、仕事がふえることはあっても減ることはありません。現在の様式を継続する意味はありません。

なお、以前は水道課と下水道課が分かれていましたから、異なる申請や図面の存在について弁解の余地があったかもしれませんが、下水道関係が水道課に統合された現在、書類などの一本化には障壁はありません。仮に障壁があるとすればそれは、業務に追われて余裕がないゆえに現状追認とならざるを得ない職員の状況でしょう。

そこで質問ですが、現在の異なる図面のメリット、デメリット、あるいは一本化したときのメリット、デメリットはどのようなのでしょうか。

次に、岐阜市など、周辺自治体の方式はどのようなのでしょうか。

3つ目ですが、申請書の記載事項や図面について再検討し、遅くとも来年度、次年度から異なる図面等を改め、一本化すべきではないのでしょうか。

次に、市長に、具体的な事業と事務事業の全体的な合理化、簡素化の推進について質問します。

まず、組み直しをしないと不合理過ぎることしの事業についてです。

ことしの10月6日に香りドーム周辺において例年のように予定されているふるさと栗

まつりに関して、合計約1,700万円の費用のうち1,500万円を市が負担し、約200万円はテナント料等で賄う予算です。ことしは合併10周年記念ともするといいます。

ところで、栗まつりとは別に、花咲きホールにおいて、10月26日の合併10周年の式典におよそ50万円の予算、翌27日には「なんでも鑑定団」のテレビ番組に230万円が見込まれています。栗まつりは市外の人も含めて数万人の人出で、山県市民も多数訪れる開かれたイベントです。それに対して、花咲きホールは定員350人の閉じられたスペースです。この計画や内容を知った私には、10月6日の栗まつりと26日の式典をそれぞれ別個に開催することには強い違和感があります。と同時に、不合理に思えて仕方ありません。

「なんでも鑑定団」のテレビ番組は別個に見るとしても、10月6日の栗まつりの中に26日予定の式典を組み込むことは、合併10周年をより多くの人に認識し感慨を持っていただく意味でも好都合です。閉じた空間と限定された参加者で仰々しい式典をきわめることより、市民に開かれ、ともに祝う新しい山県市を演出することのほうが適切です。

この2つが分離して進められているのは、事務事業の合理化、簡素化、そして費用対効果、しかもより高い効果が得られるように物事を判断するという意識の欠如した市長や職員の意識の問題だと言うしかありません。私は、10月26日の式典を栗まつりの日程に組み入れるように提案します。それとも、一緒にすると不都合があるのでしょうか。

それから、市役所の各種の事務の見直しについて、これも市長に問いますけれども、水道の問題は市役所全体のことを示しています。市長は市職員に対して、新たな気持ちと市民目線で、各種の事務の合理化、簡素化を推進するように改めて強い姿勢で通知すべきではないでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（横山哲夫君） 棚橋水道課長。

○水道課長（棚橋和良君） 1点目の水道及び下水道事務についての御質問にお答えします。

水道及び下水道工事の申請につきましては、各条例及び規則等の規定により、給水装置の新設等の申し込みをする場合は給水装置工事施工申請書を、排水設備の計画の確認を受けようとする場合は、公共下水道事業は排水設備等計画確認申請書、農業集落排水事業は排水設備工事等申請書を、市が指定または認定した水道工事業の方から提出され、いずれの場合も申請書に給水または排水の配管図及び位置図を添付して申請していただいているのが現状でございます。

また、給水及び排水工事の事務は、各係で申請書の受け付け、給水または排水工事の申請確認から完了後の検査まで行い、一連の書類の管理を水道と下水道に分けて整理、

保存する方法で現在に至っております。

さて、御質問の1つ目でございますが、申請図面を一本化しますと考えられますメリットとしては、共通の図面で給水及び排水工事の申請ができ、申請の簡素化等行政サービスにつながるものと思っておりますが、一本化する場合は、申請書類の確認や保管方法等についても改善を図っていかなければならないと考えております。

2つ目でございますが、給水及び排水工事の申請を一本化している周辺自治体は、岐阜圏域で申しますと、6市3町のうち、岐阜市、瑞穂市の2市がございます。本市と同様に給水及び排水工事申請が申請図面を含め異なる様式となっております市町が、各務原市、羽島市、本巣市のほか3町となっております。

3つ目でございますが、申請書や関係図面の一本化につきましては、いま一度事務事業の見直しを図るよい機会だと捉え、申請図面等の統一を図る方向で研究し、来年度から実施できるようによりよい方策を見出していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 続きまして、2点目からの御質問にお答えをいたします。

10月26日に予定している合併10周年記念式典を10月6日の栗まつりの日程に入れてはどうかという御提案につきましては、本年2月に開催されました第1回定例会の議会全員協議会において10周年記念事業の日程等をお話しした以降、各種行事や会合の際に10周年記念事業についてお知らせする機会も多く、式典の開催予定を岐阜県市長会にも連絡しており、市長会の会議の際にも他市の予定とあわせて本年度の市制施行記念式典開催予定として周知されております。

また、式典には、国会議員、県知事、県議会議員、県内20市の市長及び議会議員、国の関係機関、県の関係機関、市内の各種団体の方を約300名招待する予定でありますので、多くの方が来場される栗まつりの会場に招待者の席を確保し、来賓の送迎等に対応するには、警備等の費用の追加も予想されるところでございます。

また、「出張！なんでも鑑定団」の収録と一体化させることで、音響機材、スタッフ等を有効利用することで経費の削減にも努めているところであります。

さらに、議員がおっしゃる仰々しい式典も、合併に貢献していただいた方々の功績をたたえる場である式典としては、祭りのステージよりもふさわしいと考えております。

次にお尋ねの各種事務の見直しにつきましては、議員御発言のとおり、私も市民目線で、事務の合理化、簡素化は大変重要なことと考えておりますし、また、政策調整会議等の折にもそういったことを職員に指示してきたところでもございます。そういった中

で、特に開発協議ですとか、農振関係、除外の関係でございましたが、簡素化できてきたと考えております。

また、前年度に実施しました事業仕分けもそうした観点から着手したものでございますし、ことしも9月28日、29日と実施すべく、準備を進めているところでもございます。また、第3次行政改革大綱においても、市民の目線に立ってサービスの全般の見直しや窓口の改善、行政手続の簡素化を進め、便利でわかりやすく、満足の高い行政サービスの提供に努めるとしており、さらなる合理化と簡素化に継続して取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

---

○議長（横山哲夫君） これで、本日予定しておりました一般質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

一般質問は本日で全てを終了いたしましたので、27日は休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。したがって、27日は休会とすることに決定いたしました。

28日は午前10時より会議を再開します。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後3時07分散会

平成25年6月28日

# 山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

## 山県市議会定例会会議録

第4号 6月28日(金曜日)

○議事日程 第4号 平成25年6月28日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第51号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について  
議第52号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について  
議第53号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
議第54号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について  
議第55号 平成25年度山県市一般会計補正予算(第2号)  
議第56号 平成25年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)  
議第57号 山県市職員の給与の臨時特例に関する条例について  
議第58号 平成25年度山県市一般会計補正予算(第3号)  
議第59号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)  
議第60号 平成25年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)  
議第61号 平成25年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)  
議第62号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
議第63号 平成25年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第51号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について  
議第52号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について  
議第53号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
議第54号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について  
議第55号 平成25年度山県市一般会計補正予算(第2号)  
議第56号 平成25年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)  
議第57号 山県市職員の給与の臨時特例に関する条例について  
議第58号 平成25年度山県市一般会計補正予算(第3号)

- 議第59号 平成25年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第60号 平成25年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第61号 平成25年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第62号 平成25年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第63号 平成25年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第3 討 論

- 議第51号 山口市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 議第52号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第53号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第54号 山口市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第55号 平成25年度山口市一般会計補正予算（第2号）
- 議第56号 平成25年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第57号 山口市職員の給与の臨時特例に関する条例について
- 議第58号 平成25年度山口市一般会計補正予算（第3号）
- 議第59号 平成25年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第60号 平成25年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第61号 平成25年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第62号 平成25年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第63号 平成25年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第4 採 決

- 議第51号 山口市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 議第52号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第53号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第54号 山口市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第55号 平成25年度山口市一般会計補正予算（第2号）
- 議第56号 平成25年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第57号 山口市職員の給与の臨時特例に関する条例について
- 議第58号 平成25年度山口市一般会計補正予算（第3号）

- 議第59号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第60号 平成25年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第61号 平成25年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第62号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第63号 平成25年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第5 発議第3号 慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）患者の支援を求める意見書  
について
- 日程第6 質 疑
- 日程第7 討 論
- 日程第8 採 決
- 日程第9 発議第4号 個人保証の原則廃止を求める意見書について
- 日程第10 質 疑
- 日程第11 討 論
- 日程第12 採 決

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員会委員長報告
- 議第51号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 議第52号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第53号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例について
- 議第54号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改  
正する条例について
- 議第55号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第56号 平成25年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第57号 山県市職員の給与の臨時特例に関する条例について
- 議第58号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第59号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第60号 平成25年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第61号 平成25年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第62号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第63号 平成25年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第51号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について  
議第52号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について  
議第53号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
議第54号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について  
議第55号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第2号）  
議第56号 平成25年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）  
議第57号 山県市職員の給与の臨時特例に関する条例について  
議第58号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第3号）  
議第59号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議第60号 平成25年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議第61号 平成25年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
議第62号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議第63号 平成25年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第3 討 論

- 議第51号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について  
議第52号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について  
議第53号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
議第54号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について  
議第55号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第2号）  
議第56号 平成25年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）  
議第57号 山県市職員の給与の臨時特例に関する条例について  
議第58号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第3号）  
議第59号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議第60号 平成25年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議第61号 平成25年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
議第62号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議第63号 平成25年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）

- 日程第4 採 決
- 議第51号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 議第52号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第53号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第54号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第55号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第56号 平成25年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第57号 山県市職員の給与の臨時特例に関する条例について
- 議第58号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第59号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第60号 平成25年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第61号 平成25年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第62号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第63号 平成25年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第5 発議第3号 慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）患者の支援を求める意見書について
- 日程第6 質 疑
- 日程第7 討 論
- 日程第8 採 決
- 日程第9 発議第4号 個人保証の原則廃止を求める意見書について
- 日程第10 質 疑
- 日程第11 討 論
- 日程第12 採 決

---

○出席議員（14名）

1番	恩田佳幸君	2番	山崎通君
3番	吉田茂広君	4番	上野欣也君
5番	石神真君	6番	杉山正樹君
7番	寺町知正君	8番	尾関律子君
9番	横山哲夫君	10番	武藤孝成君

11番 藤根 圓六 君      12番 影山 春男 君  
13番 村瀬 伊織 君      14番 後藤 利瑗 君

---

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林 宏優 君	教育長	森田 正男 君
総務課長	関谷 英治 君	企画財政課長	久保田 裕司 君
税務課長	奥田 英彦 君	市民環境課長	林 早笑 君
福祉課長	江口 弘幸 君	健康介護課長	中村 孝 君
産業課長	谷村 勝美 君	建設課長	長野 裕 君
水道課長	棚橋 和良 君	会計管理者	遠山 治彦 君
消防長	横山 智 君	学校教育課長	渡辺 千俊 君
生涯学習課長	佐村 光仁 君		

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹村 勇司	書記	林 強臣
書記	大野 幹根		

---

午前10時00分開議

○議長（横山哲夫君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（横山哲夫君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題とします。

本件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員長 上野欣也君。

○総務産業建設常任委員会委員長（上野欣也君） 総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月18日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第51号から議第53号及び議第55号、議第57号、議第58号の所管に関する条例案件4件、予算案件2件の6議案を議題とし、審議を行いました。

主な質疑において、議第51号 山口市総合計画審議会条例の一部を改正する条例については、改正される部分の内容及び今後想定される状況。議第52号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例については、山口市男女共同参画推進懇話会等の条例化の時期判断。議第53号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、報酬に対する市の考え方と方針。議第55号 平成25年度山口市一般会計補正予算（第2号）（総務産業建設関係）では、企業立地促進費における委託料の内容と工事内容。住宅管理費における木造住宅耐震補強補助金の内容と経緯。議第57号 山口市職員の給与の臨時特例に関する条例については、条例制定における経緯と市の考え。特別職と議員分について上程されなかった理由。削減率と交付税への影響。議第58号 平成25年度山口市一般会計補正予算（第3号）（総務産業建設関係）では、地域経済循環創造事業補助金の内容及び補助率、計画地域等。補正予算給与費明細書の退職者分の増減額の内容と山口市での平均削減率等について質疑応答が行われました。

採決の結果、付託されました全議案とも、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 続きまして、厚生文教委員長 吉田茂広君。

○厚生文教常任委員会委員長（吉田茂広君） 厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月20日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第54号から議第56号及び議第58号から議第63号までの所管に属する条例案件1件、予算案件8件の9議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、議第55号 平成25年度山口市一般会計補正予算（第2号）（厚生文教関係）では、予防接種の補助金の積算根拠と補助割合について。議第56号 平成25年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）では、委託の業務内容と今後のスケジュール。委託業者の決定方法などについての質疑応答がございました。

採決の結果、議第54号から議第56号及び議第58号から議第63号までについて、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

続いて、2件の意見書案について審議しました。

まず、慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）患者の支援を求める意見書について。審議、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定し、本委員会発議として議長に提出することに決定しました。

また、個人保証の原則廃止を求める意見書について審議した結果、本委員会として採択することを望む賛成討論がありました。採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定し、本委員会発議として議長へ提出することに決定しました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 各常任委員会委員長の報告が終わりました。

---

## 日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（横山哲夫君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

山崎 通君。

○2番（山崎 通君） 暫時休憩していただけますか。

○議長（横山哲夫君） 暫時休憩します。

午前10時06分休憩

午前10時13分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（横山哲夫君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。
- 

### 日程第3 討論

- 議長（横山哲夫君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第51号から議第63号に対する討論を行います。

発言通告による討論はありませんでした。

討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（横山哲夫君） 次に、賛成討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（横山哲夫君） 討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（横山哲夫君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。
- 

### 日程第4 採決

- 議長（横山哲夫君） 日程第4、採決。

ただいまから、議第51号から議第63号までの採決を行います。

最初に、議第51号 山口市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第52号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第53号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第54号 山口市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議第55号 平成25年度山口市一般会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第56号 平成25年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第57号 山口市職員の給与の臨時特例に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第58号 平成25年度山口市一般会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第59号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第60号 平成25年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第61号 平成25年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第62号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第63号 平成25年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第5 発議第3号 慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）患者の支援を求める意見書  
について

○議長（横山哲夫君） 日程第5、発議第3号 慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）患者の支援を求める意見書について。

厚生文教委員会委員長の趣旨説明を求めます。

厚生文教委員会委員長 吉田茂広君。

○厚生文教常任委員会委員長（吉田茂広君） 議長の許可をいただきましたので、慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）患者の支援を求める意見書について、提案の趣旨説明をいたします。

慢性疲労症候群は、健康に生活していた人が、ある日突然、原因不明の激しい倦怠感に襲われ、精神神経症状などが長期にわたることから、健全な社会生活が送れなくなるという原因不明の疾患であり、治療法も確立されていません。全国では患者が約30万人いるとされ、苦痛に耐えて仕事を続けることができる患者もいれば、症状が重く寝たきりに近い患者も多く、原因が解明されていないため、社会からの偏見や理解不足に苦しんでいる現状があるとされています。

よって、本意見書を提出し、本疾患の原因究明と治療法の確立、実態の周知や必要な環境整備など、早急に実現を図るように求めるものであり、地方自治法第99条の規定により関係行政庁へ要望するものであります。

詳細につきましては意見書のとおりでございますので、御賛同を賜りますようよろしく申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（横山哲夫君） 御苦労さまでした。

---

日程第6 質疑

○議長（横山哲夫君） 日程第6、質疑。

ただいまから、発議第3号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

---

## 日程第7 討論

○議長（横山哲夫君） 日程第7、討論。

ただいまから、発議第3号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

## 日程第8 採決

○議長（横山哲夫君） 日程第8、採決。

ただいまから、発議第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

## 日程第9 発議第4号 個人保証の原則廃止を求める意見書について

○議長（横山哲夫君） 日程第9、発議第4号 個人保証の原則廃止を求める意見書について。厚生文教委員会委員長の趣旨説明を求めます。

厚生文教委員会委員長 吉田茂広君。

○厚生文教常任委員会委員長（吉田茂広君） 議長の許可をいただきましたので、個人保証の原則廃止を求める意見書について、提案の趣旨説明をいたします。

個人保証は、保証人の破産、個人再生申し立ての主要な原因になっているとともに、年間3万人を超える自殺者のうちには保証人としての責任を苦に命を絶ってしまう人が少なからず含まれているなど、保証人のみならず、その親族等の人生にも破壊的な影響を及ぼしています。

個人保証被害の救済のためには、情義的な個人保証制度を廃止し、例外として許容される場合でも被害の拡大を防止する制度を設ける必要があります。また、事業者の資金

繰りや金融機関の融資に支障が生じることのないよう、所要の措置を講じる必要もあります。

よって、意見書を提出し、個人保証を原則廃止し、経営者保証等の限定的なものにおいても、保証人保護の制度を設けるように強く求めるものであり、地方自治法第99条の規定により関係行政庁へ要望するものであります。

詳細につきましては意見書のとおりでございますので、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横山哲夫君） 御苦労さまでした。

---

#### 日程第10 質疑

○議長（横山哲夫君） 日程第10、質疑。

ただいまから、発議第4号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

---

#### 日程第11 討論

○議長（横山哲夫君） 日程第11、討論。

ただいまから、発議第4号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

#### 日程第12 採決

○議長（横山哲夫君） 日程第12、採決。

ただいまから、発議第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（横山哲夫君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じ、提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成25年第2回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

午前10時26分閉会

---

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 横 山 哲 夫

1 番 議 員 恩 田 佳 幸

2 番 議 員 山 崎 通